

○令和7年10月14日(火)

開議 午前10時00分

散会 午後 5時00分

○出席委員(16名)

委 員 長	高 橋 ひでとし	委 員 長	まじま 隆 英
副 委 員 長	小 林 ゆうき	委 員 長	高 橋 紀 博
委 員 員	いしかわ まさき	委 員 員	高 木 ひろたか
委 員 員	あ べ な お	委 員 員	佐 藤 さだお
委 員 員	江 川 あ や	委 員 員	能 登 谷 繁
委 員 員	駒 木 おさみ	委 員 員	金 谷 美奈子
委 員 員	皆 川 ゆきたけ	委 員 員	高 花 えいこ
委 員 員	石 川 まさゆき	委 員 員	安 田 佳 正

○出席議員(1名)

決算審査特別委員会委員長 杉 山 允 孝

○説明員

副 市 長	菅 野 直 行	総 務 部 次 長	八 木 治 樹
副 市 長	柳 井 正 将	総務部管財課長	河 原 由 幸
総合政策部長	熊 谷 好 規	総務部人事課主幹	橋 本 敦
総合政策部次長	高 橋 慶 太	総務部職員厚生課長	坂 谷 内 彰
総合政策部次長	小 澤 直 樹	防 災 安 全 部 長	内 村 充 彦
総合政策部政策調整課主幹	狩 野 大 助	防 災 安 全 部 防 災 課 長	紺 田 勝 啓
総合政策部財政課主幹	今 田 秀 人	防 災 安 全 部 防 災 課 主 幹	伊 藤 敦 子
行財政改革推進部長	浅 利 豪	消 防 長	河 端 勝 彦
行財政改革推進部行政改革課長	梶 山 朋 宏	消 防 本 部 次 長	藤 原 肇
女性活躍推進部長	片 岡 晃 恵	消 防 本 部 総務課消防団担当課長	沼 田 有 史
女性活躍推進部次長	松 山 由 夏	消 防 本 部 警防課長	泉 雅 彦
地域振興部長	三 宅 智 彦	消 防 本 部 警防課主幹	狩 野 阳
地域振興部次長	板 谷 一 希	選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 長	長 谷 川 伸 一
地域振興部次長	佐 瀬 勝 明	選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	鳴 海 秀 一
地域振興部都市計画課主幹	原 智 之	選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 主 幹	姥 名 英 城
総 務 部 長	和 田 英 邦	監 察 委 員	大 鷹 明
総 務 部 次 長	金 みのり	監 察 事 務 局 次 長	稻 田 英 樹

○事務局出席職員

議会事務局長	稻田俊幸	議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課主査	信濃孝美	議事調査課会計年度任用職員	河合理子
議事調査課書記	高橋理恵		

○高橋ひでとし委員長 ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、前回に引き続き、認定第1号の分担部分のうち総務常任委員会所管分及び認定第4号の以上2件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○江川委員 おはようございます。

じゃ、週明けということで、また気持ちを新たに爽やかに参りたいと思います。

まず、予備費の充用に関して伺ってまいります。

予備費の充用に関して、管理事務費に充用したというふうに大綱質疑なんかでも言われていますが、その使途と決算額をそれぞれお示しください。

○金総務部次長 予備費から管理事務費へ充用した使途につきましては、4件の訴訟に対する本市の訴訟代理人弁護士への着手金及び報酬金で、決算額は560万7千824円となっております。

その内訳といたしましては、旧総合庁舎の解体の差止め等を目的として訴えを提起された建物解体撤去等差止め請求事件の第1審及び第2審に係る着手金としてそれぞれ44万円、その2つの訴訟の報酬金として32万4千890円、市が行った土壤汚染除去に係る処分が違法であるとして提起された汚染の除去等の措置義務づけ処分取消し請求事件の第1審及び第2審に係る報酬金として99万2千934円、いじめの重大事態に関わり提起された損害賠償請求事件の着手金として341万円となっております。

○江川委員 提起と提訴とそれぞれあるんだなということで、まあ、予備費っていうのは、いわゆる予備なので、例えば、災害であったりとか、何かこう、突発的な事項が起きたときに使われるものだというふうに私は理解をしています。

じゃ、果たしてこの4点ですか、いずれも予測はつかなかったのかっていうところが疑問点だったので伺っているわけですけれども、特に、この損害賠償請求事件の着手金額、大分、この中でも高額な気がするんですけども、金額の積算根拠をお示しください。

○金総務部次長 本市では、(旧)日本弁護士連合会弁護士報酬基準を参考に額を積算しており、着手金につきましては、その基準に示されている着手金と報酬金の平均額の2分の1の額に消費税相当額を加算した額としております。

2分の1としておりますのは、本市の訴訟では、通常、市の職員が資料作成等の業務を担っていることから、相応分としての減額をしているものであり、最終的な額につきましては、弁護士と協議の上、定めております。

損害賠償請求事件の着手金が高額となっている理由につきましては、当該基準が経済的利益によって金額が変わる基準となっており、本事件については、請求額が大きいことから、着手金も高額になっております。

なお、日本弁護士連合会弁護士報酬基準は平成16年に廃止されており、新しい基準は設けられ

ていないことから、今でも多くの法律事務所はこの基準を参考にして報酬体系を構築していると認識しております。

○江川委員 この（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準というのがどういったものなのかというのをちょっと調べていましたら、弁護士費用が、いわゆる自由化したということで、低くというよりは、どちらかというと、それまでの弁護士さんの働き方とか、そういったところに関してだと、その報酬だとなかなかちょっと難しいよねっていうようなところから基準が変更されたっていうことに鑑みると、この金額を、この基準を参考に出しているっていうのは、まあ、ある意味では、妥当というのか、この弁護士さんにしてみたら、今後のこの方以外の人がちゃんと受けてくれるんだろうかっていう、安過ぎるんじゃないかなっていうような不安も、一瞬、あるなあっていうのを見たところなんです。

ただ、一般的に見て、着手金でこの金額ですかっていうのが最初の私の印象だったんですけれども、あっ、実際のところは、この背景が、訴訟が多くなっていく中で、やっぱり、そういったところは大変なんだよなっていうことなんだなっていうことが分かったので、こういう意味では妥当な金額なのかな、むしろ、何か、申し訳ないのかなっていうようなことは、ちょっと、この金額を見て思いました。

一方で、やはり、これ、ある程度見込みができるんじゃないかなあっていうふうにも思ったわけです。建物解体撤去等差止め請求事件など、ある程度、やっぱり見込みが立つんじゃないか、そうであるならば、先に補正を組むっていうようなこともできるんじゃないかと思いますけれども、見解を伺います。

○金総務部次長 着手金等の訴訟の費用を当初予算に計上していない理由につきましては、事前に訴訟を提起されることや提起された訴訟が控訴されるか否かにつきましては予見ができないこと、また、先ほど御答弁申し上げましたとおり、着手金等は訴訟の額によって変動することから、当初予算ではなく、予備費の充用で対応しているところです。

なお、委員の御指摘の建物解体撤去等差止め請求事件につきましては、令和6年6月10日付の訴状で訴訟を提起されており、あらかじめ予見することはできなかったものでございます。

○江川委員 なるほど、両方とも、来るかなあっていう予想はできたけれども、なかなか金額とかはちゃんとできなかつたっていうところですね。積算根拠を持って金額を積み上げて予算を提示するというのが基本だから、できなかつたんだっていうような理解で大丈夫ですかね。

というようなところで、この予見ができない訴訟っていうことなんですけれども、そういったことに対応するのは、最近、訴訟保険っていうものがあるんですけども、経済的利益とかによって金額が変わることを考えると、なおさら、そういった、さらに一定数の経費がかかるというふうにも考えられるわけです。このことに関して、どういうふうに捉えているのかというのを伺いたいと思います。

○和田総務部長 時代の変化に伴いまして、住民ニーズが多様化、複雑化する中にございまして、私ども自治体は様々な行政課題に適切に対応していくことが求められてございますが、その対応への不服等から訴訟に発展いたしまして、費用が今後さらに増大していくことも想定されるのではないかというふうに考えてございます。

現在、本市で加入している賠償責任保険等において、訴訟に関する費用について補償の対象とな

っているものもございますが、補償の内容は様々でありますことから、今後は訴訟等への備えも踏まえた対応を検討してまいりたいと考えております。

○江川委員 本当は訴訟を起こされないのがいいっていうのは、さきの答弁でも分かっているところだと思うんですよね。ただ、手持ち資料でいただいて、拝見したら、何年度、何年度っていうふうに複数年にまたがっている訴訟も今回ありました。そういうものに関しては、あえて中身に関しては伺いませんけれども、そういうものに対して、今後、当該の課ないしは当該の部で適切に備えをしていかなくてはならないのではないかなあというふうに思っていますので、その点は指摘をさせていただきます。

そして、この損害賠償請求事件なんかの中身に関しては、分科会が異なる部分だと思うので、それはもう会派として中身を確認していきたいというふうに申し上げて、この項目を終わります。

そして、次、ふるさと納税推進費について伺ってまいります。

資料もいただいています。このふるさと納税推進費についてですが、何度か私も取り上げてきてているんですけども、一覧表の横長の表を見ていただくと、市民税控除額の下のところに表があります。そういうところを見ても、かなりどんどんと増えている。少しづつ、努力の結果、増えているんだっていうことが理解できるところだと思います。

まず、このふるさと納税制度の目的と令和6年度決算の概要と寄附実績の推移について伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 まず、ふるさと納税制度につきましては、ふるさとですか、応援したい自治体に対しまして、寄附行為を通じて恩返しや応援の気持ちを伝えるとともに、その使途を自らの意思で選択できることを趣旨として創設された制度であると認識しているところでございます。

本市におきましても、平成20年の制度創設以降、毎年度、全国各地の方々から多くの御寄附と心温まる応援メッセージをいただいているところでございまして、本市の財政状況が厳しい中、非常にありがとうございます。御寄附いただいている方々には心より感謝を申し上げる次第でございます。

次に、令和6年度のふるさと納税推進費の決算概要といたしましては、寄附受付ポータルサイト運営ですか、返礼品の調達及び配送、寄附者からの問合せ対応等の中間業務並びに寄附金受領証明書等の発送ですか、ワンストップ特例申請の受付に係る業務などの委託料で14億2千376万8千472円、ポータルサイト掲載に係る手数料や寄附金の決済手数料として1億7千420万3千919円、このほか、ポータルサイトを経由しない寄附の返礼品の調達及び配送に要する経費などを合わせまして、事業費全体で16億1千139万2千340円を支出したところでございます。

また、寄附実績の推移につきましては、各年度の寄附件数、寄附金額の順に申し上げますと、令和2年度、11万9千976件で18億135万7千347円、令和3年度につきましては12万9千946件で19億2千654万8千519円、令和4年度につきましては13万7千524件で22億4千368万2千19円、令和5年度につきましては16万3千571件で27億9千490万6千556円、令和6年度につきましては17万4千779件で36億9千916万6千529円となっております。

○江川委員 今、横長の1枚目のグラフのようなところの資料を基にして御答弁をいただきまし

た。

では、提出資料のうち、縦型のA4のほうの中、件数、それぞれの基金への寄附状況というこの表の中にありますけれども、この中で占有率というふうな項目があります。この占有率とはどのように考えたらよいのか、お答えください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本市では、寄附者が寄附金の使い道を選択できることとなっておりまして、各ポータルサイトでは、旭山動物園への支援など25の事業をお示しし、その中からお選びいただいているところでございます。

分科会提出資料、令和6年度ふるさと納税に係る寄附金歳入等の前年度比較の2ページ目、各基金等への寄附状況にてお示ししております占有率につきましては、当該年度、その年度の寄附金総額において各基金等への寄附金額が占める割合を示したものでありますことから、占有率が大きいものほど、その使い道が、その年度、多く選ばれたものと捉えることができます。

○江川委員 冒頭の2つの御答弁から、まず、寄附行為を通じて恩返しや応援の気持ちを伝えるということ、それから、もう一点、今の占有率の中で、寄附者が寄附金の使い道を選択できることから、その中でいろんな事業を示して、中からお選びいただいているよというようなこの2点の部分が分かるわけです。

で、占有率が大きいほど、使い道が多く選ばれているということなんですけれども、令和5年度と、それから令和6年度のこの表の部分、占有率を見ていくと、まあ、人気ですね、旭山動物園。とか、子ども基金とか、それから動物愛護基金とか、そのあたりの部分というのが、令和5年度、占有率が比較的高い上位の3つ、そして、占有率としてずっと下を見ていくと、基金外、まあ、基金外は、いわゆる一般寄附に近いようなものですね。

で、物納っていうのが、項目が令和6年度の決算において増えているわけです、令和5年度にはなくて、令和6年度にあるもの。この物納というのは、令和6年度以前、まず、あったのか、それから、物納とはどういう制度なのか、あわせて、物納の他都市の例、活用方法をお示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和5年度までの中での物納の実績ということなんですけれども、そちらについては記録としては残ってございません。

次に、物納の制度でございますけれども、物納とは、金銭以外の物による寄附でございまして、物品の査定価格が税額控除の対象となります。

他都市の例といたしましては、三重県いなべ市が、楽器寄附ふるさと納税として、市内の学校の吹奏楽部などで不足している楽器の寄附を募っております。自治体側が希望する楽器をホームページ上で示して、寄附を申し出る個人がいれば、専門の業者による査定を実施して、その査定額を寄附者が了承すれば、楽器の査定額分の税額控除を受けることができる制度を実施しております、現在では同市以外にも複数の団体において実施されていると承知しております。

○江川委員 物納の例としては、楽器寄附ふるさと納税が有名なところですね。ちょっと、この楽器寄附ふるさと納税を調べてみたんですけども、この近隣で言えば、東神楽町さんがこの楽器寄附ふるさと納税ということで物納をいただいているということでした。

いずれにしても、こういう楽器が欲しいですよ、ないしは、こういうふうなことに使いますよっていうふうに先に使い道が定められているということが、この物納においても分かるということ

があります。

ただ、寄附、寄贈じゃなくて寄附ですので、寄附っていうのは、まあ、そうですね、最初に、そういういえば、定義すればよかったです。寄附っていうのはお金、金銭っていうようなもの、そして、寄贈というと物納、物っていうようなところで、言葉の使い方が異なるかと思うんですよね、行政の用語を見ていくと。なんですかけれども、寄贈に近いわけですね。自分たちが使った楽器を、もう次の人たちに使ってもらおう、そういう制度がこの楽器寄附ふるさと納税ということで物納だということが分かります。

つまり、物納であったとしても、ふるさと納税なので目的がはっきりしていて、どういったことで使いますよっていうのが分かるわけですが、旭川市のこの基金外物納、どういった目的で自治体として寄附を求めたものなのでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和6年度に物納による寄附がございましたドイツの陶磁器でございますマイセンにつきましては、本市出身者であります寄附者が収集されているコレクションは大変貴重なものであると認識しておりますことから、デザイン都市としての価値を高めるために寄贈を希望していたところでございます。

これを受けまして、個人で保管しているといずれ散逸の可能性があることから、一括で管理してもらえるなら市に寄贈したいとの御判断ですとか、寄附後においては、長年にわたり収集しました貴重なコレクションを市民の皆様に鑑賞していただきたいといった思いから寄附を申し出られ、市として寄附を受け入れたところでございます。

○江川委員 デザイン都市としての価値を高めるために寄贈を希望していたということです。

先に言っておくと、私、すっごい、このマイセンを楽しみにしているんですね。リヤドロとか、そういうお人形さんを見るのが大好きで、陶器の人形って、どつか、他都市に行ったときには拝見するので、いや、もう、旭川で見られるなんて、子どもたちに見せるの、わくわくするわと思っているんですけど、その一方で、旭川市のデザイン都市の価値って、このお人形、マイセン、いわゆる芸術作品です。骨董品というよりは、もう本当に芸術的なものだと思うんですね。そういうものは、何ていうんですか、ほかのこれまでの旭川市の道立美術館であったり、旭川市で持っている彫刻美術館、中原悌二郎記念彫刻美術館であったり、旭川市の博物館であったり、そういうところの収集コレクションの中にマイセンって入っていないなど改めて確認をしたところだったんです。

旭川市は、やはり、木材というか、木彫、家具、そういったところからのデザイン都市で、デザインの森っていう名前が出ているように、どうも、何か、このマイセン、芸術作品、そういったところと直接的には何となく結びつかないぞと。つまり、このマイセンというすばらしいコレクションを旭川市に、譲り受けて、子どもたちも市民も、もしかしたらわくわくするかもしれない、けれども、一貫性を持ったコレクションになり得るのだろうかっていうところがやや疑問なわけです。そして、それが本当に価値を高めるんだろうかというところが疑問なわけですね。

そして、散逸させずに一括で管理してほしいということ、もう当たり前です、これ。コレクションとして、散逸してしまったらコレクションになりませんので。それから、市民に鑑賞の機会を与えてくださる。もう、これは本当に寄附者の方の気持ちが伝わってくるなって、大事に保管してきたものを旭川市民に還元してくれるんだっていうところで、すごく分かります。そして、こういう

ふうに使途が明確にされている寄贈だっていうことですね。

で、気になっているのは、お金の納税とはやっぱり異なって、いろいろな経費、受入れ時の負担なんかもかかっているかと思うんですけれども、この物納に関してどういう経費がかかっているんでしょうか。決算額を、款項目と、経費の内訳を併せてお示しいただきたいと思います。

また、具体的に、いつ頃、受入れを行ったのか、伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 物納に関する経費につきましては、2款1項9目のふるさと納税推進費から支出をしておりまして、決算額の内訳といたしましては、寄附がございましたマイセンの、寄附者が在住されている東京都内からの美術品梱包費用と輸送費用及び旭川市における開梱作業代として326万950円、保険料として51万5千160円、査定に要する費用といたしまして177万7千809円の合計555万3千919円を支出したところでございます。

また、マイセンを受け入れた時期でございますけれども、これは、令和6年の12月25日に受け入れてございます。

○江川委員 クリスマスプレゼントだったんですね。本当にありがたいものですね。

さて、款項目としてはふるさと納税のこの経費の中にこれが入っているということです。で、ふるさと納税の事業費の中に入っているということで大丈夫でしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 委員の指摘のとおり、ふるさと納税推進費の中で執行しているところでございます。

○江川委員 こういった事務経費というのが、ふるさと納税では、全て、いろんな通知を見ていくと、こういう事業費も全部含めてくださいねっていうふうになっていますね。新しい運用としてそういうふうになっているので、こういった、こここの経費の部分、受入れに係る経費の部分っていうのも今後きちっと考えていかないと、返礼品の調達費用とか、事務経費とか、ポータルサイトへお支払いするお金とか、そういったものを、全部含めて運用してくださいね、正しく運用してねっていうふうなことになっているわけだから、そういったところを少し今後気をつけていかないと、実質的に、運用上、問題になってしまう可能性があるのかなあっていうのをちょっと思ったところです。

この寄附者の方が、やはり、返礼品は要りませんよっていうふうなタイプの方だったからここは大丈夫でしたけど、そうじゃなければ、返礼品まで調達して提出っていうふうになると、経費も含まって超えてしまうというようなところがあるのかなというところがあります。

経費の多くのうち、輸送料ということです。東京からここまでトラックで運ぶ輸送料、ちょっと、何か、ちらっと、どのぐらい、普通、かかるもんなんですかねっていうのを聞いてみたら、まあ、そんな、すごい金額だねっていうような話があって、そこまでかかるんだろうか、この金額は本当に妥当なんだろうかっていうのもちょっと気になったところでした。

さて、物納は、ほかのふるさと納税とやっぱり異なる経済効果というのがあると思います。経済効果はどのように考えているんでしょうか。

そして、これ、予算の質疑のときに、市長が強く要望して受け入れたというふうな答弁があったかと思いますが、ふるさと納税と聞いているんですけど、どういった点で市民への活用を考えているのか、市として受け入れた後、どうなっているんでしょうか。

ふるさと納税であれば、寄附者において、寄附後の目的が、先ほど述べていただいたようにあり

ますので、併せてお示しをいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 金銭による寄附の場合につきましては、特段の手続を経ることなく事業等に活用できるところでございますが、物納の場合にあっては、いただいたものをいかに活用するかによって、その物に対する経済効果ですとか、あるいは、価値が発揮されるものというふうに認識しております。

今回御寄附いただきましたマイセンにつきましては、現在、総合政策部において活用方法等を検討していること及び市の内規において美術品については備品として取り扱うこととされておりすることから、備品として登録し、管理されているものというふうに伺っております。

○江川委員 備品登録がなされたということですね。うーん、美術品です、はい。

で、先ほどから御答弁いただいたように、どういうふうに活用するかによって、この金額の価値、物納の、ここに載っているおよそ2億円というこの価値が、さらに実は倍になることもあったり、逆に言うと、活用できなければゼロですよね。持っているだけというような状態になってしまふわけですが、それは寄附者としては望んでいないということが、今、繰り返しの答弁の中でも語られています。市民の皆さんに貴重なコレクションを、本当に貴重なコレクションですので、見ていただくという、ヨーロッパに行かなくても見られる、箱根に行かなくても見られる。箱根にマイセン美術館ってありますのでね。そういった、箱根に行かなくても見られる、旭川市内で見られるんだっていう、そういったところを大切にしてくださったものなんだと思います。

また、本当にいい方なので、旭川思いのいい方なので、いろいろなところで、やはり、そういう思いを大切にしてほしいなあっていうふうに、ないがしろにしないでほしいなと思うところなんですけれども、気になっているのが、さきの答弁では、デザイン都市としての価値を高めるために寄贈を希望したということで、デザイン都市って、今ここにいる方たちは所管はしていないですね、そこまで。何だろう、担当で、よくデザイン都市関連の事業なんかを構築するときには、経済部が出てきているようなイメージがありますし、で、美術品というところでも、私の中では、ぱっと浮かんだのは、やっぱり、博物館であったり、美術館であったり、そういったところは、やっぱり文化行政なので社会教育部かなっていうようなところなんですけれども、なぜか備品登録は、ね、総合政策部ということで、美術品にもかかわらず、そして、デザイン都市の価値を高めるためにもらった、いただいたものにもかかわらず、なぜ、総合政策部の備品となっているのか。その理由、そして、担当となった時期も併せてお示しください。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 寄贈を受けたマイセンについては、世界的にも貴重なコレクションであり、本市においても展示、活用することで市民が文化に触れる機会を創出することに加え、市外からもマイセンコレクションを目的とする多くの人を呼び込むことができるものと考えております。

こうした様々な効果が期待できるため、その活用方法や展示方法については総合的な視点で様々な角度から検討する必要があったことから、昨年の寄附の受納時より総合政策部で所管することとし、備品登録の手続を行ったものであります。

○江川委員 11月じゃなく、12月25日のプレゼントということですね。受納時から、受け取ったときからということですね。はい、分かりました。で、備品登録がなされているということです。

それでは、次、ちょっと伺いますけれども、令和6年度において、先ほど言ったように、これを見ていただいて、多くの方にいわゆる観覧料をお支払いいただいて、そして、その観覧料が支出した展示会とかなんかの金額を上回って初めて、その金額が、経済効果が生み出される、そういうような感じの流れになるのがこの物納という制度になります。

例えば、先ほど例に挙げていただいた楽器なんかだったら、それはもう、中学生とか、小学生とか、高校生とか、そういった市内の子どもたちが楽器を吹くっていうことが目的なわけだから、そこで、例えば、演奏会をしましたよというような還元の仕方があるわけですね。で、何より子どもたちの教育に資するものというところで、もう、それをいただいただけで効果があるわけですけれども、こちらに関しては市民に見せて初めてというふうなことになっています。

これ、複数年にわたって、プラスになるのかどうなのか。ここだけでの価値の効果測定がしにくいものなんだなということが分かりました。しかも、初めての制度、初めての寄附、物納、いつの間に物納できるようになったのかなあっていうのがちょっと気にもなったんですよね。いつから物納できるのか。私も、何か、ぜひ、何だろう、家にそんなすばらしいものはないのであれなんですけれども、市民税とか、税金とか、国保料とか、現金じゃなくて、あつ、物納できるんだったら物納したらいいのかなって思っちゃったぐらい、でも、それは絶対あり得ないんですけども、そういうふうなことができるんだ、価値があるものがあるとできるんだなっていうふうにここで改めて思ったんですけど、やっぱり、複数年にわたってプラスになるかどうかっていうのは、私は分からないものなのかなっていうふうに思っています。

現在、やっぱり、2億円の経済効果って生み出しているんでしょうか。で、受入れ時に経費がかかっています。そして、複数年にわたってじゃないと、今年度プラスになる、つまり、令和6年度はまずそこまでプラスになっていないわけですね。で、聞くところによると、関東圏のとある都市でも、このマイセンコレクションっていうのがいただけたようなんですけれども、それは、ふるさと納税ではなくて寄贈だったようなんですけれども、そちらは、30点の展示をするのに7千万円の市の予算が計上されて、議会で一度否決されて、少し金額が、1年かけて議論されて圧縮され、ようやく今年の2月に展示会が行われたということです。

そのときも、保管料としては1年間に800万円ずつ、そして、寄贈を受けてから3~4年かけて7千万円、圧縮されたからもう少し低いんですけど、7千万円弱の展示会の予算が計上される、そんな状態なわけですが、査定や運送料、保管料、展示会の主催経費、といった経費を差し引くと本当にプラスになるんでしょうか、見解をお示しいただきたいと思います。

○高橋総合政策部次長 マイセンコレクションの展示に当たりましては、一定の費用を要することは想定しておりますが、一方で、世界的にも価値のあるマイセンコレクションを有効に活用することで、本市の大きな魅力の一つとして、市民のみならず、国内外の多くの方々にPRすることが可能と考えております。

マイセンコレクションの展示を通じまして、デザイン都市としての価値を高め、文化の振興、交流人口の拡大、地域経済の活性化など多くの効果が期待されますので、費用以上の効果をもたらすことができるよう、中長期的な視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○江川委員 中長期的な視点を持って取り組んでいくということで、そして、また再び出てきました、デザイン都市としての価値を高め。うーん、私、結構、デザイン都市関連の事業というのは、

大分前から参加をしているつもりです。その中で、関係者と話をしていて、マイセンっていう言葉を聞いたことがないんですよね。マイセン、ね。

副市長とも、デザイン都市の事業で会いますけど、そのときに、いやあ、マイセンあつたら、価値、高まると思うんですよねっておっしゃったことはないと思うんです。で、ほかの方たちとも、ちょっと、事業の中でマイセンに少しか触れるような事業が、今年もなかつたし、去年もなかつたしと思っているんです。去年の「あさいち」とか、すてきだなって思ったけれども、マイセンの人形は、まあ、あんなところに並べないでねって思うから、あれなんんですけど、少なくとも、何でいうんですか、お花の代わりに陶器の人形が、飾り物があるとか、そういうようなところで触れているんだったら、ああ、そこにマイセンがあったら、それは、確かに、朝の食卓、すばらしいと思うんですけど、何かそういうようなことが一切なかつたっていうのがあるんです。だから、ちょっと、このデザイン都市としての価値を高めっていうのは無理があるんじゃないかなと思っています。

どうも、何か、取ってつけていませんか。大丈夫ですか。思いついた、これで何とか押し通そうって、流行語大賞になるぐらい押し通すみたいな、ないですかね、大丈夫ですか。というところが気になっているところです。

そしてもう一つ、何でふるさと納税なのっていうふうなところが気になるんです。一般の寄贈では駄目だったんでしょうか。違いを含めて、ちょっと教えていただいていいでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 まず、ふるさと納税と一般寄附との違いについてございますが、ふるさと納税の場合だと、税控除として特例控除が対象になること、それと、市外の方からの御寄附でございましたら、返礼品をお渡しすることができるといったことが違いとして挙げられます。

今回の物納に関しては、寄附者から、ふるさと納税を活用して寄附したいといった申出がございまして、控除申告を行う予定ということを伺っておりましたので、寄附に係る受領証明書の発行をしております。

なお、寄附者に対しましては、先ほど委員からもありましたけれども、返礼品はお渡ししてございません。

ふるさと納税として寄附をするか、一般の寄附とするかは、私たち自治体側の判断というものではございませんで、寄附者御自身がどういった控除を受けたいのか、そういったことで異なってくるものというふうに認識しております。

○江川委員 特例控除の対象になるということで、寄附者の方からのお申出だったということで、そこに関しては、ちょっと、こちらでどうにもできないんだよっていうような話なのかなというふうに思います。

もう本当に、どのような形であってもありがたく頂戴したというようなところなんだと思うんですけども、うーん、これですね、ふるさと納税の物納に関しては、令和6年度のこの決算、やはり、この金額っていうのは、5. 89%の占有率を占めているにもかかわらず、実質的にこの金額っていうのをきちんとどう捉えていいのかっていうところが、私にはまだちょっと理解ができていないところです。

だって、こう考えると、いやあ、日本銀行券ってすばらしいなって思うんですよね。その等価交

換で、そのままの価値でいろいろなところにも使えるし、しかも財源としても基金の中に入っているので、基金の条例があってその基金の使途は明確にしないといけないですけれども、明確である中では、自由に、ある意味では使える、色がついていませんのでね。だから、日本銀行券っていうものは本当にすばらしいんだなっていうことが改めて分かるんです。使い勝手がいいということですね。

ところが、この物納に関しては、占有率は高い、とてもすばらしいもの、そして、本当だったら、もしかしたらこれ以上の価値があるかもしれない、うちになければ、旭川になれば。もしかしたら、都市圏とかにあったほうが、やっぱり、コレクターとか、見てみたいなっていう人っていうのは、人は向こうのほうが多いわけだから、おんなじものでも、多分、旭川に置いてあるのと向こう側に置いてあるのとでは、実は価値が違うかもしれないんですね。評価をする人がたくさんいれば、当然、価値は上がるわけですから。

そこをもっても思うわけですけれども、令和7年度の予算の審議時に、令和7年度中に市民に展示するっていうふうになって、実は、今年度800万円の予算が組まれているんですね。で、昨年度の令和6年度の決算にも今回上がってきてている。で、現時点で展示の見込みっていうのが聞こえてきていなかなというふうに思っているんですけど、これ、本当にふるさと納税制度の適切な運用の中で行われたものなのでしょうか、ということが聞きたいと思います。

ふるさと納税制度って、いろいろな物議を醸したりっていうような部分もあるので、制度設計に関して、今すごくいろいろな審議が、毎年、通知が出されていますし、こういうところは気をつけましょうねっていうような通知って本当にいろいろあるんですよね。

改めて、全ての部分、遡ってみました、通知。もう、毎年、あつ、本当に、おんなじことを何度も何度も何度も何度も出してきてているよねって、毎年、5月ぐらいですかね、通知を出していますよね。それを、あつ、本当に同じだなって、どう違うんだろうと思って、こう線を引きながら見るみたいなところがあったんですけど、物納って、その中に、私、なかなかちょっとまだ見つけられないんですけど、どういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 総務省からは、毎年度、制度改正の都度、ふるさと納税制度の適正な運用についてということで通知が発出されているところでございます。

私どもが認識している中では、一般的に、通知の内容といたしましては、募集の方法ですとか、いわゆる経費率基準の遵守ですとか、返礼品に関する割合、地場産品基準など、自治体として遵守すべき事項について通知がなされているというふうに認識しております。

私どもも調べたところ、物納に関する内容の通知というのはないように見受けております。

○江川委員 総務省の通知の中でも、ほぼ触れられていません。そして、ふるさと納税、物納っていうふうに、もう本当に普通に検索ワードとして入れていくと、最近話題なのは、企業版ふるさと納税での物納ということで、ちょっと制度が違うものが結構いっぱい出てくるんですね。それの中身を拝見していくと、やっぱりちょっと違うんですよ。

というのは、やはり、行政課題の解決っていうところが、今、ふるさと納税とか企業版ふるさと納税のポイントになってきているよなっていうふうに、私は、制度の部分、その根幹の部分を捉えていまして、特に、都市圏のほうが人口が多くて、しかも、その都市圏の人口というのは、実は地方から都市圏に行っているっていう、そこの部分からこのふるさと納税ということができたんだろう

なって。税収が外に流出してしまうところを少し戻すっていうようなイメージだったんです、ふるさと納税。だから、ふるさとつくるんだと思っていたんですよね。もしくは、応援ってついて、自分がふるさとしようと思っている、ふるさとの原風景に近いような、そういうところに納税をする。

今、どちらかというと、何でいうんですか、いろんなものを見ていくと、ちょっとした通販みたいなイメージで一般市民としては捉える感じだなあと思うんです。納税なんです。納税なんだけれども、何かちょっと、返礼品をもらうのに、まず、返礼品から探せるサイトになっていたりとかして、あっ、このブドウとこっちのブドウとこっちのブドウ、どっちがおいしいのかなみたいにみんな思っているんだろうなっていうのを、ちょっと、私の周りで、何でいうんですか、聞いて、聞いて、ふるさと納税で梅干しをもらったのって言って、こっちの梅干しとこっちの梅干しとどっちがおいしいと思う、食べ比べようって、教えてもらった方から、こういう感覚、普通だよねっていうふうに思ったんです。なので、そういうふうに考えていったときに、やっぱり、今回のこの基金外の物納というのは、本当に、これ、ふるさと納税の運用として適切なんだろうか、この使い方、適切なんだろうかっていうところが、今ずっとこうお話を聞いていても、私にはまだ理解ができないない。

ちょっと、何か、ふるさと納税じゃなくて、一般寄附——確かに寄附者の意向だから、こっち側なんだって言うのは分かるんですけど、そうじやなくて、これは、本来だったら、寄贈だったらまだ分かるな、けれども、ふるさと納税と。マイセンは、やっぱり欲しいと思います。どうも、何か、私は、デザイン都市の会議とか、そういったところに出ていても、マイセンの話は一度も聞いたことがない。デザイン会議とかの中でも、陶器のお人形の話は、一度も、何か価値を高めるために人形が要ると思いますっていうような話は一回も聞いていない。今あるものをいかに活用するかっていう、今の課題をどう解決するのかっていう話が、ずっとこの3年間のデザイン会議の中ではなされてきましたけれども、その中には、課題解決の方法として、この陶器の展示物、美術品、高価なもの、こういったものは出されてきていないなっていう。そして、コレクションは、旭川市内のいろいろなそういう美術館とか、博物館とか、そういったようなところの収集方針というのが必ずありますよね。図書館にも収集方針がありますように、全部、収集方針ってありますけど、その収集方針の中にはどこにも入っていない。

というふうに考えたときに、やっぱり、これ、唐突だなと思うんです。適切なんだろうかっていうふうに思います。

今後、どういうふうに、このふるさと納税での物納、そして、これに関しての説明、市民にしていくんだろうかということを伺いたいな、どういうふうに見解を持っているのか、伺いたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 今回のマイセンの物納の経緯につきましては、これまで御説明を申し上げたとおりでございますが、マイセンに限ったお話ではないですけれども、物納につきましては、寄附受入れ後の用途ですね、目的、あるいは、場合によっては経済効果等々も含めまして、受入れの是非というのは、そのとき、そのときの状況に応じてやはり検討していかなければならないと思っていますし、今回のマイセンについては、総合政策部で、今後、市民の方々に見ていただくような機会がきっとできるんだなというふうには思っておりますが、そのマイセンというか、物納

の物自体の価値ということよりも、やはり、今、質疑を聞いている中では、いわゆる使用価値、本市として、その物がどのように使用されていて価値を生み出すのかというのが重要なことなんだろうなというふうにも認識しております。

今回寄附していただいた方というのは、本市出身の方で、実は、昨年は物納という形でありましたが、それ以前は、ずっと多額の寄附を、現金寄附を、もちろん返礼品なしという形の中でいただいている方でもございまして、やはり、自分のふるさと旭川に対する思いとか、あるいはお気持ちというのを、我々として、ふるさと納税を扱っている部局としては、そういうものを、きっと大事に、大切にしていかなければならないと。つまり、逆に言うと、例えば、お金でありますと、いただいたお金をどのように活用するのか、どのような使途で使っていくのか、あるいは、物でありますなら、その物をどのように本市として活用していくのかというものを、やはり、大事にしていかなければなりませんというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ふるさと納税の制度、ある以上、我々は活用はしてまいりますが、本来の趣旨、今のような本市出身の方の思いとか、本来の趣旨というものを、きっと、やはり、我々としても踏まえていかなければなりませんというふうにも思っておりますし、活用する、あるいは充当する基金、事業、いわゆる使い道の部分につきましても、寄附者はもとより、市民に対してもきっとお知らせをしていく必要があるというふうにも考えておりますんで、今後も、そのような形で、皆様方に、貴重な財産、貴重なお金ということでございますので、きっとその使用用途については御説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○江川委員 きちんと説明をしていくということに尽くるというのは、今の部長の御答弁からも分かるんですけれども、唐突でしたよねっていう。これまでずっと継続的にいただいているんです。で、私、議員になる前の前職でも、実はこの寄附者の方から応援をしていただいて、展示替えをさせていただいたっていう経緯がありまして、そのときに、本当に応援する、このまちの出身だからここを応援するんだって、だから、本当は、ほかにもっとたくさん出せるんだと思うんですけど、そうじゃなくて、旭川市を応援するんだっていうその気持ちがすごく伝わってきていて、そのときには本当に何かお返しできるものがないんだろうかっていうのを考えたんですけど、何も要らないっておっしゃったんですよね。市民に対して何か恩返しとおっしゃるんだけど、恩返しつていうよりは、こちらが恩返しですよねっていう、すごい、そういったところの部分を見てきた中で、今までずっと応援してくださっているわけですね。で、これが、今回、物納っていうふうになったときに、ただしまっているだけでは、当然、その思いには応えてないし、そして、じゃ、それを展示するときに、ちょっとやっぱり困るよなっていうのが正直なところでした。

何でしょうね、旭川で展示するのと都市圏で展示するのとでは、見てくださる——旭川にとっていいですよ。旭川市にとっては、やっぱり、旭川まで来てくれるかもしれない。かもしれないですよ。大阪・関西万博とかだってそうですよね。来てくれるかもしれない。けれども、やっぱり、それよりは、このマイセンさん、このマイセンの価値自体は、都市圏にあるほうが絶対高まると思うんです。たくさん的人が、こんなすばらしいものを、この新しいコレクションで、こんなふうに見られるんだと思って見に来てくれる。そういうふうに価値を生み出すようなものを、やっぱり、ただしまい込んでおくべきではないし、かつ、市民にとって、じゃ、そのマイセンってどのぐらいの価値なんだろうっていうのを、改めて今回考えさせていただいたなあというふうに思っていま

す。

結構いろいろ話をしたんですけど、うーんって言っていたのが、私は、いや、すごいよねって思うけれども、じゃ、これを、東京まで、絶対、コレクションとして見に行きたい、いつか手に入れたいとかっていうふうに思うかというと、それであるならば、やっぱり、別な絵画のほうが興味があるかもしれないなって、ルノワールとかのほうが見たいかなって思ったりするかもしれないなと思いましたし、札幌とか、そういったところで、ゴッホ展とか、いろいろな美術展がありますね。大体、毎年、行きますし、ミュージカルも大体 h i t a r u まで行くんですけど、そういったところを考えたときに、ああ、もしかしたら、せっかくいただいたものの価値を生かし切れないんじゃないだろうかっていうので、とても残念な気持ちになったなあと思います。で、市民への還元は、それではなされないのでないかなというふうに思っているところです。

そして、かつ、この物納というのが、本当に唐突に出てきたような印象でした。12月25日にいただいたということで、クリスマスプレゼントとして本当にいただいて、最後の最後の年末のね、というのは分かるんですけども、何か、その部分、副市長はどうお考えなのかなって、このマイセン。今まで、マイセンについて、副市長とデザイン会議とかでもデザイン都市関係では話をしたことがないんですけど、突然じゃなく、やっぱり、これはどういう価値をもたらすというふうにお思いなのか、ちょっと、取りあえず、それで伺いますかね。

じゃ、ちょっと副市長に伺いたいと思います。

○菅野副市長 取りあえずっていうことでの御質疑でございますけれども、デザインとの関係で申し上げますと、デザインは、市としてデザインの定義であったり、幅を定める必要はなくて、様々なものが、やっぱり、デザイン性であったり、デザインという考え方の中で成り立っているものがございますので、デザインのよしあしは別にしても、様々なもの、いろんなものがやっぱりデザインとして成り立っているのかなというふうに私は思っています。

で、マイセンについて言えば、やはり、その芸術的な価値もそうなんですが、その成り立ちであったり、それが制作された背景であったり、これは織田コレクションもそうなんですけれども、そのときの社会情勢であったり、いろんな事情が背景にあるというふうに理解していますんで、やはり、一定のデザイン的な考え方の中で成り立ってきたものというふうに私は理解をしています。

あと、ふるさと納税の関わりでございますけれども、確かに、委員の御指摘のように、ふるさと納税は、首都圏をはじめ、都市と地方の財政的いろいろな事情から成立された制度というふうに私は理解をしています。そういう意味で言うと、現金のほうが、そのまま財政的な課題を解決するために直接利用できるんで、使用できるんで分かりやすいとは思いますけれども、やはり、制度の中である程度成り立っているというかな、制度として適正さを欠いていないものについては御寄附者の御意向に沿って受け入れる必要があるのかなというふうに思っていますので、ここは、御意向があったということで私は理解をしているところでございます。

で、マイセンをどうするかということでございますけども、やはり、委員の御指摘のように、いただいたものの価値をしっかりと高めていくということがこれからは本当に必要だというふうに思っています。それは、確かに、首都圏であると、百貨店でお金を出して買い上げたマイセンを展示して、お金を取りて見せている。多くの方が何か集まるように聞いていますけども、それぐらいの価値のあるものを、これから、旭川の市民が、旭川で、どのように、まあ、展示の仕方はあるんです

けど、見ることができるかにかかっているというふうに思っています。

したがいまして、今、どのような形で市民の方に見ていただくか、まだ最終的に結論は出ていませんが、市としては、貴重なものを市民の皆さんの中へ届くように、目に触れるように、しっかりとその展示の内容だとかを検討していきたいと考えています。

○江川委員 価値を高めるということ、それから、適切に物納なんかも含めて判断していくんだっていうような趣旨の御答弁かなというふうに思いました。

うーん、正直な話をしてみると、何で、市長、これ、欲しいって言ったのかなっていうのを正直に聞いてみたいなって私の中では思っているところなんですけど、なんですかねども、取りあえずは、今、副市長から、今後、市民の目にきちんと触れるようにして考えていきたいと。そして、今年、予算組みもしているので、今年度、ちゃんと本當になるんだろうかって、もう10月を過ぎているので、ちょっと、あと5か月、厳しくないですかねって、何ていうんですか、価値を高めるための展示の方法は、あの金額ではちょっと難しいんじゃないでしょうかっていってるのは私の中では思っているんですけども、その辺も踏まえて、このコレクションに関しては、多々、市外の皆さんも注目をしている点ですので、私のところでは、取りあえずこの質疑は終わらせていただこうかなと思います。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時01分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員 おはようございます。

経済建設常任委員会に所属になりまして初めての分科会であります。本当に旭川市ってこんなに多くの事業があるんだなって、日々日々、勉強をさせていただいております。今後ともよろしくお願いします。

では、女性のキャリアの保健室事業費について、女性活躍推進課に質疑します。

本事業は、旭川未来会議2030からの提案を起点に、女性のキャリア形成支援を具体化した先進的な事業であり、地域課題への実践的な取組として評価をしております。

では、2款1項12目男女共同参画活動費、女性のキャリアの保健室事業費について、決算概要をお示しください。

あわせて、財源の内訳についても御説明ください。

○松山女性活躍推進部次長 本事業は、令和5年度に実施しました未来会議2030女性活躍分野からの提案事業を基に、就労継続やキャリア形成に課題が生じやすい女性の就労を支え、長く経済的自立を維持できるよう、専門家がアドバイスを行う働く女性のための相談窓口について、相談試行とアンケートによるニーズ調査を実施したもので、委託料344万9千600円となっております。

財源は、地域女性活躍推進交付金2分の1と企業からの寄附金10万円を充当しております。

○駒木委員 令和6年度の相談窓口試行事業についてお伺いをします。

令和6年度に実施された相談窓口の試行事業について、実施期間、相談形式、相談員の資格、利用件数など、事業の概要と利用実績をお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 試行的に実施した相談窓口事業は、働く人々のキャリア形成や就業継続における課題解決を目的としたもので、期間を3か月間とし、週1回のペースで相談窓口を開設いたしました。相談形式としては、利用者の希望に応じて、対面相談や、またはオンライン相談を選択可能としまして、相談員としては、中小企業診断士やキャリアコンサルタントなど、有資格者が実施をしました。

利用実績につきましては、対面相談が23件、オンライン相談が9件、合計で32件の利用となりました。また、相談終了後に実施したアンケートでは、9割を超える利用者が相談内容が参考になったと回答し、窓口の設置については、全員の利用者から設置を望むとの評価をいただいております。

○駒木委員 相談員に中小企業診断士やキャリアコンサルタントなどの有資格者を配置したことでの専門性の高い支援が実現し、利用者の満足度も非常に高かった点は、大きな成果であると受け止めています。アンケートでは、相談内容が参考になった、窓口の継続を望むといった声が寄せられ、事業が実際のニーズに応えていたことが分かりました。また、対面、オンラインの選択制を導入したことでの利用者の状況に応じた柔軟な相談が可能となり、今後の事業拡充にもつながる仕組みとなっております。短期間の試行であっても利用の実績と高評価を得られたことは、令和7年度以降の事業の展開に向けた確かな基盤になったと受け止めています。

令和6年度に実施されましたニーズ調査では、働き続ける上での障害を感じている人が過半数を占め、約7割が専門家による無料相談窓口の設置を希望していました。特に、20代から30代では育児や出産、40代以降でも育児が継続的な課題として挙げられており、産休・育休制度だけでは対応し切れない、そこで長期的な両立支援の必要性が見えてまいりました。

ニーズ調査の内容と結果について、明らかになった課題や傾向を具体的にお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 ニーズ調査は、キャリア形成や働き続けるための障害について市内の働く方々の実情を把握する目的で、事業所を通じてですかホームページ、チラシでの周知により実施をいたしました。

調査は、421名の方々に御回答をいただきまして、回答者の過半数が仕事を続ける上で障害になることがあると答えております。また、専門家による無料相談窓口の設置を希望する回答が約7割に達しており、働く上での課題解決に対する期待が非常に高いことが分かりました。具体的な課題としては、20代から30代の回答者を中心に育児や出産が挙げられ、40代以降でも育児が継続的な障害となっているケースが見受けられたところです。

この結果から、産休や育休のみでは対応し切れない継続的な支援が必要となったところでございます。

○駒木委員 育児、出産が継続的な就労障害となっています。特に、20代から30代に加え、40代以降でも育児が就労継続の障壁となっている実態が分かり、制度的支援だけでは不十分であることが分かつてまいりました。相談支援への高い期待として、約7割が専門家による無料相談窓口の設置を希望しており、働く人々がキャリア形成や就労継続に対して強い不安や課題意識を持っていることが分かります。産休・育休制度だけでは対応し切れない長期的、継続的な両立支援が求め

られており、個別相談や企業との連携による柔軟な支援体制の構築が必要であります。

この調査結果は、今後の事業を展開するに当たり、実態に合わせた支援策と企業、地域全体での理解促進が必要と考えています。

令和7年度の事業方針について伺います。

令和6年度の実績から、令和7年度の相談窓口事業の方向性について、名称変更の理由や対象者の拡大など、具体的な方針をお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 令和6年度の利用実績及びニーズ調査の結果を踏まえ、これまでの取組を発展的に継続することとしました。

名称につきましては、令和6年度に受託事業者が実施した市内事業者への窓口利用周知活動の際に、女性限定の窓口では周知が難しいという意見ですとか、男性従業員も利用できる窓口にしてほしいという要望が寄せられたことから、みんなのキャリアの保健室に改称いたしました。また、対象者については、女性に限定するのではなく、市内で働く全ての方を支援する形へと拡大し、より多様な働き方に対応できる窓口とする方針でございます。

以上により、男女を問わず、幅広い働く市民に対して、キャリア形成や就業継続に関する支援を提供しています。

○駒木委員 事業の名称が変更され、対象も女性限定から市内で働く全ての人へと拡大がされました。これは、男性従業員から利用希望といった現場の声であり、より多様な働き方や就労課題に対応する相談支援体制へと転換したことは、地域の雇用環境改善に向けられたことと認識をしています。

受託事業者の選定についてですが、先ほどの御答弁では、相談は中小企業診断士やキャリアコンサルタントが当たったとのことでありますが、女性のキャリアの保健室については委託事業として実施したことあります。

改めて、どのような事業者に委託をされましたでしょうか、また、受託事業者の選定方法についても御説明ください。

○松山女性活躍推進部次長 女性のキャリアの保健室は、5名の中小企業診断士が在籍する市内事業者に委託し、実施をいたしました。

また、未来会議2030の事業提案として、相談員は専門知識を有するキャリアコンサルタントなどの有資格者を置くということが必要条件でありましたことから、受託事業者の選定は、市内の就労環境に精通し、相談員として中小企業診断士、社会保険労務士、キャリアコンサルタントなどの有資格者を配置できることを要件として、公募型プロポーザルで決定しました。

○駒木委員 令和7年度事業への反映について伺います。

令和6年度のニーズ調査や試行事業を通じて明らかになった課題が令和7年度の事業にどのように反映されましたでしょうか、具体的な経緯をお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 ニーズ調査及び相談窓口の試行事業を通じまして、働く女性を対象とした相談窓口の周知が困難であること、また、従業員が相談窓口を活用することに対する事業者側の抵抗感など、当初の予測では見えていなかった課題が浮き彫りとなりました。

これを受け、就労者の本質的な課題解決には事業者の協力が不可欠であることを認識しまして、受託事業者との協議を重ねた結果、就労者を支援するとともに、企業の人材確保に寄与し、地域全

体の雇用環境の向上を目指す事業へと方針を見直したところです。さらに、令和6年度の未来会議2030の場において、試行事業の成果や分析内容を参加者に報告しまして、市長との意見交換を実施したんですけれども、その中で事業の進むべき方向性について議論を深めてまいりました。

この協議の結果を踏まえて、働く人々を幅広く支援する事業として今年度の事業を位置づけ、具体的な対象拡大や新たな名称へ見直したものでございます。

○駒木委員 事業内容の変更点が分かりました。事業方針の見直しの内容について伺います。

今、御答弁にございました、就労者を支援するとともに、企業の人材確保に寄与し、地域全体の雇用環境の向上を目指す事業へと方針を見直したことですが、その具体的な内容や仕組みについても詳しくお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 働く人が抱える就労上の悩みや課題を解決するために、専門家による相談支援を行い、健やかな長期就労の継続を支援しております。この相談活動を通じて得られたデータを分析することによって、地域の就労者ニーズを定量的に把握し、事業者への情報提供の仕組みを構築しました。この仕組みにより、企業に対して人材育成や従業員定着に役立つ実用的な情報を提供することが可能となりまして、働きやすい職場づくりを促進しております。

さらに、既存の女性活躍・ワークライフバランス推進費の事業なんですけれども、その中で実施しております多様な働き方推進事業と連携をして、認定・表彰制度を活用することで、就労者支援の成果を企業活動に反映させ、企業の意識改革を後押ししております。この取組は、地域全体の働きやすい環境づくりや女性活躍の推進につなげることを目指しており、具体的には、職場環境の改善や多様な働き方を支援する企業の認知度向上に寄与しております。

○駒木委員 相談支援を通じて得られたデータによって企業支援に生かす取組が構築され、個人と企業の両面から就労環境の改善を図っている点と、事業間連携により地域全体で働きやすさと多様な働き方を推進する流れが生まれていることが分かりました。

事業間連携の具体的な効果について、ここでお伺いをします。

みんなのキャリアの保健室事業と多様な働き方推進事業者認定・表彰事業との連携について、認定要件の変更やデータ活用など、具体的な連携内容とその効果についてお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 多様な働き方認定・表彰制度ですが、多様な働き方に積極的に取り組む企業を認定、表彰しまして、職場環境の改善を促進する制度です。

認定は4区分、表彰は3分野に分けて実施しております、今年度から、新たにみんなのキャリアの保健室への登録企業であることを認定要件に追加したところです。この変更によって、相談窓口の活用やセミナーへの積極的な参加など、従業員の働きやすさ向上に取り組む企業を評価し、制度の実効性を高めております。さらに、キャリアの保健室事業を通じて得られた地域の就労課題やニーズの分析結果は、認定・表彰事業の方向性検討や啓発内容の充実に活用しております。これに加え、両事業を連携させることで、地域の企業における意識改革を促し、働き方改革の推進と従業員の職場環境改善を後押ししております。

○駒木委員 事業継続の見直しについてお伺いをしました。みんなのキャリアの保健室への登録を認定要件に加えたことで、相談支援の企業評価が連動し、制度の実効性が高まったことは非常に意義深いと感じております。両事業の連携により、地域の企業の意識改革と職場の環境の改善が促進され、働き方改革の実践的な推進につながっています。

そこで、アドバイザー派遣事業の今後について伺います。

多様な働き方アドバイザー派遣事業の令和6年度の実績と令和7年度以降の対応方針についてお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 多様な働き方アドバイザー派遣事業につきましては、令和4年度以降、利用実績がなく、令和6年度も実績がゼロでした。令和6年度の事業所調査においても派遣を希望する回答は得られなかつたことから、令和7年度から休止し、みんなのキャリアの保健室登録事業者に対しては、希望に応じて中小企業診断士による個別相談を実施しております、企業支援の機能は継続しております。

今後の事業の進捗や相談ニーズの変化を踏まえながら、必要に応じて派遣事業の在り方についても検討してまいります。

○駒木委員 今後の展開と中長期的なビジョンについてですが、みんなのキャリアの保健室事業と多様な働き方認定・表彰制度の連携による地域の就労支援について、今後の展開や制度の充実、中長期的な方向性についてお示しください。

あわせて、相談支援や認定制度の対象拡大などについても御説明ください。

○片岡女性活躍推進部長 本市では、多様な働き方認定・表彰制度を通じて、働きやすい環境づくり、職場づくりに積極的に取り組む地域の企業のいい事例というのを広く発信し、みんなで共有して、企業間でも共感や刺激を促して、そして、就労環境の向上を図っていこうというふうにして進めてまいりました。この取組を通じて地域全体で働き方改革のモデルを示して、多様な働き方を推進する基盤というものを後押ししてきたところでございます。

さらに、令和6年度に実施した女性のキャリアの保健室事業で得られた知見というのを基に、本年度から、みんなのキャリアの保健室と事業を発展することができました。この事業は、個人のキャリアの形成とともに、実際に企業の支援、個人と企業の両方に着目して地域全体での体制を効果的なものへ進化させています。特に、相談で得られた個人の課題ですとかニーズを企業の取組に的確に反映する、そして、認定・表彰制度も含む本市の制度設計や啓発活動の質も向上させていく、こういうことに力を尽くしてまいりました。

この認定・表彰制度では、企業の取組見える化することで、地域内に好循環を生み出して多様な働き方を支える環境の醸成というのも進めるとともに、特に、女性のキャリアの形成ですとか経済的自立というのを力強く支援していくことを目指していきたいというふうに考えております。

このキャリアの保健室事業は、市民の皆様の声、未来会議2030から出てきた本当に貴重な事業です。こうした事業をしっかりと進めていくとともに、私たちも、この担当部局として、こうした自分たちの持っている事業間、またいろんな部局間との連携も含めて、相乗効果というのを最大限に活用し、地域の雇用環境、さらなる向上を後押ししていきたいと思っています。

引き続き、多様性を尊重した働き方を推進する社会の実現につなげられるように着実に取り組んでまいります。

○駒木委員 就労支援体制が構築され、事業間連携による相乗効果を地域全体に広げている点は、非常に前向きであります。この事業だけでも本当に多くの答弁が含まれていましたので、本当に今、置かれている女性の働き方、また、若年層にとっても、そういう環境って、もう本当に目ま

ぐるしく変わっている中であると思うんですよね。そしてまた、旭川市でも、こういったことが本当に求められてくる事業だと思います。そして、定着をさせていきたいなというふうに感じております。

私自身の友人も、女性起業家であって、ボランティアをしてみたいだとか、でも、始めたいけど、どうしたらいいかとか、そういったことで、その始めたいけれど、意欲はあるけれど、どこに聞いたらいいかっていうところなんんですけど、この行政が関わるっていうことに、本当に信用性、信憑性があるので、安心して相談ができるということも好評がありました。で、また、多くの人に知ってもらいたい。相談を受けた友人は、こういうことを本当に知りたい、分かりたい、相談したいっていう人がいるっていうことを聞いたので、ここからが、この事業の発展的なものが見えてくるんじゃないかなというふうにも感じております。

特に、相談から得られたこういった課題を反映し、企業側にそういった取組見える化していくということを促していくというか、そういったことで、働き方改革の実効性が高まっていくということを感じております。こうした事業を力強く支援していくことも、今後も期待をしていきたいと思います。

この項目については、以上であります。

続いて、同じく、女性活躍推進課のほうに別の事業で質問をしていきます。

3款2項1目児童福祉総務費についてお伺いをします。

女性相談つながりサポート事業費についてお伺いをします。

こちらは、令和5年第4回市議会定例会の一般質問で、困難を抱える女性相談のLINE窓口設置へ、様々に提案をさせていただきました。こうしたことから、令和6年から新規事業の開設となりましたことに心から感謝をしております。

この事業は、孤独や困難を抱える女性への支援において、従来の電話・来所型相談では接点を持ちづらい層へのアプローチが課題となっています。旭川市が導入したあしたばLINE相談は、匿名性と気軽さを生かした新たな支援手法として一定の成果を上げている一方で、運用面での課題も見受けられます。

そこで、事業の実績、課題、改善策、今後の展開について伺います。

まず、決算概要をお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 本事業は、不安や困難を抱える女性を対象にした支援事業であります。民間団体等の知見やノウハウを活用したアウトリーチ型の支援と生理用品の配付を組み合わせた相談窓口の周知で、適切な支援や関係機関につなぎ、早期解決を目的としています。

具体的な内容は、困難を抱える女性に対する相談支援であるあしたばLINE相談、イベントと相談支援を組み合わせたつながるスペース、この2つの委託事業で合わせて531万470円、その他消耗印刷費、プロポーザルの審査会委員報酬として19万8千870円、合わせて550万9千340円です。事業費のうち、4分の3は内閣府の地域女性活躍推進交付金を充当しております。

○駒木委員 LINE相談の利用状況と年齢層の傾向について、令和6年度の相談件数及び相談者の年齢構成を踏まえ、特に若年層との接点確保における成果について、どのように評価をされていますでしょうか、お伺いします。

○松山女性活躍推進部次長 令和6年度の相談件数は148件で、相談者の年齢構成は、10代が11%、20代が9%、30代が31%、40代以上が48%となりました。

この結果から、40代以上の利用者が半数を占めている一方で、若年層との接点が確保できたという点が大きな成果であると認識しております。電話ですとか、市役所の窓口といった既存の窓口を苦手というか、避ける傾向にある若年層に対しましては、LINEというコミュニケーションツールを活用したこと、若い世代が相談しやすい環境を整備できたものと認識しております。

○駒木委員 相談件数が目標を上回り、若年層との接点も一定程度確保できた点と、特に、電話や来所による相談に心理的な抵抗を感じる若年層に対し、LINEという身近なツールを活用したことは、相談のハードルを下げる有効な手段であったと受け止めています。

一方で、年齢構成を見ると、40代以上が約半数を占めており、若年層の10代、20代は合わせて20%にとどまっている状況であります。これは、今後さらに若年層の利用促進を図るために、相談者が気軽に利用できる窓口として非常に有益な取組であるとは認識をしていますが、周知方法や相談導線の工夫が必要ではないかと考えています。周知活動の内容が、LINE相談の利用拡大や困難を抱える方々との接点の強化につながります。

そこで、お伺いをいたしますが、LINE相談を必要とする方々にどのように窓口の情報を届けていますでしょうか、具体的な取組についてお伺いします。

○松山女性活躍推進部次長 相談窓口の存在をより多くの方々に知つてもらうことを目的に、生理用品の配付を通じた相談窓口の周知活動を展開してまいりました。令和6年度は、相談窓口を必要としている方々だけではなく、具体的な相談を検討していない潜在的な層にもアプローチするため、LINE相談の存在を広く周知する取組を強化いたしました。具体的には、市内商業施設等で4千128個配付しまして、相談を考える前段階の層にも窓口の存在を広く知らせることができました。

この取組を通して、LINE相談を知るきっかけを多くの方々に提供し、相談窓口へのアクセス向上を図っております。

○駒木委員 相談内容の傾向と支援につながった事例についてお伺いをします。

LINE相談の運用開始から一定期間が経過していますが、これまでに寄せられた主な相談内容はどのようなものが寄せられていますでしょうか、可能な範囲で御答弁いただきたいと思います。

また、相談を受けた後、どのような支援につながった事例があるのかを具体的にお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 これまでに寄せられた相談内容は、家族関係、生活に関する困り事、仕事に関する悩みをはじめ、かなり多岐にわたっております。具体的な支援の事例としては、LINE相談から女性相談室を経由しまして生活保護の申請につながったケースですとか、母子生活支援施設への入所につながったケースなどがございます。

○駒木委員 寄せられた相談内容が、家族関係、生活困窮、就労不安など多岐にわたっている点、また、LINE相談を契機に生活保護申請や母子生活支援施設への入所に至った具体的な支援事例があることは、事業の実効性を示す重要な成果であると受け止めています。

昨年、福岡市の産前・産後母子支援センターというところに視察に行きました。ここは、望まない妊娠だったり様々な家庭事情があつて入る母子支援センターでありますが、ここにたどり着くま

でにどういった相談があるかというところをお伺いしたところ、やっぱり、LINE相談から入ってくる、しかも、この福岡市に全国から若年層がいらっしゃるということが分かりました。

なぜ、LINE相談なのかというところなんですが、スマホや携帯代が支払えない、そういう若年層の女性が、コンビニのWi-Fiを使ってそこからなら相談ができる、もう誰にも声を上げられない、そういうような方がLINE相談というツールを使って、それが北海道であっても、あるのは福岡市だけ、当時はね。というところがあったので、ここが本当に匿名性も生かされながら相談にたどり着けるんだなということを感じております。

やっぱり、LINE相談も、本当にここを入り口としながら、じゃ、どこに、生活保護だったり、家庭環境の、その場で解決する相談もあれば、伴走型にたどり着かないといけない、そういうことが旭川市も求められてくるのではないかというふうに感じております。

相談従事者の資格、研修体制についてお伺いをします。

LINE相談を安心して利用するためには、相談従事者の専門性が重要であると考えています。本当に複雑化した悩みが多く、私のところにもございます。

こういったLINE相談業務の従事者はどのような資格や研修を受けているのでしょうか、お伺いします。

○松山女性活躍推進部次長 LINE相談業務を担う従事者につきましては、相談者に寄り添った対応をするため、専門性を確保しております。具体的には、相談支援従事者やサービス管理責任者など関連資格を有するスタッフが相談対応を行っているほか、業務を受託している事業者が実施する相談支援者対象の研修動画を視聴するなど、相談業務に必要な基礎知識や実践的な対応力を習得しております。さらに、LINE相談の実際の事例を共有する場を設け、課題解決のためのスキルを継続的に向上させる取組を実施しているということです。

○駒木委員 相談従事者に関して、関連資格を有するスタッフによる対応や研修動画の活用、事例共有の場の設置など、専門性の確保と継続的なスキル向上に取り組まれている点は、本当に心強く感じております。特に、LINE相談という非対面、匿名性の高い手法においては、限られた情報の中で、相談者の状況をいち早く把握し、寄り添った対応を行う力が求められます。

その意味で、従事者の専門性と実践力の確保は、事業の信頼性と支援の質を左右する重要な要素であります。利用者の離脱や操作性に関する課題と改善策について、先ほど申しました私ほうに寄せられる相談も、相談が来たと思えば、途中で途絶えてしまい、期間が空いて、再びまた連絡が来るということがございます。本当にこういったことも心配な点の中ではあるんですけども、まだまだ改善策はあると感じております。

相談開始までの操作が難しかったり、認知度不足による途中離脱者の存在など、これまでの課題とそれに対する具体的な改善策、登録の手続の簡略化、出張相談の実施等についても、成果も含めてお示しください。

○松山女性活躍推進部次長 LINE相談の運用を進める中で明らかになった課題としまして、相談に至るまでの操作が分かりにくいという点ですとか、LINE相談そのものが十分に認知されていないという問題が挙げられます。こうした課題に対し、相談者がより気軽に、かつ、安心して利用できる環境を整備するため、具体的な改善策を講じております。

まず、利用登録の手續が煩雑にならないよう、操作を簡略化する取組を進めています。これまで

の仕様では、友達登録後にグーグルフォームでアンケート回答やニックネーム入力を行う必要がありました、ちょっとこの工程の部分を見直しまして、友達登録後にトーク画面上でアンケートに回答するだけで受付が完了する仕組みに変更しました。これにより手続の負担を軽減し、利用者がスムーズに相談を開始できるようになっております。

また、L I N E相談の認知度向上を兼ねて出張相談を実施し、地域におけるさらなる普及を図っております。その具体的な取組として、シングルマザーや子どもが多く集まる子ども食堂などの場で出張相談を実施しています。この出張相談では、相談員がL I N E相談の活用方法を直接伝えることで、相談しやすい環境というものを整備しております。

これらの改善策により、利用者の利便性や認知度が向上し、相談件数が増加したと考えております。

○駒木委員 相談に至るまでの操作性の課題や認知度の不足といった点に対し、具体的な改善策が講じられていることが分かりました。特に、グーグルフォームを介した手続からL I N Eトーク画面上で完結する仕組みへと変更された点は、利用者の心理的ハードルを下げる有効な対応であったと思います。

また、子ども食堂など地域の実情に即した場で出張相談を実施し、相談方法を直接伝える取組は、潜在的な支援ニーズの掘り起こしにもつながる重要なことであると感じております。こうした草の根的な周知活動が、相談件数の増加になる大きな成果として受け止めています。今後も、こういった出張相談を継続していただきたいというふうに願っております。

L I N E相談を通じて従来の相談手段では接点を持てなかつた層への支援が可能となったことについてありますが、女性相談室や配偶者暴力相談支援センターの所管課としての今後の展開、関係機関との連携強化、相談体制の拡充等について見解をお伺いします。

○松山女性活躍推進部次長 これまで電話や対面による相談を受けてきた一方で、状況に応じて、より気軽に、かつ、匿名性を保持した形で相談できる窓口の必要性があると感じておりました。

こうした背景を踏まえ、新たにL I N E相談を開始することで、従来の相談方法では接点を持つことが難しかった層へのアプローチが可能になりました。具体的には、従来の対面や電話での相談には至らなかった方が、L I N E相談をきっかけに女性相談室の利用へつながりまして、支援に結びついた事例が増えてきております。このように、L I N E相談は、既存の相談手段ではアクセスが限られていた若年層や、相談することに心理的ハードルを感じる方との接点を強化する点においても有効であるなと感じております。

今後も、関係機関との連携を一層強化し、より幅広い層の悩みや課題に適切に対応できる体制の構築を目指してまいります。

○駒木委員 従来の電話や対面による相談では接点を持つことが難しかった層に対し、L I N E相談を通じて新たなアプローチが可能となった点、また、実際に女性相談室の利用や支援につながった事例が増加していることは、事業の成果として高く評価できることであります。特に、匿名により気軽に相談できる環境を整備したことは、心理的ハードルを感じる方々にとって大きな安心となり、支援を広げる重要な取組です。こうしたことを踏まえ、L I N E相談が入り口ではなく、相談者にとってつながり続けられる支援の道筋となるよう、今後も関係機関との連携強化を進めていただきたいと思います。

一方で、国の交付金査定が厳しくなっていることもあり、財源確保の見通しが不透明な中、こうした事業の継続性と発展性をどのように確保していくのかが問われています。

そこで、事業の成果と課題、今後の展望についてお伺いします。

○片岡女性活躍推進部長 本市では、若年女性が困難な状況に陥ることを未然に防ぐことを目的として、この女性活躍推進部ができてから、この2年間、居場所づくり事業とLINE相談の取組を試行錯誤を重ねながら進めてまいりました。特に、LINE相談は、従来の女性相談室にはつながってこなかった10代から20代の若年層の利用が確実に増加しており、これまで支援の手が行き届くことが少なかったところへ、アプローチがしっかりと可能になってきたなということが明らかになりました。

こうした成果を踏まえて、今後は、やはり、財政状況や私たちの課の人員体制、それから、ほかの部局の関連事業の進捗などを総合的に勘案して、より効果的で持続可能な支援の形を慎重に検討してまいります。

○駒木委員 LINEの相談件数が増加傾向であります。今後も増加をしていくと私は想定をしているところでありますが、引き続き、誰もが安心して相談できる環境づくりに向けた取組に期待をしております。

以上で、この項目の質問は終わります。

次に、総合庁舎掲示物の統一性についてを課題に、この項目は管財課と政策調整課に質問をいたします。

まず、旭川市の市役所の総合庁舎の1階は、市民の皆様が最初に訪れる市役所の顔となる場所であります。本当に御多忙の中、お急ぎで手続に来庁される、いろんな思いをそれぞれ持つていらっしゃる市民の皆様がいらっしゃいます。だからこそ、誰もが迷わず、目的の窓口へとたどり着けること、そして、居心地のよい空間であることが大切だと考えています。

総合庁舎は、行政の中心拠点であり、各部局が掲示する案内、告示物は、行政と市民をつなぐ重要なコミュニケーション手段であります。しかし、現在、掲示物のデザインや情報の整理方法、掲示の管理体制にはばらつきがあります。それは、各担当課の情報が数多くあることも総合庁舎であれば当然なこともあります。しかしながら、市民目線に立つと、少し分かりにくいくことや、視認性や市民の理解促進に課題が見受けられます。

そこで、庁舎内における掲示物の現状について確認をしたいと思います。

庁舎内には、エレベーターホールの前に張られたポスターのほか、庁舎の各所に設置された案内表示、エレベーターやトイレの位置、窓口の場所や利用時間など様々にありますが、手続に関するお知らせや注意喚起など、様々な掲示物が存在しております。例えば、身近なもので、トイレットペーパーの持ち出し禁止などは衝動的に反応してしまいます。職員の皆様の節電と健康促進のために階段利用を促す御案内があることで、職員の皆さんのが健康までが支えられています。それだけで、視界に入ることで、気づきの行動につながっています。こういった掲示物の管理は管財課が担っているとのことでありますが、管財課の役割を見ると、本当に大きな価値を生み出す担当課だなというふうに感じております。

掲示物を含めた庁舎管理に関する予算の事業の内容と令和6年度の決算事業について、具体的にお示しください。

○河原総務部管財課長　総合庁舎におけるポスターやのぼり等の掲示物の管理や庁舎共用部分における利用案内などの作成、掲示等に係る費用は、管財課の庁舎の維持管理を行う庁舎管理費の中で行っております。

令和6年度の庁舎管理費の全体の決算額では、6億4千413万7千493円となっており、主に庁舎の維持管理に係る光熱水費や清掃、警備、各種設備保守などの業務委託料のほか、第二庁舎ビルやフィール旭川のビル賃借料などがございます。そのうち、ポスターの掲示や入替え作業等の管理、利用案内等の看板などの作成は、管財課の事務補助員、施設管理人として任用する会計年度任用職員の業務の一部として行っております。

同事業費の会計年度任用職員につきましては、先ほどの事務補助員1人と施設管理人4人のほか、庁舎の夜間、休日等の受付、電話対応を行う宿日直員5人がおり、これら全員に支払った決算額で申し上げますと、報酬は2千216万2千498円、職員手当として663万8千810円、旅費のうち、通勤費用相当額として83万9千369円となっております。

○駒木委員　御答弁から、総合庁舎の掲示物の管理は、庁舎管理費の一部として位置づけられ、専用予算ではなく、会計年度任用職員の業務の一環として対応されていることが分かりました。

新庁舎が開庁して、早いもので3年目を迎えます。掲示物の統一性や市民との対話空間の質をここで高めるには、こうした業務の重要性を改めて再評価していくこと、情報設計や掲示の環境の改善に向けた体制強化が求められてくると思います。

各部局が庁舎内で掲示物を掲示する際に、ルールやガイドラインは現在どのように定められていますでしょうか、御説明をお願いします。

○河原総務部管財課長　庁舎内における掲示物につきましては、庁舎管理規則及び庁舎内掲示物等許可基準により掲示等を許可できる掲示物を定め、運用しているところでございます。しかし、エレベーターホールなどで窓口の場所を知らせる案内や、発券機等の表示、窓口手続に係るお知らせや注意喚起を促す掲示物は、各所管課の窓口に来庁する市民の誘導や説明、注意喚起等の必要に応じて各部局で作成をしており、それらについては、掲示物許可基準等の厳格な適用までは行っておらず、各部局の判断で掲示しているところでございます。

○駒木委員　答弁から、庁舎内の掲示物には一定の許可基準があるものの、実際には、市民対応の必要性に応じて各部局が柔軟に掲示している実態が分かりました。

各部局の職員さんの本当に温かいメッセージ性が伝わるチラシも、すてきなものばかりであります。これからは、さらにもう一歩踏み込んで、情報が届きやすくするためにも、統一性の確保には、こうした現場の判断と全体の方針と、バランスをどう取っていくかが課題ではないかというふうに考えております。

掲示物の張り方に関する現状と、管財課の対応について、庁舎内に掲示されている案内板や発券機の表示、注意喚起の掲示物などについては、各部局が必要に応じて作成し、任意の場所に掲示している状況が見受けられました。

こういったことがあり、今年の夏頃に、市民生活部の担当課と総合庁舎の1階を回りながら、私自身が感じてきたものを担当課の方にお伝えしてきたことがあります。全体を見たとき、物の配置など、そういう点検、また、改善点がないかを確認し合いながら、今、改善に至ったところもありますが、まず、印象的だったものは、同じ内容の掲示物が多く張り出されていました、まずWi-

F i の表示が多くありました。こちらは、職員さんの優しさだったり、御来庁される皆様が不便にならないようにと、窓口業務での対応、こういったことも最小限にする効率的な方法であると受け止めてはいますが、少し残念なところとしましては、1階フロアの真ん中のガラス張りの2階までのエレベーターは、本当に、これ、きれいなガラス張りのエレベーターであります。ここは本当に存在感があるところであります。このガラスのところにセロハンテープでの貼り紙が、紙、コピー用紙で案内表示がありました。ここが本当に残念だなって思ったところであります。そこは、ちょっと見栄えが悪いですねということで、管財課に相談をしてくださって、早速、木目調の案内板に変更し、ガラス張りのエレベーターに設置をしていただきました。庁舎の雰囲気にも調和し、見やすく温かみのある印象になりました。

こういった、今ある掲示物、張り出し物、どれが正解かっていうのは、それぞれのセンスもありますからゴールはないものかと思いますが、一つ一つ、この新庁舎が開庁して2年になって見えてくるものがあるというふうに感じているところです。一つ一つ変えていきたいというところであります。さらに、特に気になるところをここで申し上げますと、その掲示物の貼り方で、細かいことではありますが、ガムテープや色つきの養生テープなどが使用されており、見た目の印象や庁舎の公共性を考えると改善の余地があります。ガムテapeの使用は不適切であり、養生テapeも色によっては視認性や統一感を損なう可能性があります。

職員の皆さんのが、本当に忙しい中、市民の利便性を考えて対応してくださることは理解しています。だからこそ、掲示の方法にも一定の配慮をお願いしたいところです。例えば、市民課の発券機には、案内の表示として、よれよれになった紙がそのまま張られている状況が続いています。少なくとも、ラミネート加工を施すなど、見やすさを、清潔感を保つ工夫が必要ではないでしょうか。

あと、注意喚起を促すと、どうしてもその反動で反対の行動を起こす。冒頭に申し上げましたが、トイレットペーパー、持ち帰らないでくださいねってあると、持って帰ろうかなという心理が、私だけではないかなと思うんですけど、そういうふうにネガティブ的なものって、すごく、注意喚起を促すのは大事なんですが、あまりにもそれが多いため、ちょっと印象に暗い空気が漂うというのが、見えない空気があるのではないかというふうにも感じています。

こうした掲示物の張り方や管理について、管財課として各部局に対して何らかの指導や助言を行っていますでしょうか。現状の対応についてお伺いします。

○河原総務部管財課長 各課で作成した案内表示等について、庁舎の壁や塗装が剥がれるおそれがあることから、粘着力の強いセロテープ等を使用しないよう掲示板で周知をしてございます。また、掲示物の美観等に関することへの指導については、所管課から掲示物の作成依頼や相談を受けたものについては当課で作成するといった支援をしてございますが、指導までは行っていないところでございます。

○駒木委員 庁舎の美観維持や保護の観点から、粘着力の強いテープの使用を避けるように周知している点は、一定の配慮がなされていると受け止めています。一方で、掲示物の貼り方や見栄えに関する統一的な指導は行われておらず、各課の判断に委ねられている状況であります。

これまで各担当課の思いを形にされて掲示をされてまいりましたが、市民の目に触れる機会が多いものだからこそ、旧庁舎と違い、新たな庁舎全体としての統一感や公共空間としての品位を保つためのルール整備が今後必要ではないかと考えています。

多くの市民の皆様が御来庁されておりますので、市民の皆様が日常的に目にする空間であることを踏まえると、庁舎全体としての見栄えなどの統一感や美観を保つために、掲示物の運用に関する庁内のルールを改めて整理、見直す必要があること、その旗振り役になる担当も必要になってくると考えております。

1階フロアには、本当に多くの各部の掲示がありますので、本当にもうどれも必要なんですが、この1階にあるものは、もしかしたら2階のフロアでもいいのではないかと思うこともあります。そういった、新築を建てたときに、こんなはずじゃなかったということもよくあることありますから、ここ2年目にして振り返っていきたいなっていう、旗振り役になる担当が必要ではないかと思っています。その見解についてお伺いをします。

○和田総務部長 新しい総合庁舎は、ユニバーサルカラーなども用いまして庁舎内の色合いを統一するなどの配慮を行っており、職員も工夫しながら必要に応じて掲示物の作成は行っているところでございますが、庁舎の美観あるいはイメージ、雰囲気を乱すこととは望ましいことではなくて、掲示物に係るルールの必要性については認識しているところでございます。

このため、まずは、先ほど来るる委員から御指摘がありましたように、掲示物や案内表示で美観的に問題がある貼り付け方法や、テープを使用していたり、劣化しているもの等を点検いたしまして、問題がある場合には、貼付け剤や貼り付け方法の変更、新しいものに交換するなど、美観に留意することについて全庁に周知をしっかりと行ってまいります。

また、案内表示などのルールや基準等については、今後、掲示物の現状を把握するとともに、他都市における掲示ルールについても調査研究をしてまいりたいと考えております。

○駒木委員 御答弁から、庁舎の美観維持に対する意識と掲示物の貼り方や劣化への対応を全庁的に進める姿勢が示されたことは、前向きに受け止めています。今後、統一的なルールの整備が進むことを期待しています。

ここから、政策調整課に質問をします。

庁舎内掲示物のデザインについて伺います。

総合庁舎の1階を見ただけでも、業務上、必要な案内や注意事項のほか、イベント告知のポスター、Wi-Fiに関する掲示、デザインシステムの紹介ポスターなど、様々な掲示物が張られています。それぞれのデザインテストが異なり、掲示物の数も多いため、庁舎全体としての統一感が損なわれている印象でしたが、旭川市は、デザイン都市としてのデザインシステムの推進に取り組まれています。

庁舎内の掲示物を作成する際には、どのようなルールや基準がありますでしょうか、現状のルールについてお伺いします。

○高橋総合政策部次長 旭川市のデザインシステムでございます。

デザイン都市、デザイン創造都市にふさわしいデザインと統一感をつくり上げ、市民の認知度を高めていくとともに、国内外に向け、デザイン都市としてのプランディングをしていくことを目的としております。加えまして、市としてのデザインルールを定めることにより、市内外に分かりやすく情報発信するとともに、市民と行政の情報共有を円滑にするツールとしても位置づけております。

デザインシステムの活用を全庁的に進めるため、府議や庶務担当課長会議において活用を依頼

し、ホームページやポスターなどの様々な広報媒体においてデザインシステムの活用を促進しており、府内掲示板ではデザインシステムの特設ページを立ち上げまして、例えば、マークにつきましては決まった色使いをするとか、形を自由に変えないといったデザインシステムの利用ルールや活用事例などについて掲載をしているところでございます。

○駒木委員 旭川市が、デザイン創造都市としての統一感とブランド力を意識し、府舎掲示物にもデザインシステムの活用を促していることが示されました。今後は、実際の掲示物へ反映されての運用を期待したいところです。府舎内の掲示物や広報物については、一目で旭川市からの情報発信であると広く周知されていき、分かることを期待しています。

統一されたデザインによる発信は、市民の皆様の信頼や認知度の向上にもつながります。しかしながら、旭川市が推進しているデザインシステムを用いて広報物を作成することは、現場の職員にとっては難易度が高く、結果として活用が進まない一因になっているのではないかと感じています。

この点について、市としてどのように認識をしていますでしょうか、見解をお伺いします。

○高橋総合政策部次長 デザインシステムの浸透を図る上での課題といたしまして、職員がポスターですとかチラシを作成する際に、デザインマークをどのように配置したらよいか分からぬですか、どのようなデザインや色使いにしたらよいか分からぬ、作成に長い時間を要してしまうといったことがございました。

このため、デザインアプローチの浸透を目的といたしまして、職員研修での説明や、府内掲示板においてオフィスソフトでそのまま使えるデザインテンプレートをダウンロードできるようにしたほか、旭川市チーフ・デザイン・プロデューサーであります石川CDP監修の下、デザインシステムのルールに基づいたアプリケーションでありますデザインジェネレーターを開発し、先月から運用を開始したところでございます。

○駒木委員 職員が掲示物や広報物を作成する際に感じていた配置の難しさや色使いの迷い、作成に時間がかかるといった課題に対し、旭川市が具体的な支援策としてテンプレートの提供やアプリケーションの開発に取り組まれてきたことは、デザインシステムの浸透に向けた前向きな一步と受け止めています。特に、デザインジェネレーターは、職員の負担軽減と統一感のある情報発信の両立に資するツールとして大いに期待をしています。

旭川市では、デザインシステムの浸透を図るために、職員向けの研修やテンプレートの提供に加え、デザインジェネレーターというアプリケーションを新たに開発し、運用を開始されました。ぜひとも、府内の掲示物の作成に取り入れていただきたいと期待をしています。

このデザインジェネレーターについて、具体的に、どのような機能や特徴があり、職員や市民の皆様にとってどのようなメリットがありますか、御説明をお伺いします。

○高橋総合政策部次長 デザインジェネレーターは、パソコン上で簡単な操作をするだけで、デザインシステムに沿った一貫性のある情報に基づき、ポスターやチラシなどの広報物のデザインを作成できるものでございます。例えば、講演会のポスターを作ろうということになりますと、タイトルですとか開催日時、場所、写真などをそれぞれ選択していくことで、自動的に広報物のデザインを作成することができます。

これにより、職員の誰もがデザインシステムに基づいた統一感のある広報物を作成できることに

加え、広報物作成にかける時間を短縮できるなど、作業の省力化や迅速化といったメリットがあると考えております。

○駒木委員 自動的に広報物のデザインが作成されるという大変に優秀なデザインジェネレーターに期待ですが、検討されているとは思いますが、イベントなどの申込みフォームがある掲示物にはQRコードが有効に働きます。市民参加を促す意味でも、掲示物を見てすぐにスマホに取り入れていただくように誘導する掲示物の作成も、ここで提案をさせていただきます。

これまでの御答弁をまとめまして、各部が連携し、旭川らしさを追求しながら、温かい庁舎の空間となるようにしていただきたいです。その意気込みについて、副市長の答弁を求めたいと思います。

市役所の顔とも言える総合庁舎の1階は、来庁される市民にとって、分かりやすく目的の窓口へスムーズにたどり着けること、そして、用件の有無にかかわらず、誰もが過ごしやすい空間であることが大切です。旭川市が掲げるデザイン都市としての姿勢を内外にさらに広く示す上でも、庁舎内全ての掲示物の質や統一感は重要であり、多くの市民が訪れる空間だからこそ、市の姿勢や配慮が自然と伝わるものだと感じております。

今後、各部局が連携しながら、より魅力的で心地よい庁舎空間づくりを進めていただきたいと願っておりますが、副市長としての意気込みをお聞かせください。

○菅野副市長 ただいま庁舎の掲示物についてのお尋ねでございましたけれども、新庁舎になりますて、もう本当に多くの市民の方が来庁されるようになって、特に1階の部分につきましては、手続や窓口の用務の方ばかりではなくて、例えばランチの方もいらっしゃいますし、それ以外の目的で来られる市民の方が多くいらっしゃるようになりました。

掲示物であったり、あるいは展示物というのは、それぞれに価値があって、市民の皆さんに対しては、必要な情報を伝える役割がございますし、それぞれの部署あるいは団体は一定の狙いだとか目的を持って掲示しているわけでございます。その掲示物は、どのように見せるかだとか、何を伝えたいのか、あるいは、見る方が何を望んでいるのか、そういうことを視点に置きながら、どのような形にするかっていうのはやはりデザインの考え方でありますし、今、デザインシステムを活用して広告物であったり展示物を作成するわけでも、その張り方、掲示の仕方一つでやはり見る印象が変わるというふうには思っています。そこは、委員の御指摘のとおりだというふうに考えてございます。

市としましては、乱雑であったり、統一感がなかったり、あるいは、その掲示物、展示物の掲示期間を過ぎていたり、そういうことに注意をしながら、やはり、見ていただけるような——乱雑だとなかなか見ようとしないんですね。そういう意味では、市民の方に見ていただけるような、そういうような空間づくりに取り組んでいかなければないと考えてございます。市としては、現状をまず点検して、心地よく過ごしていただける空間、その掲示物の価値が正しく伝わるような空間づくりに、やはり、全庁を挙げて取り組まなければならないというふうに考えています。

いずれにしましても、デザインシステム、あるいはデザインというのは、相手に対してどのような形で伝えていくかということが非常に重要な視点でございますんで、そこら辺のことを十分に配慮しながら、先ほど部長からも、調査研究し、ルールづくりを整備していくという話もございましたんで、市として、しっかりとそこの部分については取り組んでまいりたいと考えてございます。

○駒木委員 総合庁舎1階には、市政情報コーナーもございます。しかし、本棚には何も入っていないところもあります。そこは、担当課がちょっと変わつてきますので、そういう配置や活用方法なども今後も提案していきたいものが本当に盛りだくさんありますが、引き続き各担当の皆さんに隨時相談をしていきたいと考えています。

この項目についての質問は、以上であります。

以上で、私の質疑を終わります。

○高橋ひでとし委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後0時04分

---

休憩 午後1時10分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○まじま委員 それでは、よろしくお願ひします。

まず、地域振興部にお聞きをしたいと思います。

優良建築物等整備事業補助金の令和6年度の決算額と事業実績について、まず、伺います。

○佐瀬地域振興部次長 優良建築物等整備事業補助金は、中心部における市街地環境の整備、改善や都市機能施設の誘導に資することを目的として、一定の要件に基づき、建築物の建設を行う民間事業者に対して補助金を交付するものでございます。

令和6年度の決算ですが、当初予算として、優良建築物等整備事業補助金に4千万円、旭川市都市機能施設誘導促進補助金に100万円、事務費として10万7千円の合計4千110万7千円を計上し、決算額は2千9万6千536円となっております。

事業実績につきましては、1条通7丁目で再開発ビルを建設した事業者へ2千万円の補助金を交付しております。

○まじま委員 今の事業の中に、私たちが問題じゃないかと指摘をしてきた不均一課税が含まれていると思います。

そこで、旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例について、適用を受けた事業者の内訳と減免額についてお尋ねをしたいと思います。

○板谷地域振興部次長 都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税の適用実績についてでございますが、決算年度までの軽減税額の合計額は3千469万3千204円となっております。

その内訳ですが、株式会社前田住設が令和2年度及び令和4年度から令和6年度までの適用で127万5千460円、株式会社ツルハが令和4年度から令和6年度までの適用で3千341万7千744円となっております。

○まじま委員 買物公園にあっても、その対象となる建物と対象にならない建物があるということをお伺いしました。税負担の公平性からも、この在り方はどうなんだというふうに指摘をさせていただきたいと思います。

今述べられたように、ツルハで3千万円を超える額が軽減されている。お話を聞かせていただくと、あと2年、これが待っていると。申請したらという話なんんですけど、そうなると、この5年間で5千万円のお金が軽減される。自主財源に穴を空けてまでそういう対応が必要なのかどうかとい

うのが問題だということを指摘させていただきたいと思います。

条例の有効期間は5年間でした。実績としては、2つの企業に限ったものとなっております。振り返ってみて、この不均一課税が中心市街地の活性化につながったと言えるのかどうか、改めて見解を伺いたいと思います。

○板谷地域振興部次長 旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例は、丸井今井旭川店、西武旭川店といった大型百貨店の閉店などが続く中心市街地に都市機能を誘導することを目的として、中心市街地の対象となる区域内に都市機能施設を開設するための家屋を新設した場合などに、対象者からの申請に応じ、固定資産税の不均一課税を行うものであり、平成30年12月の条例制定後、中心市街地においては、旭川はれての開業やホテルの立地、高層マンションの建設が進み、活性化の兆しが見られるようになったものと認識しております。

建築工事の完了時期や進出される企業の判断もありますことから、必ずしも制度の適用となる建物のみの進出とはなってはおりませんが、条例に定められた5年間で2件の適用実績があり、旧西武A館の跡地利用をはじめとした土地利用の促進、老朽化した建物の更新など、中心市街地における都市機能の誘導やにぎわいづくりの一環として、一定の効果があったものと認識しております。

○まじま委員 一定の成果があったという持論を述べていただいたといいますか、この一定の成果、一定とはどのくらいですかって聞いても深まらず、平行線だったということを、予算委員会のときの質疑を思い出しました。多分、これから聞いても同じことが返ってくると思うので、次に進みたいと思います。

次に、上限10万円、家賃補助の中心市街地出店促進補助金というものがありますが、令和6年度交付実績と推移について伺いたいと思います。

○板谷地域振興部次長 中心市街地出店促進補助金につきましては、経済部の所管となります、空き店舗の活用を促進することにより、中心市街地の活性化とまちなか居住の利便性向上を目的に平成23年度から実施しているものであり、令和6年度までの交付実績は合計で142件となっております。また、直近5年間の交付実績といたしましては、令和2年度は7件、令和3年度は3件、令和4年度は5件、令和5年度は12件、令和6年度は6件となっております。

○まじま委員 平成23年度から始めていて、令和6年度までで142件ということなんですが、ここ最近では、令和5年度が2桁、12件いきましたけども、令和6年度、決算年度は6件ということで、こちらも苦戦をしているのかなというふうに思われます。

次に、不均一課税の条例が終了した後だったと思いますけど、都市機能施設誘導促進補助金、補助金に変わったということです。この実績、決算年度における実績はどうだったんでしょうか。

○佐瀬地域振興部次長 旭川市都市機能施設誘導促進補助金の実績ですが、令和6年度の補助金の交付の実績はございませんでした。

令和7年度につきましては、本年9月に事業が完了した1条通7丁目の医療施設に対し、補助金を交付したほか、2条通7丁目で建設されている宿泊施設に対し、補助金の交付決定をしております。

○まじま委員 令和6年度、決算年度はなかったということで、今、その後、令和7年度のことについては触れていただきましたけど、2件ということありました。

今、2つの補助金についてお示しをいただきました。これらを踏まえて、中心市街地、どう変わ

ったのでしょうか。

私としては、依然として、中心市街地を歩くと空き店舗率が高いんじゃないかなというふうに感じるわけです。空き店舗率の推移と、空き店舗率がなかなか前に進んでいないというふうに思えるわけですが、その理由についてと、改善に向けた取組について伺いたいと思います。

○板谷地域振興部次長 買物公園の空き店舗率につきましてですが、中心市街地出店促進補助金の交付対象となる買物公園に面する1階路面店の調査結果で申し上げますと、令和4年度は17.4%、令和5年度は19.5%、令和6年度は18.2%となっており、建物の老朽化が進んでいること、また、郊外と比べまして家賃が高いことなどから空き店舗率の改善はなかなか進んではおりませんけれども、同補助金によりまして空き店舗増加に対する一定程度の抑制効果が働いているものと認識しております。

また、今後は、買物公園エリアプラットフォームにおきましても、空き店舗等の利活用について検討を始める予定としており、商店街や関係者と協議を重ね、新規出店等の後押しにつながる取組を進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 次に、まちにち計画について伺います。

令和6年度は、約1か月の期間、取り組まれたというふうに思いますが、どのような結果だったのでしょうか、その結果、今後はどのように取り組まれていくおつもりなのか、伺いたいと思います。

○板谷地域振興部次長 買物公園エリアの社会実験では、本市を含む官民の関係者により構成された買物公園エリアプラットフォームが主体となり、人工芝やストリートファニチャーを配置した滞在空間を4か所設置し、簡素な手続でスペースを利用できるバスキングエリアを設け、エリアへの来街や滞在時間の増加を促進するとともに、電動モビリティーの運行も行い、エリア内での移動利便性の向上や周辺への人の流れの拡大に取り組んだところであります。

実施後の調査では、実施前の時期に比べて通行量が約2割、滞在人数も平均で2倍以上に増加し、ふだんよりも長時間滞在している方の割合も約1割増えるなど、エリア内での滞在や回遊に一定の効果があったものと認識しておりますが、その一方で、滞在を生み出す環境や仕掛け、沿道店舗の連携などでは課題も明らかになったところであります。

令和7年度の社会実験においては、滞在や交流を生み出す機能をさらに高めていくため、日陰で涼めるスペースや植栽の設置、沿道店舗の利用割引券などが当たるカプセルトイの設置など、滞在や交流が気軽に生まれる空間となるよう改良を行ったところですが、今後も、エリアプラットフォームのメンバーと検証を重ねながら、必要となる機能や環境などの検討を進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 成果もあった、一方で、課題もだんだん分かってきたということが述べられました。令和7年度も取り組まれていますので、また、折に触れて質疑をさせていただきたいと思っています。

次に、中心市街地活性化については、まちなかに来るとか滞在する、まちなかに住むということが目標だったと思います。しかし、まちなかに来ても、人の流れが限定的だっていう報道もたしかあったと思うんですね。この点については解決をされたのか、伺いたいと思います。

○三宅地域振興部長 中心市街地におけるにぎわい、また、来街の状況等についてでございます

が、まず、来街に関しましては、今年度7月に実施いたしました1日当たりの買物公園通行量調査の結果で申しますと11万4千815人と、ほぼコロナ禍以前の水準まで回復している状況となっております。

滞在に関する指標につきましては、昨年度実施した社会実験において、ふだんより長く滞在したという方、これが約1割増加するなど、買物公園にこうした滞在や交流を生み出す機能を配置することにより、滞在時間が延び、にぎわいが生まれる可能性が確認できたものと感じております。

また、まちなかの居住でございますが、住民基本台帳ベースで公表されている中心市街地や北彩都地区の人口統計につきまして、最新の基準日となっておる令和6年10月1日時点では1万370人となっており、近年、ほぼ同水準の状況が続いております。市内全域の人口が減少傾向となっていることと比較しますと、まちなかでの居住が総体的に維持されている結果となっており、また、中心部での高層マンション等の建設が進むなど、今後も、居住人口については、ある程度安定的に維持され、増加も期待できる状況にあるものと考えているところです。

人口減少、少子高齢化が進む中で、まちの活力や成長を生み出す中心市街地の活性化に向けては、様々な課題があり、明確な解決策を見いだすことは困難ではございますが、ハード、ソフトの両面から来街促進、また滞在機能の強化に取り組みながら、都市としての魅力を高めていくことで、民間活力や投資を呼び込んでいくことが重要であると認識しているところでございます。

○まじま委員 これまでも、まちにち計画という実証実験を行ってこられましたね。長く行えば、それだけ数字は大きく、成果が出ているように見受けられます。しかし、ずっとこのイベントをやり続けていくということでもないわけですよね。

昨年も、決算で、榎井副市長から御答弁をいただきましたので、1年間振り返ってみて、中心市街地はどのように変化したのか、その認識を伺いたいと思います。

○榎井副市長 今、いろいろ御指摘も、部長からも答弁がありましたけれども、なかなか、一瞬だけ見ると、あんまり進んでいないんじゃないかというような御指摘もあろうかと思いますけども、一方で、象徴的な面では、ハード面では、やっぱり1条通7丁目の再開発ビル、この1年の間にオープンしまして、ほぼ、毎日見ても、長蛇の列ができるような状況でございますので、それに一定の成果が出ているというふうに考えているところでございます。

一方で、まちづくりについては、市が進めるだけだと空回りしてしまって、やっぱり、そこに住んでいる商店の皆さんであったり、近くに住んでいる方々っていうのが主役になったまちづくりっていうのが重要なと思っているところでございます。そういう意味では、市が独自に直営でやるというよりかは、中心市街地の経済活動、やっぱり需要と供給の面から見て、それぞれどうインセンティブをかけていくかということが非常に重要ななるのかなと思っているところでございます。

現在、私たちの補助金、どちらかというと、ハード施設の再開発ビルや空き店舗対策ということで、供給面への対策の支援というのは充実しているのかなというふうに思っているところでございますけども、ハード面への支援だけで需要面が喚起されるかというと、必ずしもそうではなくて、やっぱり一過性の需要面への喚起になる傾向があるのかなと個人的には思っているところでございます。

そういう中で、一方で、需要面の喚起をどうしていくかという意味では、やっぱり、一方で持続

可能な需要を掘り起こすことが非常に重要でして、そのためには、まちに来る、住む、滞在するという3つの目標がございましたけれども、やっぱりまちなかに滞在するというのが特に重要なかなと。住むにしても、来るにしても、やっぱり、滞在して楽しいところに来て住みたくなるのかなと思うと、特に、まちなかに滞在するという観点が非常に重要なかなと思ってございまして、そういう意味では、行政任せにならず、市民の方であったり民間企業の方が、この前も言いましたけど、他人ごとではなく、自分事として捉えて活動に取り組むということが非常に重要なかなと思ってございまして、今年も実施しました買物公園エアープラットフォームのまちにち計画の取組って、まさにそういったところに合致した取組ではないかなと思っているところでございます。

まさしくメンバーの皆様方が自分事として捉えて、自分で企画して、場合によっては社会実験の中での様子なんかを見ながら、随時、工夫を自分で考えてしていく。これも、去年も答弁したこと、アジャイルなまちづくりということで答弁しましたけども、単に、行政に言われてやっているから、そのとおり、計画どおりやりましたではなくて、自分で考えて工夫しながらしていくっていうのはまさに理想的なところかなと思っているところでございます。

中心市街地の活性化は、見た目のハード的な変化にやっぱり着目しがちではあるとは思うんですけども、その内側にある市民の活動の姿勢というか、気持ちこそがやっぱり重要であって、その気持ちっていうのは着実に今変わってきてている状況かなと思っていまして、まさしくそういう気持ちの変化というのがやっぱり活性化の礎になるのかなというふうに思っているところでございます。

その礎が徐々に育ってきている今こそ、活性化が進んでいるというふうに評価できるのではないかというふうに私自身は思っているところでございます。

○まじま委員 今、副市長から答弁いただきましたけども、これまでハードを整備する側面のものが多かったけれども、需要喚起をこれからしていくということで、少しずつ変わっていくのかもしれませんけども、実際、買物公園を歩いてみると、1条ぐらいまでは人が多いのかなと思うけど、2条以北とか、4条以北というのか、まだやっぱり人の流れはそんなに多くはないのかな。はれてとか、部分的にそういう商業的な施設ができていますけども、まだ全体としては弱いのかなという部分もありますので、また、経過を見て、来年の決算でも機会があれば質疑をさせていただきたいということを述べて、このテーマについては終わりたいと思います。

次に、総務部に対して質疑をさせていただきたいと思います。

13款1項1目職員給与費について伺いたいと思います。

ちょっと先週の質疑とも重なる部分があるかと思いますけども、おさらいとしてお聞きいただきたいと思います。

令和6年度決算における職員の時間外勤務手当についてお尋ねをしたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長 令和6年度における職員給与費の時間外手当の決算額につきましては6億5千630万1千217円となっておりまして、時間外勤務の時間数は34万4千235時間となっております。

○まじま委員 今の時間外勤務が34万4千235時間と聞いても、多いのか少ないのか、分かりませんので、コロナの前の平成30年度、コロナ期間中、そして令和6年度の時間外勤務を比較して現状の認識を伺いたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長 時間外勤務の時間数は、コロナ前の平成30年度で32万6千751時間でしたが、コロナ期間中で最も多かった令和4年度には40万3千32時間となり、コロナ対応での時間外勤務が多い中でありましたけれども、地域経済を止めずに進めていくために中止していた多くの事業やイベントも再開されまして、その事業に携わったことで時間外勤務が増加しました。

令和5年度は、ほぼ通常の社会経済活動に戻りまして、39万3千513時間と、前年度比2.4%減少したものの、高止まりの状態となっておりました。令和6年度につきましては、34万4千235時間となっており、前年度比で12.5%減少し、コロナ前の水準には至っておりませんが、減少傾向にあると認識しております。

○まじま委員 コロナのときって、本当に保健所とか市立病院とかの職員の皆さんのが奮闘されていました、そこの支援に入った全体の皆さんの奮闘もあるということは付け加えておきたいと思いますけれども、令和4年度に40万時間を超えていたということです。令和5年度が、ほぼ経済活動が普通に戻ったと言っても39万時間、時間外が発生した。決算年度は34万4千時間ということなんですが、平成30年度で32万6千時間ということですから、コロナの前に比べるとまだ多いのかなという印象を持っております。単純に比較することはできないっていうことはお聞きしているんですけども、今そういう状況にあるということです。

次に、長時間の勤務の職員はどの程度存在されているのか、改善しているのかどうかについて伺いたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長 長時間勤務の是正を目的とした働き方改革による時間外勤務の上限規制におきまして、業務の量や処理すべき時期、業務の遂行について、自律的に管理することが困難な他律的業務の比重が多い部署におきましては、2か月から6か月の平均で80時間以下、また、1か月では100時間未満としなければならないとされておりますが、2か月から6か月までの平均で80時間を超えた職員は、令和6年度で60人おり、令和5年度の90人と比べ、30人減少しております。また、100時間以上、時間外勤務をしたことが1か月でもある職員は、平均で80時間を超えた職員と重なっている者を含めて、令和6年度で54人おりまして、令和5年度の73人と比べ、19人減少しております。

こうした状況から、長時間勤務をする職員についても減少傾向であると認識しております。

○まじま委員 長時間勤務している職員数は減少している、そういう傾向があるということが分かりました。

メンタルヘルスの面からいっても、適正な勤務時間にする必要があると思います。精神疾患により欠勤している地方自治体の職員が増えているという新聞報道もありました。旭川市も例外ではないと思います。

そこで、職員の働く実態についてどのように把握をされているのか、伺いたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長 時間外勤務の時間数につきましては、原則として、所属長が各職員に業務に必要な時間数を確認して時間外勤務の命令を行いまして、翌勤務日に実績を確認しており、この時間数をシステムに登録し、職員厚生課で集計し、全体を把握しております。

昨年度からは、それまでの時間外勤務が高止まりであった状況を踏まえまして、時間外勤務の縮減と新しい働き方の実現に向けた取組について、行財政改革推進部と総務部から成る専門部会を設

置し、検討しているところでございまして、その一つとして、各部に対し、府議の際に月ごとの時間外勤務の実績を示す取組を行っており、各部局で実績を確認し、時間外勤務の縮減に役立ててもらうこととしております。

また、昨年度、職員の業務や職場環境に関する意識を把握するため、職員意識調査を実施したところでございます。

○まじま委員 職員厚生課のほうで把握をしているということでありましたので、注視していただいているんだろうというふうに思います。

また、今の答弁の中で、職員の意識調査が実施されたことが分かりました。その調査結果のことについて、どのように認識をされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 令和6年度に実施いたしました正職員対象の職員意識調査では、性別等の基本的事項のほか、仕事や労働環境、ハラスメント等の5項目、合計42の質問を設定いたしまして、正職員全体の57.4%となる1千661人の職員から回答を得たところであります。

この中で、現在の業務量は適切かとの設問に対し、そう思う、どちらかといえばそう思うとの回答は59.2%、全体の約6割が今の業務量は適切と考えている一方で、現在の業務や仕事上で過度な負担を感じるかとの設問に対しては、そう思う、どちらかといえばそう思うとの回答が52.0%と、回答者の半数以上が相対的に過度な負担を感じていると回答しております。

のことから、業務の量よりも質における課題、担っている仕事の内容や責任等に対して、職員がより負担を感じているものと考えております。

○まじま委員 現在の業務量が適切かという問い合わせに対して、約6割が適切だと答えている反面というか、一方、過度な負担を感じるというのが52%ということで、半分以上の方が負担を感じているという結果にもなっているわけです。これ、基本、正職員の方を対象にした調査ということを伺っていますけれども、この間、正職員を減らして非正規職員に置き換えてきたことが影響として出ているんじゃないかなというふうに思うわけですね。DX、この推進を掲げているわけですから、それ以上に職員を増やすことが必要ではないでしょうか。

改めて、正職員の数、過去5年の数字をお示しいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 フルタイムの再任用職員を含めた各年度4月1日時点の正職員数につきまして、令和2年度が2千985人、令和3年度が3千6人、令和4年度が3千2人、令和5年度が3千15人、令和6年度が2千995人、そして、本年4月1日時点では2千977人となっております。

○まじま委員 過去5年間しかお聞きしていませんから、それよりも前の話はよく分かりませんけども、この5年間だけを取って見れば、令和5年度が3千15人、ここピークからだんだん下がってきた、で、本年4月1日は2千977人ということですから、約40人少ない状況になっています。

職員の数が減っている要因、原因はどういうふうに把握されていますか。

○八木総務部次長 正職員の人数につきましては、例年、退職者の数を採用で補うことで一定の職員数を維持することを基本としております。

過去10年間はおおむね3千人前後で推移をしてきているところでございますけれども、このため、定年及び再任用の満了年齢を迎える職員数に加えまして、自己都合による退職でありますと

か、採用辞退などの増減要素を見込む中で、試験結果と併せて最終合格者数を決定しているところでございます。ですので、結果的に増加となった年度がある一方で、令和5年度、また令和6年度におきましては、見込み以上に退職者数でありますとか採用辞退者、こういった者が増加をしたことから、結果として、退職者の数を補うだけの人員確保に至らず、職員数が減少したというところでございます。

○まじま委員 そこで、以前、たしか、菅野副市長から、職員の採用については難しくなってきてるという答弁をお聞きしたことを思い出しました。

そこで、採用試験の申込者数、採用者数、採用辞退の割合について、過去5年間どうだったのか、伺いたいと思います。

辞退される場合の理由、これについても把握されている場合はお示しをいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 本市職員の採用試験では、大学卒や短大・高校卒、社会人のほか、技術職や資格職など様々な区分で実施しておりますことから、採用区分として、大学卒で事務職員、そのうち募集職種が一般行政の場合でお答えいたします。

令和2年度に実施した採用試験の申込者数は494名、最終試験の合格者数32名のうち、翌年4月1日に採用に至った人数は23名、その結果、最終試験合格者の辞退率は28.1%となっており、以下同様に、令和3年度は申込み196名、最終合格12名、採用は8名で、辞退率33.3%、令和4年度は、申込み245名、最終合格43名、採用は27名で、辞退率37.2%、令和5年度は、申込み250名、最終合格29名、採用は16名で、辞退率44.8%、令和6年度は、申込み245名、最終合格36名、採用は24名で、辞退率33.3%となっております。

辞退の理由は、全ての具体的な理由は把握していないところですが、ほかの官公庁や、または民間に就職する理由から辞退の意向もいただいているところでございます。

○まじま委員 33%から44%という辞退率、令和5年度は44.8%と、非常にたくさんの方が辞退をされているということで、それだけ、最近の状況でいえば民間のほうに人気があるということなのかもしれません、そういう状況が今あるということですね。

採用の時点でそういうふうに辞退される方が増えているという一方で、中途の退職者も増えてきていると思うんです。まずは、そういうことも踏まえると、必要な職員数を確保することが大事ではないでしょうか。職員意識調査でも、時間外削減の対策として適切な人員配置との回答が高くなっていると思います。

人員を確保することが必要ではないかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○ハ木総務部次長 委員の御指摘のとおり、令和6年度の職員意識調査では、時間外勤務を削減するための必要な取組を複数選択できる設問におきまして、回答者の59.7%、2人に1人以上ですけれども、適切な人員・人材配置が必要と回答しており、職員からも、適切な人員の確保、配置が不可欠、こういった認識が示されたものと捉えているところでございます。

一方で、人口減少やライフスタイルの変化などから、民間企業においても処遇改善や働き方の見直しを通じて積極的に人材確保に取り組んでおりまして、地方自治体における人材確保は今後ますます厳しい環境にあるものと認識をしております。

本市といたしましても、令和4年度から大学卒の採用の1次試験で全ての受験者にオンラインの

個別面接を開始し、今年度からでございますけども、全ての採用区分でこういったオンラインでの個別面接を導入するなど、受験しやすい環境の整備を進め、より人物重視を意識した選考に取り組んできているところでございます。

今後につきましても、引き続き、試験制度の見直し等も図りながら、行政サービスを維持向上していくために、まずはしっかりと必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 最初、令和5年度と比べて時間外勤務はどうだったのっていうことで入ったんですけど、職員の意識調査っていうことの結果も受けて、今、展開してきました。

職員の負担感の増大、満足度が低下しているっていうことにつながっているんじゃないかな、これで本当に市民サービスができているのかっていうふうなことも思うんですね。職員が意欲的に仕事に従事するためには、DXが必要ないとは言いません。それも必要だと思います。でも、まずは、人に対する対応、制度改善、適正な人員配置が必要だと思うんですけども、重なる答弁にはなるかもしれません、改めて見解を伺いたいと思います。

○和田総務部長 今回の職員意識調査の結果につきましては、近年、行政需要が多様化、複雑化する中で、職員一人一人が仕事上での負担感を感じていたり、あるいは、職員の中には給料等の待遇や業務内容、責任が見合っていないなどの公務職場に不満があることを改めて理解したところでございます。

また一方では、現在の業務にやりがいを感じている職員が全体の約7割、市の職員として誇りや使命感を持って仕事に取り組んでいる職員が8割弱と比較的高く、先ほどの時間外勤務削減に必要な取組の設問におきましても、適切な人員配置とともに、必要性の低い業務の削減、あるいは業務効率化を求める回答が高い結果となるなど、やりがいを持って今の仕事を見直そう、あるいは効率的に業務を進めようという職員の前向きな意欲、気概も感じたところでございます。

今後、少子高齢化が一層進みまして、人口減少に伴う労働力不足が懸念される中においては、限られた職員数で必要な行政サービスを持続的かつ安定的に提供できる体制の構築が必要となってまいります。DX等を活用した業務の見直しや効率的な仕事の進め方も欠かせない視点ではあると認識しておりますので、引き続き、行財政改革推進部とも連携しつつ、今後は、さらに人員の確保や適正な人材配置、職員の生活状況に応じた多様な働き方の取組など、働きやすい環境整備や制度の充実を進めて、職員が、安心して意欲を持ち、継続して働くことができる職場づくりに努めてまいります。

○まじま委員 このテーマでは、総務部の皆さんの答弁の機会はこれで終わるんですけど、これに関連して行財政改革推進部に伺いたいと思います。

職員の働き方について今お聞きしてきました。総務部から、DXの活用の業務見直しとか効率的な仕事の進め方、これは欠かせないというふうな答弁もあったわけですが、そこで、DX推進に取り組む行財政改革推進部にお聞きをしたいと思います。

DXは、一定、進んだのか、どのような成果があったのか、お答えください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和6年度は、プログラミングの知識がなくても取り組めます業務用アプリの開発を進め、6年度末までに207の業務用アプリが本格運用しております。その中には、子ども医療費受給者証の申請アプリなど、職員自らが手がけたものや、業者の支援を受けて作成いたしました粗大ごみ等受付管理アプリなどがございまして、業務改善につながっただ

けではなく、市民の利便性向上ですとか、自前で実施することにより経費節減の成果も得られたところでございます。

また、単純作業を自動化するRPAをこれまでに53業務に導入し、6千460時間の業務時間の削減につながったほか、職員同士のチャットツールの活用によりまして、内線電話の対応に要していた時間を1人当たり年間72時間の削減につなげるなど、ICTツールを活用した業務改善に成果が出ているものと考えております。

特に、各課で様々なツールを駆使しながら職員自らが業務改善に取り組む職場風土が広がっていることが、一番の成果と考えているところでございます。

○まじま委員 DXで業務改善が進んできたっていう部分を述べていただきました。

そこで、先週も質疑がありましたけれども、令和6年度、BPO導入可能性調査っていうのを実施しています。成果報告書では、事業の成果として、BPOの導入には至らず、解決すべき課題が可視化されたということだったと思うんですね。

解決すべき課題とは何か、まず、伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回対象といたしました10業務につきまして、業務の詳細分析を行い、BPOの導入に適しているかどうかといった調査を行ったところですが、その結果、各業務において、業務フローの一部にBPOを導入し、職員の負担軽減は期待できるものの、業務全体を委託するとなると、その過程で正職員の確認ですか判断を仰ぐ必要があるなど、業務手順に関する事ですとか、各業務を集約した場合、年間を通じた繁閑差が大きく、BPOを実施するには非効率的であるといった業務量に関することが課題として見えてきたところでございます。

○まじま委員 この事業、予算のときにもちょっと述べたんですけど、そもそもが、民間企業が行った業務量調査の結果を受けて検討が開始されたというふうに聞いています。結局、1年たって結果が見えてきた、何が分かったかっていうと、民間企業の話にうまく乗せられたんじゃないのっていうことだと思うんですね。可能性調査でこういう結果が出ましたけど、もっと詳しく知りたいんだったら、もっとお金を出してくださいよって、お客さんになっちゃっている部分だと思うんですね。ですから、どうだったのかなって思うんですよ。それだったら、府内で横断的にプロジェクトチームをつくって、対応するのにテーマを絞ってやっていけば、また別な観点で今の仕事の見直しへことはできたんじゃないかなというふうに思うんですね。

重なるかもしれませんけど、導入に至らなかつたということは調査自体がどうだったのかっていうふうなことにもなると思うんですが、そこについての見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の調査につきましては、BPOの導入の可能性を民間に委託して調査したものでございまして、その結果、各業務の手順や業務量などから調査した10業務については、現状のままBPOを導入するには費用対効果を得るのが難しいと判断したところでございます。

しかしながら、将来的に職員数の減少が見込まれるといった状況でございますので、限られた人材で市民サービスを維持向上させていくためには、職員がモチベーションを持って効率的に働くよう担うべき業務を集中していく必要があり、その手法の一つとして、引き続き、BPO導入の可能性の検討は必要ではないかというふうに考えております。

今回、解決すべき課題を可視化できることについては一定の成果があつたものと考えておりますし、業務委託の中で、管理職を対象とした業務分析の手法ですとか、組織マネジメントに係る研修を実施したことで、職員自らが課題を発見し、業務分析・改善を積極的に考える環境ができたことも成果と捉えているところでございます。今、委員さんからも御指摘がありましたけれども、職員にとって、こういった環境が少しでもできたということで、業務改善にもつながる要素はあるのかなと思っております。

今後につきましては、こういった調査結果を踏まえまして、業務手順の見直しですか集約による業務量の確保も含めまして、費用対効果が得られるようなB P O導入可能性の調査について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○まじま委員 ここでも一定の成果があつたと、地域振興部と同じような答弁をいただきましたけれども、次に進みたいと思います。

今回、B P O導入には至らなかつたと。一方、やっぱり、職員のモチベーション向上には、これ、改善が必要だということは改めて言っておきたいと思うんですね。今後、どのように職員の働きがい改革を進めていくのか、最後に伺いたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 今回の10業務におけるB P Oの導入の可能性については、今申し上げたとおり課題が明らかになったということで、導入には至らなかつたところでございますが、一方で、その前に話題となつておりましたDXの関係でございますけれども、職員自らがDXに取り組むという意識醸成というものは、ここ数年で非常に高くなつてきたのかなというふうにも認識しているところでございます。

職員の働きがい改革、働き方改革、これらにつきましては、市長から直接指示を受けまして、先ほど職員厚生課長の答弁にもありましたとおり、昨年の4月に、行財政構造改革推進本部会議に設置する専門部会として時間外勤務・働き方改革検討専門部会、こういったものを設置しまして、私がその部会長を務めているわけでありますけれども、行財政改革推進部と総務部が一体となりまして、時間外勤務の削減でありますとか、新しい働き方の実現に向けた様々な取組を進めてきたところでございます。

その成果、具体的な取組といつしましては、例えば、テレワークでありますとか、フレックスタイム、時差出勤といった新たな働き方の試行実施を人事課で行っておりますし、職員厚生課では、庶務事務システムの更新を通じた業務効率化などを実施したところでございまして、これらいずれもDXと不可分な取組となっておりまして、専門部会の中で議論してきたもの、それらを連携して進めてきた結果というふうに受け止めているところでございます。

今後につきましては、旭川市の人口減少によりまして、職員数の確保というものがますます厳しくなつてくるという状況が見込まれるわけでございますが、そのような中にあっても、市民サービスの低下をさせることなく、行政の担うべき役割というものをしっかりと果たしていくかなければならないということになりますので、そのためにはこのDXの推進というのが非常に強力な武器になるものと思っておりまして、プラスして、職員の働き方、あるいは働きがいについての改革を推し進めていきたいというふうにも考えております。

B P O、民間の活力とかノウハウを活用しながら、ノンコア業務などをできるだけ職員自らが行うんではなくて委託等を行うということで、職員にはよりクリエイティブな業務に携わっていただ

くということを例えれば進めるなどして、職員一人一人の職務に対する意欲を高めていければなというふうにも考えております。

それらを進めることによって、例えば、本市への就職を希望する方々が増加したり、あるいは、途中で離職をする方が減少したりということにつなげてまいりたいというふうにも考えておりまして、結果として持続可能な行政サービスの提供というものを今後続けていくということにつながっていくのではないかというふうに思っております。

○まじま委員 以上で、職員の働き方、総務部の皆さんと行財政改革推進部の皆さん、終わりたいと思います。

最後ですけども、総合政策部に伺っていきたいと思います。

物価高騰のことについて伺いたいんですが、令和6年度も、様々、物価高騰対策を実施されてきたと思います。1点だけ聞きたいんですが、物価の状況についてどういうふうに把握されているのか、令和5年度と令和6年度の比較でどのようになっていると把握されているのか、お示しをいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 総務省が公表している消費者物価指数の総合指数では、令和2年度平均を100とした場合の令和5年度平均は106.3、令和6年度平均は109.5であるため、令和5年度と令和6年度では3.0%の上昇となっております。特に、生活に欠かせない光熱水道で7.8%、食料品で5.0%の上昇となっておりすことから、市民生活にも物価高騰の影響が及んでいるものと認識をしております。

○まじま委員 次に、大綱質疑のところでも少し財政的なことについて触れたんですけど、義務的経費について少し触れたいと思うんですね。

令和6年度決算における義務的経費は約964億円という答弁がありました。直近10年の推移について伺いたいのと、この義務的経費が増加しているのはなぜなのか、その要因について伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 まず、義務的経費の推移についてでございますけれども、平成27年度が884億円、その3年後の平成30年度が891億円、さらに3年後の令和3年度が907億円、令和4年度及び令和5年度が921億円、令和6年度が964億円であり、増加傾向となっております。

次に、義務的経費、こちらが増加している要因についてでございますけれども、義務的経費のうち、人件費は、人事院勧告に準じた職員の給与改定等により、また、扶助費につきましては、障害者福祉や子ども・子育て関係の給付費の増などによりそれぞれ増加している一方で、公債費につきましては、過年度の市債発行額の抑制等によりおおむね横ばいとなっております。

○まじま委員 扶助費は、子ども・子育て関係って言われましたけど、その分は国から収入が入っているというように、大綱質疑のときに話をお伺いしたかなというふうに思いました。人件費は、これからまた伸びていく可能性があるということなんですね。ですから、義務的経費の増加は、これからも、一気に行くか、微増なのか、分かりませんけども、高まっていくんじゃないかなと。

その影響は、財政の硬直化を招くというふうに言われています。そうなれば、さらに厳しい財政状況になっていくんじゃないかなと。今後、旭川の財政運営は大丈夫なのか、心配なんですかとも、その点についての見解を伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長 義務的経費は任意に削減できない経費であるため、その増加は財政の硬直化につながりかねないというふうに認識をしております。

今後におきましては、引き続き、DX等による業務の効率化や既存事業の見直しなどにより経費の抑制に努めるほか、歳入面では、市税やふるさと納税による寄附金、あと、使用料、手数料など自主財源の確保にも取り組みながら、安定した財政運営を今後も行ってまいりたいと考えております。

○まじま委員 手持ちの資料でいただいたんですけど、義務的経費と任意的経費の割合なんですけど、旭川市は義務的経費が55.5%で任意的経費が44.5%というふうになっています。で、不交付団体なんんですけども、豊田市を見れば、36.6%が義務的経費で、63.4%が任意的経費という割合になっていますね。そうなれば、いろんなことを豊田の場合はできるということなんだと思うんですね。義務的経費が多くなれば任意的な様々な事業展開が難しくなってくるということですから、そうなれば、やっぱり、自主財源をどうやって確保するかっていうことが必要だと思うんですけど、地域振興部のところで触れましたように、不均一課税という固定資産税の軽減というのをやってきましたよね。担当された副市長さんもいらっしゃると思うんですけど、そこに穴を空けていいのかというふうな思いもありますので、自主財源をしっかりと確保できる、こうした財政をつくっていくことが必要だということを強調して、私の質疑を終わりたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時03分

---

再開 午後2時06分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員 自民党・市民会議のいしかわまさきです。

私は、決算審査特別委員会の分科会で質疑させていただくのは初めてでありますし、不慣れな点がございますことを御容赦いただきたいと思います。

それでは、総務常任委員会所管分の質疑といたしまして、総務部管財課の2款1項8目の公用電気自動車導入費、約561万2千円に関連して質疑させていただきます。

本件の費用は、いわゆる電気自動車の導入に伴って、軽乗用の電気自動車の購入費用と電気自動車の充電設備工事のほか、保険料やリサイクル手数料の合計金額になっているものと確認しております。

私は、長年、電気自動車に類するプラグインハイブリッド車に乗っておりますので、電気自動車の性能やメリット、デメリットについては熟知しているところであります。

ちなみに、プラグインハイブリッド車というのは、通常のハイブリッド車に容量の大きな電池を積み、電気自動車と同じように充電して、電池が残っている間はモーターを使って走行し、電池がなくなったら通常のエンジンを使って走行するというものです。

現在は、4輪駆動のプラグインハイブリッド車に乗っていますが、過去には2輪駆動のプラグインハイブリッド車に乗っていましたので、今回導入した2輪駆動の電気自動車の走行性能についてはほぼ同様の性能を経験しているところであります。

さて、本市では、令和3年10月にゼロカーボンシティ旭川を宣言し、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す政策を進めている中で本事業が行われたものだと認識しております。電気自動車の購入、運用というものは、初めて行われた事業でありますから、本事業に伴う費用対効果や今後の課題等の観点から御質問させていただきます。

既に質疑が行われていますことから、若干重複する部分があることを御容赦いただきたいと思います。

それでは、まず初めに、本事業費の規模で、予算額755万6千円と決算額には約200万円の開きがありましたので、その要因についてお答えください。

○河原総務部管財課長 公用電気自動車導入費に係る不用額194万3千740円が発生した要因でございます。

まず、備品購入費として予算額635万2千円に対して、決算額は513万5千900円となり、不用額は121万6千100円発生しており、こちらは電気自動車を入札で購入したことによる契約差金によるものです。また、修繕費の予算額110万円に対して、決算額39万3千800円であり、不用額が70万6千200円となっており、こちらについては、充電コンセントを修繕費で作製したその実際の修繕作業が予算計上時の見積りを下回ったものでございます。

○いしかわまさき委員 それでは、次に、決算額の財源のうち、市債として470万円計上されており、こちらは、国の脱炭素化推進事業債、いわゆる電気自動車導入事業債に当たるかと思いますが、この事業債の概要についてお答えください。

○小澤総合政策部次長 脱炭素化推進事業債の対象事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて行われる脱炭素化のための地方単独事業で、再生可能エネルギー設備等の整備や公用車における電気自動車の導入などとなっております。

本地方債の事業期間は令和7年度までとなっており、充当率は90%、元利償還金に対する交付税措置率は、事業によって異なりますが、再生可能エネルギー設備等の整備事業で50%、電気自動車の導入事業で30%などとなっております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁からいたしますと、脱炭素化推進事業債は、電気自動車を購入する際、30%は国に負担していただけるものと理解いたしましたが、今後、さらに電気自動車を購入するとなった場合、本事業債を利用することは可能なのか、見解をお答えください。

○小澤総合政策部次長 脱炭素化推進事業債の事業期間が令和7年度までであるため、期間の延長がなければ、原則、令和8年度以降の電気自動車の導入に本地方債を活用することはできないものであります。

○いしかわまさき委員 本事業により電気自動車を購入後、Design System EPV展示と題して、本庁舎1階ロビースペースにおいて、令和6年10月8日から11日までの4日間、車両展示が行われました。

車両展示によって、市民の皆様のゼロカーボンシティーへの認識や電気自動車への理解が進んだ等、市民の皆様のお声や御意見等を把握しているのか、お答えください。

○河原総務部管財課長 実際に市民から管財課宛てに電気自動車導入に関わって意見等が寄せられたことはございませんが、1階ロビーに展示し、窓口にお越しになる市民や職員が立ち止まり、近くで見ていたり、展示会の様子などを新聞にも取り上げていただきましたことから、多くの市民に

お知らせできたものと考えております。

○いしかわまさき委員 それでは、電気自動車は走行時に二酸化炭素を排出いたしませんが、本事業の電気自動車の運行実績に伴って、ガソリン車と比較した場合、二酸化炭素の排出量はどの程度削減できたのか、お答えください。

○河原総務部管財課長 ガソリン車と電気自動車のCO<sub>2</sub>排出量の比較についてであります。

CO<sub>2</sub>の排出量を本市が持つガソリン軽自動車と電気自動車で比較しますと、軽自動車では1キロメートル当たり0.161キログラムとなります。これに対して、電気自動車は、走行時に排気ガスを発生いたしませんが、発電所での発電時にCO<sub>2</sub>を排出するため、これを1キロメートル当たりで計算いたしますと、0.132キログラムとなりますので、ガソリン車と比べますと、1キロメートル当たり0.029キログラム、電気自動車のほうが排出量を抑えられることになります。

令和6年度に電気自動車は2千760キロメートル走行いたしましたので、削減された量といたしましては、約80キログラムのCO<sub>2</sub>が削減された計算となります。

○いしかわまさき委員 それでは、今回の公用車へ電気自動車を導入した目的は、ゼロカーボンシティ旭川の普及啓発と、積雪寒冷地における冬期間の電気自動車の運用検証という2つの側面があつたものと理解しております。冬期間の運用検証については、既に御質問が行われておりますので、私からは、ゼロカーボンシティ旭川の普及啓発に電気自動車が適していたのかの側面から御質問させていただきます。

電気自動車を用いたゼロカーボンシティ旭川の普及啓発の方法としては、主に3つが考えられると思います。1つ目は、Design System EPV展示と題して行ったような視覚的効果によるPR、2つ目が、実際に二酸化炭素を排出しない電気自動車の性能によるPR、そして、3つ目が、ガソリン等の化石燃料を必要とせず、充電することで走行可能になることだと考えます。

1つ目の展示は実際に行われ、2つ目の性能については二酸化炭素排出量が削減されたことが示されましたので、3つ目の電気自動車の充電に関して触れさせていただきますと、今回、電気自動車の導入に際し、充電設備は、第二庁舎の立体駐車場内に充電用コンセントが2基設置されております。

そもそも、なぜ一般の市民が駐車することのない駐車場に設置することになったのか、お答えください。

○河原総務部管財課長 充電コンセントについては、公用車として初めて導入する電気自動車2台に充電をするためのものとして、一般市民への貸出しや利用を想定しない公用車専用として設置するものであり、充電コンセントの管理が可能な第二庁舎立体駐車場内に整備したところであります。また、現在、庁舎周辺整備工事で第三庁舎の解体や駐車場の整備工事が予定されており、市民用の電気自動車の充電スタンドは、電気容量等からも、新しい駐車場を整備する際に検討することが望ましいとしたものでございます。

○いしかわまさき委員 充電用コンセントの設置場所が決まった理由について理解いたしました。

ただ、昨今、旭川市民のみならず、観光客の皆様でも、電気自動車や電気自動車に類するプラグインハイブリッド車を利用している方は増えておりまして、充電インフラを求めるケースが増えて

きております。充電インフラは、実際に利用される方の利便性はもとより、有料化することで収益を確保することも可能であり、何より本事業の目的であるゼロカーボンシティ旭川の普及啓発にも寄与するものであります。

また、北海道内の多くの道の駅には充電インフラが備わっており、公共施設に充電インフラを備えている自治体もございます。ただ、本市の道の駅や公共施設に充電インフラはございません。本市においても、充電インフラの新規設置が必要だと思われるところ、令和6年度の決算審査特別委員会における答弁で、新たに整備する第三庁舎跡地の駐車場に設置する可能性に触れられておりますが、その計画、そして可能性について変更はないのか、お答えください。

○河原總務部管財課長 新たに整備する第三庁舎跡地の駐車場については、充電スタンドが設置できないか、環境部と連携して引き続き検討を進めているところであります。

現時点で、公用車の電気自動車の増車計画がありませんので、公用車専用としてではなく、市民用の充電スタンドの検討をしているところでございます。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁で、第三庁舎跡地の駐車場に充電設備を設置する可能性が高いことをお聞きいたしましたが、その充電設備は、現在、第二庁舎に設置されている200ボルト型充電器を考えているのか、それとも、多くの道の駅で設置されている急速充電器をお考えなのか、お答えください。

といいますのも、電気自動車等の充電をする場合、200ボルト型充電器ですと、満充電になるまで最低でも5時間から6時間、電池容量の大きい車ですと10時間以上の充電が必要となります。自宅や会社などで、一晩、充電するといった環境であれば200ボルト型でも十分ではございますが、市民や観光客の皆様が立ち寄って充電する場合、約30分で充電が終了する急速充電器でないとほぼ利用されないという現実があります。

その辺のことも踏まえて、今後の方向性についてお答えください。

○河原總務部管財課長 第三庁舎跡地の駐車場は、市役所に手続等のためにお越しになる方のための駐車場として設置し、来庁目的以外の方の駐車を制限する方向で検討しており、平日の日中は市役所に手續等でお越しの方で短時間の利用が主になるものと考えております。

お尋ねの電気自動車に係る急速充電器を含む充電器の設置については、ゼロカーボンシティ旭川のPRや推進に充電スタンドの設置は有効であると考えておりますが、実際に設置する駐車場の利用者の見込みや設置・維持費用等も考慮しながら、今後、環境部とさらに協議し、検討してまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁で、第三庁舎跡地の駐車場に充電設備を設置する可能性が高いこと、設備環境によっては急速充電器の設置可能性があることもお聞きすることができました。

電気自動車等の充電インフラを道の駅や公共施設に設置するということは、単に一部の利用者の利便性を高めるための設備という側面だけではなく、本市がカーボンニュートラルに積極的なまちであることをPRすることにもつながります。その結果、電気自動車ユーザーの移住促進、電気自動車の製造メーカーの投資意識を高めることにも寄与すると思います。

さらに、もう一步、未来的なことをお話しさせていただきますと、FCVと言われる燃料電池車が究極のエコカーとしてトヨタ自動車を中心に開発が進められており、既に市販車も存在しております。

ます。

燃料電池車の燃料電池は、水素と酸素の化学反応によって電気エネルギーを得る電池で、得られた電力で電気モーターを駆動して走行いたします。水素と酸素の反応によって電気を得るため、排出するのは水だけで、走行時に二酸化炭素は一切発生いたしません。燃料電池の源となる水素は水素ステーションから補給し、酸素は空気中の酸素を使用いたしますことから、電気自動車よりも環境に優しい車という位置づけとなっております。

電気自動車と燃料電池車の違いは、電力を外部から供給しているか、車内部で発電しているかでございます。電気自動車の場合、外部から供給される電力をバッテリーに充電してモーターの電力源にしております。一方、燃料電池車の場合は、水素ステーション等で水素を充填し、自動車に搭載された燃料電池が発電を行って得られた電力で電気モーターを動かす方式となっております。

北海道内の燃料電池車の導入事例といたしましては、北海道の本庁舎に1台、十勝総合振興局に1台、胆振総合振興局に2台導入されておりまして、札幌市や室蘭市での導入も行われております。将来的な話ではありますが、本市においても、燃料電池車の導入を検討する時期が来るかもしれませんし、燃料電池車導入に伴って水素ステーションの設置を検討することが必要になるかもしれませんので、今のうちから燃料電池車の市場動向に関する情報収集を行っておく必要があると考えます。

それでは、最後の質問になりますが、本事業では、2台の電気自動車導入に伴い、約561万2千円の予算を費消いたしました。課題としては、軽乗用の電気自動車に4輪駆動車がないことや、冬期間の航続距離の短さなどが挙げられる一方、ゼロカーボンシティ旭川の普及啓発には一定の効果があったものと認識しております。

市といたしましては、この課題と効果、そして費用に鑑みたときに、今後さらに電気自動車導入を前向きに考えていくものなのか、それとも、課題が克服されるような技術革新や新商品が世の中に出てくるまで様子を見ることになるのか、見解をお答えください。

**○和田総務部長** これまでの検証結果から、厳冬期はバッテリー負荷が大きくなり、航続距離が半分程度になるまで短くなるため、行政区域が広大で、さらに、災害等に出動するケースもある通常の公務使用に当たっては、航続距離、あるいは4輪駆動車がないことは、利用する上でまだ一定の制限があるものと認識しております。

これらについて、技術の進歩による航続距離の改善、あるいは4輪駆動車の開発等の改善が望まれることから、本市では、令和6年度以降、国に対しまして、積雪寒冷地向けの4輪駆動電動車やバッテリーの開発を後押しする施策等について要望をしてきておりますが、現時点では、これらの課題が解消されるまでは電気自動車の計画的な導入までは難しいのではないかと考えているところでございます。

一方では、先ほど委員から御指摘ございました水素を活用するFCV、燃料電池自動車につきましては、特に積雪寒冷地である北海道では、EV、電気自動車には航続距離が短くなるとの問題点があることから、それに代わる次世代自動車としてFCVに関する取組が活発に行われていると認識しております、ゼロカーボンの推進において重要な選択肢になるものと考えております。

このため、このたび導入した電気自動車については、そのメリットを生かした公務における有効活用を目指し、貸出し車両として利用実績を蓄積しながらさらに調査研究してまいりますとともに

に、中長期的には、公用車へのF C V等の次世代自動車の導入も含めて、環境部と連携しながらゼロカーボンの取組を進めてまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁にありましたとおり、現状の電気自動車の価格、性能、航続距離等に鑑みますと、公用車として本事業と同様の電気自動車をさらに導入するというのは難しいのではないかと思われます。

とはいって、こうした検証ができたのは、今津市長が、ゼロカーボンシティ旭川を宣言して、カーボンニュートラルに関する新しい施策に取り組み、本事業で電気自動車を本市のような積雪寒冷地に公用車として導入したからこそ分かったことあります。今回導入した電気自動車の冬期間の運用は、内燃機関の自動車の走行能力に劣る部分があるのは否めませんが、夏季期間の走行性能については、加速力や静粛性等、様々な面で内燃機関の自動車を上回っているのは間違いございません。

それは、私自身の経験から、電気自動車を経験すると再び電気自動車を利用したくなるほど快適でございまして、本事業の電気自動車を利用された職員の皆様もそのように感じていると思います。

さらに、電気自動車開発の技術革新というのは日進月歩でございまして、さらに、電気自動車の核でもある電池につきましては、全固体電池を搭載した電気自動車が数年のうちに市場導入されると言われております。そうなりますと、現在の航続距離の2倍程度、充電時間も大幅に短縮され、電気自動車の需要は一気に高まるとも言われております。

また、先ほどの答弁では、F C V導入の可能性にも触れていただき、このことが世の中に出ますことで自動車メーカーからの注目も高まると思います。

本市がこうした技術革新を予測して、電気自動車や燃料電池車に理解の深いまちであることをPRいたしますことは、投資機会を呼ぶことはもとより、ゼロカーボンシティ旭川の啓発にもつながると考えております。まさに、それこそが電気自動車を活用した本事業の意義であったと述べさせていただき、私からの総務常任委員会所管分の質疑を終わらせていただきます。

○高橋ひでとし委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

---

再開 午後3時05分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高橋紀博委員 それでは、お願いいいたします。

私も、先ほど江川委員が質疑していましたふるさと納税推進費について、それと、まじま委員が質疑しておりました中心市街地活性化推進費、この2点について質疑させていただきたいと思います。

まず、江川委員のこの資料にもありますふるさと納税、各基金等への寄附状況、この一覧表の中で、先ほど質問にあった占有率というところで、非常に高い占有率を、位置づけられている一般寄附という項目がございますけども、まず、この一般寄附となる要因は何なのか、また、この一般寄附で受け入れられた寄附はどういったところに納められるのか、お示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 寄附金の使い道のうち、一般寄附となる要因につきましては、寄附金の使い道は、寄附者が寄附手続の際に任意でお選びいただくものでありますことから、あくまでも推測ということでお答えさせていただきます。

こちらは、あえて使い道を指定せずに幅広く本市行政に使ってほしい場合ですとか、特に指定する使い道がない場合に一般寄附が選ばれるものというふうに認識しているところでございます。

一般寄附となった場合の使い道といたしましては、20款1項1目一般寄附金の歳入に入りまして、一般財源として本市の様々な事業の財源として活用させていただいております。

○高橋紀博委員 目的というものが特に定められていない、一般財源として事業の財源として活用されるということで理解をいたしました。

また、クラウドファンディング型というのが3つほどここに記されておりますけども、このクラウドファンディング型のふるさと納税というのは、ほかの基金とはどのような違いがあるのか、お願ひいたします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 クラウドファンディング型ふるさと納税と通常のふるさと納税の違いについてでございますが、最も大きな違いは使い道の具体性ということが挙げられます。通常のふるさと納税では、寄附金の使い道が大まかな分野、本市の一例で申し上げますと、旭山動物園への支援ですとか、子ども・子育て支援などというふうに示した中から使い道をお選びいただいておりますが、クラウドファンディング型では、地域の課題解決のための具体的なプロジェクト単位で示され、寄附者はどのプロジェクトに寄附するか、選べるものでございます。また、クラウドファンディング型では、募集を行うポータルサイトの規定に従いまして、募集期間をあらかじめ定めます。また、プロジェクトごとに目標寄附額を設定し、目標に向けて事業担当課が積極的にPRを行うといった側面もございます。

なお、いずれも、税制上のメリット及び税控除に係る手続に違いはございませんで、返礼品の設定も自治体が選択できるものとなっております。

○高橋紀博委員 一般寄附とは違う、異なって、クラウドファンディング型は明確にこの目標金額がある、また、プロジェクトごとの目標金額というものを設定されているということあります。

では、この3つ、クラウドファンディング型で寄附をいただいておりますけども、それぞれの目標に対する達成率をお伺いいたします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和6年度におけるクラウドファンディング型ふるさと納税の目標額とその達成率についてお答えいたします。

まず、スポーツ推進課で実施いたしました陸上競技女子やり投げの北口選手のパレードに関するプロジェクトにつきましては、目標額2千万円のところ、寄附額が559万24円で約28%、観光課で実施いたしました旭川冬まつりへの応援に関するプロジェクトでは、目標額2千万円のところ、寄附額が1千256万3千円で約63%、農業振興課で実施いたしました全国の子ども食堂やひとり親家庭の子どもたちへの旭川のお米を届けるプロジェクトで、目標額が2千万円のところ、寄附額が2千881万6千300円で、約144%の達成率となっております。

○高橋紀博委員 この3つ、行われた中で、子どもの、やっぱり子ども食堂ですとか、やっぱり、ひとり親世帯の子どもたち、旭川のお米を届けるということで、これ、まだお米騒動になっていたか分からないんですけども、こういったところにはきちっとこういう寄附が集まっているんだとい

うのがちょっと納得できるような感じかなというふうに思いましたけども、この返礼品との関係ということで、寄附額として最も多い金額は幾らなのか、また、その部分の返礼品というものをどのように開拓するのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和6年度において最も多く選ばれました寄附金額の区分といたしましては、1万円以上2万円未満の返礼品でありまして、返礼品が選ばれた寄附総額のうち約60%を占めております。

返礼品の開拓につきましては、令和6年度は本市ふるさと納税管理業務を委託しております株式会社JTBから、ふるさと納税市場における上位返礼品の情報ですとか、検索数の多いワードなどの情報提供を受けまして、同社と本市が連携しながら実施してまいりました。

一方で、寄附金額が10万円以上の返礼品につきましても、返礼品が選ばれた寄附総額のうち約20%を占めていますことから、寄附単価の高い旭川家具のPRに注力した成果であるものとも認識しているところです。

本市ふるさと納税の特色の一つとして、様々なカテゴリーの返礼品を取り扱っているというところがありますので、今後におきましても、特定の寄附区分にこだわらず、幅広に魅力ある返礼品の開拓に努めてまいりたいと考えております。

○高橋紀博委員 多いのが1万円以上2万円未満の返礼品ということで、一番納付しやすい金額なのかなというふうに理解するところでございます。

このふるさと納税、この間の決算の内容、ここ、グラフで表れていますけども、本当に、これ、日経平均株価のようにが一と上昇している、非常に、旭川市のふるさと納税のこの取組の成果というふうに評価できるんでないかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今、また、このふるさと納税に関しても、様々な議論というか、され始めてきております。そういった中で、昨年度、制度改革が行われ、令和7年、今月から、10月からポイントを付与する仲介サイトを通じた自治体のふるさと納税寄附募集、こういったものが禁止されることになりました。

そのことによって、寄附、今まで、こういう、江川委員からすれば、ちょっと通信販売みたいな感覚で皆さんを利用しているっていうのもありますけども、そういったことがなかなかにくくなるんではないかなっていう、寄附者というものが減少してしまうんじゃないかなっていう懸念も言われております。

旭川市は、これだけ、この間、増えてきているところでありますので、特に、ここには、地元の企業、旭川は大きな企業はないんですけども、本当に中小零細企業の方々、忠和のジンギスカンの日乃出さんなんかもそうなんですけど、そういったところがやっぱりいいものを提供して、それが全国の人たちに受け入れられて、評価されて、こういった納税という形で旭川に募られてきているんじゃないかなというふうに思いますけども、今言ったようなポイントですとか、こういったことによってふるさと納税離れみたいのが進んでしまうと、やっぱり、せっかく、今まで、そういった地元の企業も、ふるさと納税によって、ある程度、収益とかそういったものにもなってきていたという面もあると思いますので、今後、ふるさと納税がどういうふうになっていくか分からないですけども、そういったところに関しても、しっかりと市が責任を持ってPRしていくいただくようなことを考えていただきたいなと思いますけども、寄附者というものが減少した中で、旭川市におい

て返礼品を取り扱う中小企業への影響、こういったところについてどのような考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ポイント付与が禁止された制度改正の影響についてでございますが、ふるさと納税によります税額控除ですとか、寄附に対する返礼品をお渡しできるという寄附者にとってのメリットについては、そこは大きなメリットなんですけれども、その部分についての変更はないということになっております。

また、大手寄附受付ポータルサイト運営事業者でございます株式会社さとふるが行った利用者アンケートによりますと、7割弱の方がふるさと納税に対する意欲は変わらないというような回答をされているということでございました。したがいまして、これまでのふるさと納税経験者の多くは、引き続きこの制度を利用され続けていくのかなというふうに推察しているところでございます。

しかしながら、委員が御指摘のとおり、寄附者が減少するという場合も考えられなくもございません。そういった場合には、寄附実績の減少につながる可能性というのも当然ございますので、そうなった場合には、返礼品提供事業者の売上げにも少なからず影響はあるのかなというふうに思っております。

したがいまして、本市に対する寄附実績が減少することのないように、引き続き、本市のPRですとか、本市が持っている返礼品をPRして、これまで以上の寄附獲得に向けた取組について努力していきたいと考えております。

○高橋紀博委員 PRっていう、結構、旭川の食っていうのが全国的にすごい評価されていて、ユーチューブ動画でも、何か、旭川に食べに行つただとかというのが出たり、バラエティー番組などで芸能人も旭川の食レポに来ていて、ある意味、旭川の食べ物っていうのもすごく評価されているので、ぜひ、そういったところも含めて、積極的にこの旭川の食の魅力の発信というのにも努めていっていただきたいなというふうに思っているところでございます。

また、ふるさと納税ということでありますので、先ほど江川委員がマイセンを寄贈いただいたということで質問をされておりました。その質問を聞いていながら、私も、何か、マイセンを寄附として寄贈されたことをこのふるさと納税として扱ったということがどうなのかなっていうのは、私もちょっと感じたところでありますけども、令和6年度は、そのマイセンというものを旭川市にということで、それを受け入れるのに約550万円の支出になっていたということでありますけども、令和7年度、今、政策調整課のほうでこの先ということでこの扱いということを検討しているという答弁になっていたかと思いますけども、現時点で、このマイセンの扱いというか、展示に向けた調整の中で、この予算、令和7年度、現時点で費用として支出されているものがあるのであればお示しいただきたいと思います。

○熊谷総合政策部長 マイセンの展示費用でございますが、マイセン、繰り返しになりますけども、市民の皆様に広く文化に触れていただく機会を創出することや、市外から人を呼び込むこと等を目的に展示を行うものでございまして、先ほど江川委員のときに御答弁いたしましたけども、副市長からもありましたが、マイセンの価値を高める、そういった展示であったり、あと、寄贈者の意向を十分に考慮しなさいといったお話もありましたので、現時点におきましては、令和7年度の部分につきましては、800万円の予算の範囲の中で、寄贈者と調整しながら、年度内の展示に向

けて、現在、準備を進めているところでございます。

○高橋紀博委員 いずれにしても、市の備品という扱いで保存、保管されているということでありますけども、先ほど来、出ておりますけども、デザイン的な価値ということでいただいた、そういう目的を持って寄贈を受け入れたということありますけども、聞いているところによりますけども、それが、やっぱり、こう、しまっているだけでは価値は生み出さないので、しっかりと、旭川市にとっては2億円という財産というものになっているかと思いますけども、これは、市民にとって本当にどれだけの価値になるのかというのはこれからではないかなというふうに非常に感じているところであります。

逆に、そのものを持っていることによって、様々な費用っていうか、負担というか、かかってしまえば、やっぱり価値のあるものと市民は感じないふうにもなってしまいますので、そのところをしっかりとそうならないように、ちゃんとそのマイセンの価値が市民の価値になるようにしていっていただきたいということを、今後、注視していきたいなというふうに思っております。

江川委員の言っていた唐突感のあるような、いきなりもらってしまってどうしようっていうことではなく、しっかりとこの価値というものを市民にとっての価値というものにつながるようにやっていただきたい。それは、ただ時間をかければいいということでもないと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに、私も、今後、注視していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、このふるさと納税についての質問は終わりたいと思います。

引き続き、中心市街地活性化推進費についてお伺いしてまいります。

先ほど、まじま委員からも質問がされておりました。私のほうからは、令和6年度のこの推進費の中で取り組まれていた買物公園エリアの社会実験、まちにち計画のことについて少しお伺いしていきたいと思います。

まず、このまちにち計画の事業概要について御説明願います。

○板谷地域振興部次長 令和6年度に実施いたしました買物公園エリア社会実験、まちにち計画は、官民連携の買物公園エリアプラットフォームが主体となり、買物公園エリア未来ビジョンの実現に向けて、8月から9月の約1か月間にわたり、買物公園への来街の促進や人の流れをエリア全体に広げるために必要な取組や環境などを見いだすことを目的に実施したところでございます。

主な内容といたしましては、買物公園内に人工芝やストリートファニチャーを配置した4つの滞在空間を設置したほか、簡素化した手続で様々なイベントなどが利活用できるバスキングエリアを設け、エリアへの来街や滞在時間の増加を促進するとともに、電動モビリティーの運行も行い、エリア内での回遊性創出、周辺への人の流れの拡大に取り組んだところでございます。

○高橋紀博委員 バスキングエリアということで、今月の「あさひばし」でしたっけ、このまちにち計画の写真がいっぱい載っていて、あれを見ると何かすごくいい取組をやったんだなって、まちの中に笑顔がいっぱいあふれてっていうふうに、今年も、そういうふうに私は受けて、ああ、いい感じなのかなと思いましたけども、令和6年度のこのまちにち計画について、まず、この成果、課題、こういったところの受け止めをどういうふうに捉えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○板谷地域振興部次長 各種調査の結果から、社会実験の実施前と比較いたしまして、通行量は約

2割増加し、滞在人数も平均で2倍以上となったほか、バスキングエリアでは大道芸や飲食店など計123件の出店がございました。また、電動カートなどのモビリティーは、延べ1千245人と幅広い年齢層の方に利用され、買物公園エリアでの滞在や回遊性の向上に一定の効果があったものと認識しております。

また、取組全体に対する満足度につきましては、アンケートで9割を超える方から、よいことだと思うとの意見や、継続実施を望む声が寄せられたところでございますが、一方では、取組そのものの認知度ですとか沿道店舗との連携の必要性などにつきましては、課題として明らかになったところでございます。

○高橋紀博委員 まちにち計画、令和6年度の取組の中ではありますけども、電動モビリティーの活用というところで、電動カートの運行もされておりました。その内容についてお聞かせください。

○板谷地域振興部次長 買物公園エリア及び周辺での移動の利便性を高めるため、旭川駅前から8条通まで買物公園上を直線で結ぶルートと、観光客の利用の可能性も含めて検証するために、繁華街やホテルなどを経由しながら旭川駅前と7条通を結んだ周遊ルートの2種類のルートで、1週間ずつ、低速の6人乗り電動カートを運賃無料で定時運行いたしました。延べ利用人数は、直線ルートが755名、周辺ルートは384名の計1千139名となったところでございます。

○高橋紀博委員 直線ルート、買物公園の中を直線で走ると、周遊ルートっていうことで、確かにあのときは走っておりましたけども、この電動カートの運行で、どのような効果、もしくは課題、こういったものがあったのか、お聞かせください。

○板谷地域振興部次長 電動カートの利用者の約8割から便利になったとの反応をいただき、実際に約4割の方から徒歩と比べてより遠くの目的地に移動できたとの回答を得たことから、エリア内での移動利便性の向上につながったと考えられるとともに、一般的の歩行者からも、移動に便利、歩行者に優しい乗り物だと感じたとの好意的な声が多数寄せられたところではありますけれども、今後導入するとした場合においては、安全性の確保はもとより、利用ルールの整備やマナーの周知、さらには、広告収入など運賃だけに頼らない運営スキームの構築が必要とされたところでございます。

○高橋紀博委員 非常に反応としてはよかったです、しかし、それを継続するにはまだ様々な課題があるということなのかなというふうに受け止めました。

私は、当時、見ていて、まず、物珍しくて乗っている人がすごく、あれがずっと走っていたら、果たしてどれぐらいの人が本当にそれを利用するのかなっていうのはちょっと点々々っていうふうな感じで見ていたんですけども、ただ、やはり便利ですよね、便利だという声があるので。私は、買物公園の中だけじゃなくて、もう少し範囲を、1条、4条15丁目辺りと、日本醤油さん辺りとやれば、結構、観光の人とかもそれに乗ってそこまで行って買物をしたりっていうふうに、中心エリアの範囲も広がるんじゃないかなというふうに考えたんですけども、もう少し範囲を見直してやればそういった効果にもなるんじゃないかなと思いますけども、その辺の見解をお聞かせください。

○板谷地域振興部次長 中心市街地における回遊性を高めるための移動支援につきましては、平成23年度から平成26年度までの4年間、年度において違いはありますけれども、夏季の約1か月から3か月程度を期間としまして、三浦綾子記念文学館や旭川市科学館なども含めました中心エリ

アにおきまして、観光や商業施設などを巡る循環バスの運行に取り組んでおりましたが、1便当たりの平均利用人数が最も多い年で3.9人、少ない年で0.6人と利用の低迷が続き、運行を中止したという経緯がございまして、昨年の社会実験におきましては、買物公園エリアを中心として運行ルートゾーンを絞りながら取り組んだところでございます。

今後につきましては、こうして取り組んだ実績ですとか知見も踏まえながら、需要や採算性を十分見極めていくことが必要と考えておりますし、改めて、回遊性を高める取組について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋紀博委員 以前、ちょっと広い範囲でバスを使って、ちょっと小さめのバスですが、使って走っていたっていうのは見ましたけども、また、カートっていうのがまたちょっと魅力で、面白みがあって、その乗り物の形によっても乗りたいっていう気持ちになるのも、違うか、冬はちょっと難しいかなと思うんですけども、夏の観光シーズンあたりはちょっと考えてもいいのかな。

また、そういった、今、当別ですか、自動運転でロイズの工場とを走っていますけども、ああいった企業のちょっと実験的なところを旭川市内でうまく取り入れてやれるようなこととかも、何かやれればいいんでないかなっていうふうには思いますけども、範囲も、いきなり遠くまで、三浦文学館辺りを行ったり来たりしていたら利用する人はそれなりにいるかもしれないですし、ちょっと工夫してやれる方法があればいいんじゃないかなというふうに考えているところであります。

滞在空間ということで、開催されるイベント、そういったものの有無などの影響もあったのではないかなというふうに思っております。ただ、にぎわっているときとそうではなかったとき、この落差も何か大きかったんじゃないかなというふうに私は感じております。そういったところでもう少し工夫が必要ではないかな、滞在空間ということの工夫というのも必要ではないかなというふうに感じたところでありますけれども、今後の方向性はどのようにになっているのでしょうか。

○板谷地域振興部次長 令和6年度の社会実験では、各滞在空間において、子どもたちや学生、家族連れなどの様々な世代の方に読書や休息、飲食など思い思いの時間を過ごしていただく様子が見られたほか、バスキングエリア出店者同士の交流なども生まれたところでございます。

まちにち計画は、買物公園を、多くの方に、これまで以上に自由に過ごし、使っていただくスペースとしていくための社会実験と位置づけており、昨年度の振り返りの検討を踏まえ、令和7年度の社会実験においては、滞在や交流の機会を生み出していく機能をさらに高めるため、日陰で涼めるスペースの設置や植栽の配置、沿道店舗等との交流を生み出す仕掛けなど、より立ち寄りやすく滞在しやすい空間となるよう改良を加えたところであり、今後も検証を重ねながら、必要な機能や環境などについて検討を進めてまいります。

○高橋紀博委員 バスキングエリアは、もうちょっと、期間を、夏の間、広く開放するようなことも考えていいのかなというふうに思うところでありますけども、この社会実験、全体の今後の方向性についても伺っておきたいと思います。

○板谷地域振興部次長 買物公園エリアの活性化に向けては、エリアプラットフォームが中心となり、今後も未来ビジョンの実現に向けた取組を継続して行う必要があると考えております。

未来ビジョンにおきましては、将来像として「わたしの『毎日』がここにある」ということを掲げておりますし、買物公園エリアがさらに訪れやすい憩いの場所となるなど、暮らしの一部となり、満たされるエリアとなることを目指しております。

社会実験は、こうした姿を実現するための取組や環境、仕組みなどを見いだしていく取組であり、実験結果を丁寧に検証しながら、多くの関係者とともに進めていく必要があります。今後につきましても、こうしたビジョンや方向性に基づく取組を継続し、改善を加えていくことで、買物公園エリアが、日常的にさらに居心地がよく、人が集まり、滞在しやすい空間となり、その結果としてエリアの利用価値がさらに高まっていくという好循環を生み出してまいりたいと考えてございます。

○高橋紀博委員 滞在する時間、今まで、中心市街地の活性化は、大きなお店なんかがなくなつて、どんどん、まちなかに人が来なくなつて衰退していくつていうことで、やっぱり、そういうふた、経済的なつていうか、商業的な観点で結構言わわれていることが多かつたと思うんですけども、逆に、まちに集めるという、時間を長く滞在することによって、魅力的なまちに、にぎわいが出てきて、そこから、今度、居住つていうものにもつながるつていうようなことで、今、答弁されていましたかと思うんですけども、これから人口減少というのが進んでいくつていうことが想定されております。特に、持続可能なまちづくりを進めていくためには、コンパクトなまちづくりが重要、これは、私、総合戦略検討懇談会ですか、平成27年の最初のときから私はこの委員でやっておりまして、この頃から、これから旭川が人口減少に向かつていくつていう、そのビジョンを掲げながら、どういうふうにそこに向き合つていくんだということで、もう、コンパクトに、コンパクトに、まちの中に人が住むようなことに進めていくんだと。

私の頃、労働組合の立場で参加していたので、もっと雇用だとか、そういうふたところではばっかり話していたんですけど、そのとき、そういう話がされていたなつていうのは、すごく、今、思い出しております。まさに、今、それが求められるようなことになつてきているのかなと。

先日、香川県の高松市ですか、あそこの丸亀町商店街のお話を聞かせていただいて、まさに旭川市はあれぐらいのことをやろうと思えばできるんじやないか。整っているんですよね、環境的には。あとは、建物もある程度あるし、そこに住める環境というものを整備することによって、人が住めるようになるのか。医療も、結構、まちなかはありますから、やっぱり、特に高齢者の方々がまちの中に安心して暮らせるような空間があれば、そこからお店が集まつくると。高松市ではそういうふうに言われていたと思うんですよね。実際、調べたら、人が住んでいなかつた、住んでいることになつてているけど、いないつていうことを、じゃ、どうやつたら住めるようになるんだつて、榎井副市長も聞いておりましたけども、まさに、そういうふた、やっぱり考え方一つでそういうふうにやつていけるんだと。

前例があるわけですから、そこを、先ほど、自治体がやることではなくて、やっぱり、その住んでいる人ですとか、商売をされている人たちがまず積極的にやるような、そこをちゃんと支えているよつていうものを市が見せることによつて、少しはそういう氣にもならないかなつて思つてはいるんですけど、この間、杉村太蔵さんに会つたとき、どうなつてしているんだつて言つたら、ちょっと頑張りますなんて言つておりましたけども、もうそういうことだと思うんですよね。

やっぱり、当時はコンパクトなまちというのは、あまりちょっとびんときていなかつたんですけど、今になつては、やっぱりそういうことなのかなと。旭川市はそういうものができているわけですから、銀座を歩行者天国にするつていうことを何か発表して、今そこに向かつてはいるって、全域を歩行者天国にするんだつて、銀座をするんだつていうのを、この間、日本経済新聞に出てい

ました、何年か後にはそうするっていうことで。

やっぱり、それぐらいのことをやっていくっていうふうに、少しづつ、少しづつ、まちの中心部もにぎわいが戻ってきている。これ、私もすごく感じているところでありますけども、もう少し、少しづつではなく、大胆にやるような発想も必要ではないかなというふうに思っておりますけども、今後、この中心市街地の活性化をどのように進めていこうというふうに考えているのかをお聞かせください。

○三宅地域振興部長 本市におきましては、人口減少、また少子高齢化など、社会経済環境が変化する中でも、誰もが安心して健康で快適な生活ができるよう、都市機能、また居住地等がまとまったコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく都市づくりを進めておりまして、これまでも、様々な都市機能、また交通結節機能が集積している中心部に宿泊、居住などの機能誘導を促進し、地域の活性化に取り組んでまいりました。

特に、中心市街地の居住人口、これを増やす取組につきましては、中心部での恒常的なにぎわい、また経済活動を創出する観点から、中心市街地活性化基本計画において、まちなかに住む、これを見目標の一つと掲げ、北彩都地区における市営住宅の建設、優良建築物等の整備事業など、国の補助制度の活用により居住機能など都市機能の誘導に取り組み、居住促進を図ってきたところでございます。

本市の中心市街地は、北北海道の拠点として滞在に適した高い都市機能が集積するエリアでございまして、滞在、飲食、商業、業務など様々な機能や施設がさらに充実することで、観光、ビジネスなど、広域の周辺エリアを含めた幅広い波及効果が期待できます。こうしたことから、今後も、さらなる民間の活力、また、投資から来街促進、また滞在機能の強化、回遊性の向上などに取り組み、都市としての魅力をさらに高め、将来にわたって、暮らしやすさ、またにぎわいが確保されるように取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋紀博委員 北彩都のガーデンも、結構、昼間、学生さんたちとかも何か座り込んだり——私が小学校ぐらいのときだったら、自転車でまちに出てきて——これ、親に見つかったら怒られるんですよ、まちに遊びに行っているっていうのが。おもちゃ屋さんとかに見に行くだけでも楽しかったんですけども、まちまで自転車で、小学校ぐらいに。中学、高校になったら、高校生になると、もう、まちの中しかたまるところがなくて、昔からロッテリアが集まり場になっていたんですけども、子どものときは、やっぱり、買物をするにしても、服を買うにしても何をするにしても、丸井さんですとか、あの辺のデパートで買って、そして、亀や食堂で何かハンバーグだとかを食べるって、そういうのがあって。丸井さんの屋上にカウンタックを展示したことが小学校のときにあって、どうやってあの屋上に置いたのかっていうのが分からなかったんですけども、エスカレーターで上げるわけにいかないのでね。それぐらい、まちの中っていうところに足を運んでいたんですけども、ただ、今でも、旭川市は、北海道の中で、札幌に次いで駅周辺っていうのは人がいるんでないかなって、私は胸を張れるというふうに思いますので、ぜひとも、やっぱり、まちの中で、今度、住める環境っていうのを積極的に考えながらやっていただければ、まだまだ、旭川は、買物公園も生きていけるんじゃないかなと思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

以上をもって、私の質疑を終わらせていただきます。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時42分

---

再開 午後3時43分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高花委員 9款1項2目非常備消防費についてお聞きしたいと思います。

まず、令和6年度の決算について伺います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 消防団に係る経費につきましては、9款1項2目非常備消防費の3事業で、令和6年度の決算額は、総額で1億6千848万6千444円でございます。

事業別の決算額につきましては、まず、消防車両の維持管理等に要した消防活動費の決算額が727万9千38円、消防団員への報酬や被服の貸与、消防施設の維持管理等に要した管理事務費の決算額が1億5千709万8千906円、また、消防団活動に係る装備品の整備に要した消防団活動推進費の決算額が410万8千500円でございます。

○高花委員 そのうち、女性消防団に関わる決算について伺います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 女性消防団員への報酬の支給や被服の貸与など、直接関わる経費の決算額につきましては、9款1項2目非常備消防費の管理事務費のうち、年額報酬として122万2千875円、災害に出動した際の出動報酬として9万6千円、会議、訓練、防火、防災等の普及活動等に係る報酬として372万4千円、退団した女性消防団員への退職報償金として76万4千円、制服や活動服などの貸与品の購入経費として80万7千290円、これら決算額を合計しますと661万4千165円でございます。

○高花委員 今回、資料要求させていただいた中で、この決算額の内訳のところの女性のところを今細かく言っていただいて、その合計が661万4千165円だということが分かりました。

私は、消防団の質疑を初めてさせていただくので、基本的なことを伺うかもしれません。

まず、地域分団と女性分団、この違いについて伺いたいのと、あと、それぞれの役割、どのように違うのか、伺います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 地域分団とは、旭川市消防団が組織する35個の分団のうち、第1分団から第33分団までの分団があり、消防車両を格納した消防団詰所を構え、災害対応活動を行う自己管区担当区域を持つ分団でございます。この地域分団に属する女性団員は、男性と同様に、火災等に出動し、災害対応を行うほか、災害に備えた訓練や消防車両の維持管理業務等を行っております。

一方で、女性分団に属する女性消防団員は、通常の火災や水災害に出動する業務はなく、活動範囲を市内全域として、市民に対する火災予防の広報や、防火、防災、応急手当て等の普及啓発活動を主として活動しているところでございます。

○高花委員 それでは、消防団員への報酬、退職報償金、これも資料にありますけれども、まずは、どのような種別があるのか、そして、男性消防団と女性消防団、その報酬の違い、退職金の違い、いろいろ相違点、あるのでしょうか。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 報酬につきましては、旭川市消防団員の報酬に関する条例に基づき、年額報酬と3つの区分の出動報酬を支給しております。まず、年額報酬につきまして

は、階級に応じて3万6千500円から8万2千500円までの額を各年度の末日までに各団員に支給しております。次に、出動報酬につきましては、火災などに出動し、災害対応したときに1回8千円の災害出動報酬を、訓練や会議等に出席したときに1回7千円の訓練出動報酬を、災害発生の予防または警戒に当たったときに1回7千円の警戒出動報酬を支給しております。また、退職報償金につきましては、旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき、5年以上勤続した団員が退職する際に、階級及び勤務年数の区分により20万円から107万9千円までの報償金を支給しております。

なお、これら各報酬と退職報償金につきまして、男性と女性という区別はございません。

○高花委員 そもそも退職報償金があるということ自体が、退職金があるということが、初めて、私、分かりました。本当に、また、地域分団、女性分団の違いも、災害の現場に行くか、行かないかの違いでもあるということも、今回、勉強させていただきました。本当に、いざというとき、大変な現場に行ってくださる消防団の方であります。

私が消防団と接したのは、辺別川が氾濫したとき、すぐ西神楽に行きました、そうしましたら、先ほど33分団まであると答弁されていましたけれども、何番目の分団か分かりませんが、本当に、消防団の方たちが来てくださって、もう、非常に心強い思いといいますか、ただ、川がもう田畠を流していましたから、中に入ることはできませんけれども、あっ、消防団の方って、本当に、いざというとき、急にもかかわらず駆けつけてくださるんだと、初めて、そのとき、目の当たりにしました。

次に目の当たりにしたのは、地元の防災訓練で、はっぴというんでしょうか、あれ、何て言うのか分からない、着ているだけでもかっこよく見えるというか、すごく頼りになる、消防団っていうことが分かるという部分が、なかなかすごいなといいますか、地域の火消しというか、火消しだけじゃないと思うんですけども、助けるというか、その部分があるんだなと。かつ、報償に関しても男性と女性の区別はないよという部分もすばらしいことだなと思います。

この資料におきまして、備考のところを見ますと、地域分団は190回、また女性分団というのが342回という、地域分団は災害があったときに駆けつけるということですから、少ないほうもいいんでしょうけれども、非常にこの差があるというか、活動回数が、非常に、女性分団、多いなというふうに思いまして、先ほどいろんな役割のことをおっしゃいましたけれども、こんなにこの回数が多い、これ、何か意味があるのか、また、どのような活動をもって、この回数、されているのか、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 女性分団の具体的な活動といたしまして、まず、訓練出動に当たる活動として、消防訓練大会への出場やそれに向けた訓練、出初め式、消防記念日式典への参加のほか、分団内における研修会等を行っております。また、警戒出動に当たる活動としては、老人クラブ等を対象とした防火、救急、防災の講習会を実施しており、令和6年度におきましては、10回の講習会を実施、1回の講習会で2人から4人の女性分団員が講師として活動をしているほか、春と秋の火災予防運動期間中に市内一円で火災予防に関するチラシを配布するなどの広報活動を行っております。

地域分団と女性分団に所属する女性団員の活動回数につきましては、それぞれ1人当たりの平均活動で比較をいたしますと大きな差はありませんが、火災への出動や訓練や会議への参加、広報な

どの活動回数については、団員それぞれ本業、仕事の都合や家庭の事情などで各年度や季節によつても差があることから、一概に比較できるものではないと認識しているところでございます。

○高花委員 そんなに差がないと、今、答弁がありましたけれども、回数的に言えば何か差があるように見えますが、上のほうに女性35人の消防団員がいて、地域分団12名、女性分団23名、これを190回と342回で割った比率とかいろいろ見ますと、地域分団では12回の出動だと。で、この女性分団に関しては、23人で割ると約14.8回、15回まではいかないまでも。そういう意味では、今、御答弁がありました、そんなに差がない、比較できる部分ではないというようなことが分かりました。回数だけ言うと、すごく女性分団は忙しいんじゃないかなって、啓発やいろんなことをするために多いのかなと思いましたけれども、人数割合からすると決してそうではないということが分かりました。

それでは、この後、私の質問のメインでございまして、女性消防団の被服等の貸与品について伺っていきたいと思います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 女性消防団員への被服の貸与につきましては、旭川市消防団の組織等に関する規則で被服等の仕様、規格を定め、旭川市消防団員の被服貸与規則に基づき、一般被服である制服上下、夏服の上下、活動服上下、防寒衣、雨がっぱなどを新規入団時に一式貸与しているほか、地域分団に所属する女性団員には、一般被服に加えて、現場活動時に着用する防火衣、防火手袋、ヘルメットなどの防火被服を貸与しているところでございます。

○高花委員 資料の中を見ますと、下の2段、貸与品（新入団員）備考のところに地域分団3人、女性分団3人、同じ人数で、実はこの決算額が違います。約10万5千円ほど、正確には10万4千830円違うわけですが、この差は何なのか、同じ人数で予算額が違う。

それが、今、御答弁された、例えばヘルメットなのか、防火靴なのか、いろいろあると思いますけれども、突然で大変恐縮ですが、そのあたりを教えていただけますか。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 地域分団の女性と女性分団に貸与する品目の種類については大きな違いはありませんが、冬の制服の替えについて、女性分団に所属する女性分団員にはスカートを貸与していることに対し、地域分団に所属する女性団員には、スカートに加え、ズボンも貸与しているところでございます。こういう部分について金額が変わってきているところと認識しております。

○高花委員 地域分団の女性団員には冬用のズボンを貸与しておりますね。ところが、女性分団にはズボンが貸与されていない。その分の、23人分の差がこの金額の差にも関わってきているということが分かりました。

なぜ貸与されないのか。長靴というか、安全靴等もあるかもしれないんですが、必要がないのかもしませんけれども、なぜそのズボンや靴に関して貸与していないのか、伺います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 冬の制服につきましては、主に消防出初め式など消防の行事や記念式典などで着用しており、女性分団の制服の替えにつきましては、女性分団の発足した当初から全国の例を参考にしてスカートを採用し、現在に至っている状況でございます。一方、地域分団に所属する女性団員に対しましては、行事や記念式典中に災害が発生した場合、制服の上から防火衣を着装して出動する可能性があることから、スカートのほかにズボンの貸与をしているところでございます。

また、長靴につきましては、規則において貸与品と定めてはいなく、地域分団に所属する団員には、防火被服である防火靴を降雨時には長靴として兼用していただいている状況にありますが、女性分団につきましては、現在の通常の活動内容に鑑みて、降雨時に屋外の不整地での活動が見込まれていないとの理由でこの防火靴を貸与していないところでございます。

○高花委員 分かりました。

何年か前、出初め式に参加させていただいた際、制服で、防寒着も着ず、スカートでパンプスの消防団員の方がいまして、寒くないですかってお声かけしたら、寒いですと、当然ですよね。でも、私たち、ズボンが当たらないんですというお声を聞きました。

なぜなのかなと。幾ら災害に出ないから、災害現場に行かないからといつても、この御時世、高校生でもズボンとスカートが選べるようになっている。また、最近は、女性警察官もズボンが支給される方向で見直しているということはある筋から聞きました。女性消防団はこれでいいのかと思います。できましたら、来年の1月に出初め式もございますので、もしこの23人にズボンを貸与するということになれば予算が幾らぐらいかかるのか、そして、今年度中に貸与できないのか。また、長靴についても、安全靴までとはいかなくても、大雨の日もあれば、日程を組んだときに大雪の日もあると思います。そういうときには、今、貸与されていないズボン、靴と、これが貸与できないのか、その予算額等について見解を伺いたいと思います。

○河端消防長 まず、予算につきましては、現在の女性消防団員、現在25名おられますが、全てにズボンを貸与する場合の経費は約60万円、長靴については約13万円と見込んでいるところでございます。

委員の御指摘のとおり、屋外の出初め式は、例年、相当寒い中で実施をしております。消防団員としての服制上、行事や式典においては一つの小隊として服装を統一する必要性がありますことから、女性分団の意向を十分に確認した上で、動きやすさや寒冷対策としてズボンの貸与については、早期導入に向け、協議を進めてまいります。また、長靴につきましては、女性分団の今後の業務範囲の拡大などの検討と並行して、女性分団の意見を確認しながら、貸与について検討してまいります。

○高花委員 本当に、何年もきっと寒い思いをしてきた方たちがいらっしゃいますよね。そこに気がつかないというのもいかがなものかと私は思いますけれども、でも、すぐ、早期導入と言っていただきましたので、来年の出初め式には、予算がついて、貸与されていることを望みたいと思います。

以上、消防本部に関しては、これで質疑を終わらせていただきます。

次に、防災安全部にお聞きしたいと思います。

9款1項4目、防災対策費、事業概要及び決算額について伺います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 防災対策費は、市民の防災意識の高揚及び災害による被害の軽減を図るため、旭川市地域防災計画に基づき実施した災害対策等に要した費用でございます。

令和6年度は予算現額718万4千円に対しまして、決算額は682万5千174円、執行率は95.01%となっております。

○高花委員 詳しいことは会派の皆川委員からも質疑がありましたので、私は、ここもちよつと女性に特化して伺いたいと思います。

まず、この防災対策費の報酬、ありますけれども、旭川市防災会議、この防災会議委員の構成及び令和6年度の報酬支給額についてお聞きします。

○伊藤防災安全部防災課主幹 旭川市地域防災計画を審議する旭川市防災会議の委員は、災害対策基本法及び旭川市防災会議条例で、北海道開発局、旭川地方気象台、上川総合振興局などの指定地方行政機関と陸上自衛隊、北海道警察、教育長、消防長、消防団長などの指定公共機関、指定地方公共機関や学識経験者などで構成することが定められており、令和6年7月開催の会議出席者のうち、報酬を支給した委員は6人で、決算額は4万6千200円でございます。

○高花委員 令和6年度、支給対象が6人だったと。いわゆる、これ、4万6千円ほどの決算額になっていますが、防災会議は1回しか設けていないということで認識したいというふうに思っておりますけれども、1回でいいのかなって、これ、回数が決まっているのかなっていうことは、後ほど部長からまとめて言っていただければと思います。

次に、旭川市防災会議の女性割合について、うちの会派は、このことは一般質問などで何回も聞いてきました。予算要望もしてきました。40%と言ってきたこと、ありました。でも、とてもそこまでいかない。35%まで下げて予算要望したこともございます。

今現在、どれぐらいなのか、伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 防災会議構成団体のうち、北海道看護協会上川南支部、北海道獣医会上川支部、旭川市女性防火クラブ連合会、市民委員会連絡協議会女性部会、旭川食生活改善協議会から、女性委員の推薦をいただき、防災会議委員として就任いただいておりまして、現在、委員30名のうち、女性は6名、構成率は20%となっております。

○高花委員 20%だと。でも、ようやくここまで来たんだなっていうような印象を受けております。

全国的に防災会議の女性比率はいまだに低いです。これが問題となっておりまして、やはり、半分は女性の意見を聞かなければ、女性でいかないと、女性の声ってすごく大事で、そこら辺のところは私もこれまで何度も訴えてきました。

じゃ、この防災会議も含めまして、今まで、防災安全部として、女性の声を聞いて何か実績っていうのはございますでしょうか。

○紺田防災安全部防災課長 避難所運営や備蓄品の整備を推進する上では、女性の視点を取り入れることが重要であると認識しております。

本市地域防災計画や避難所開設・運営マニュアルの直近の改定では、女性をはじめ、子ども、高齢者、病弱者、性的マイノリティー等の多様なニーズへの配慮に努めることとしております。また、現在行っている備蓄計画の改定作業では、今年度から新たに防災課に配置された女性職員も含めた複数の職員で意見交換を重ねるなど、女性の視点も取り入れて進めております。

○高花委員 実績の部分、認識はしているんだ、女性の声は大事だということは認識していますよと。でも、私は、それまでずっと防災会議のことで女性をもっと入れるべきだと言ってきましたが、そもそも防災安全部に女性がいないんじゃないかな、防災課にいないんじゃないかな、そこに気がつきまして、昨年の一般質問で言わせていただきました。1名じゃかわいそうだから2名入れていただきたいと言わせていただいたところ、今年度から2名入ったんですね。

先ほど主幹が答弁されましたけど、防災課で初めて女性が答弁されたということですよね、今回

が初めて。うれしい限りですね。これ、当たり前じゃなかったんですね。だから、昨日は記念すべき日に勝手にしていきたいというふうに思っておりますけれども、非常に女性の視点は大事で、意見も大事だということは分かっているけれども、来てほしいけれども、来てくれないって、どつか心の中で諦めていませんか。でも、動けば来てくれるということが、今回の——きっと副市長の手助けもあったかもしれませんけれども、2人の女性職員が防災課に入ったことで、そこら辺からまず大きく変わつていただいて、今後は、防災会議も、全国的に厳しいけれども、旭川市は、やはり、半分近くが女性の声を拾っている、また、意見を聞いている、会議のメンバーであるということを目指していただきたいと思います。

もう一つ、避難所のテントのことについて伺いたいと思います。これも、会派の皆川委員が質問させていただきました。

で、女性というのは着替えなければいけない。また、そこも認識はしているという答弁なんですね。でも、実際にテントを立てたことがあるのかどうかという、この実績があるのか、ないのか。

先ほども言いました辺別川、避難所が設けられました。行きましたけど、とてもじゃないけど、テント、そのときは、もうベッドも段ボールベッドもないですし。

避難所というのは常に進化しているそうです。私ども、この間、この避難所についての研修会を受けてきました。そこで言われたのが、これでよしということではない、段ボールベッドも常に進化している。で、今は、まがいものとまでは言わないけれども、強度の弱い段ボールベッドも出てきている。

私、総務常任委員会だったときに、防災センターに行って防災訓練を受けてきて、市民の方と常任委員会のメンバーと分かれて段ボールベッドを組み立ててきました。どこが一番早いかなって、消防本部も、こう、競い合うような、頑張ってみんなで組み立てて寝ましたけど、硬くて、なかなか、寝られるんですね、硬くて、布団を敷けば。あと、マットの幅、いろんなことを避難所訓練で経験させていただきましたけれども、その経験がありますので、やっぱり、硬くて寝られない方もいらっしゃるだろう。2人は寝られない。小さいお子さんとかいたとき、子どもと親が別々で寝なきやいけない。いろんなことが現場で、次々、問題となって、そういう進化をしております。

一つは女性の着替え、それについて、何か考え、テントを張る、そういうことを用意されているのかどうか、考えがあるのか、見解を伺います。

○紺田防災安全部防災課長 避難所の運営につきましては、本市地域防災計画や避難所開設・運営マニュアルで、授乳室や更衣室などはテントを使用して確保することも検討するよう明記しているほか、女性や子ども、高齢者、病弱者、性的マイノリティー等の多様なニーズの配慮に努めることや、女性専用の相談窓口や授乳室の設置、また、女性による物資配付等を明記してございます。

○高花委員 何か考えがあるのかというふうに聞きましたら、明記しております、答弁でございます。

考え方について、また、部長、最後のほうにお述べいただければというふうに思います。

次に、避難所での携帯電話の充電対策について伺います。

ブラックアウト、もう本当に、乾電池、売り切れる。いろんなものがコンビニからなくなつて、本当に命綱とも言われる携帯の充電が非常に問題となってくるのではないかというふうに思いますが、本市の充電対策について伺います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 本市では、平成30年の胆振東部地震でのブラックアウトの際、旧総合庁舎を含む4か所で携帯電話などの充電場所提供を行いました。また、大規模停電の教訓を踏まえて、発電機の整備を進め、現在、指定避難所136か所に対して105台を保有しております。

○高花委員 避難所136か所に対して発電機105台、足りないというふうに思いますけれども、その不足分の対応について伺います。

○紺田防災安全部防災課長 発電機につきましては、指定避難所136か所のうち、災害時に優先的に避難所として開設することとなる市有施設の小中学校66か所にそれぞれ配置しております。

配置していない指定避難所につきましては、旧旭川第2小学校に備蓄しているものを移送するほか、物資供給に係る防災協定に基づき、民間事業者から必要な機器を調達する体制を取っております。また、トヨタ自動車、日産自動車、三菱自動車と防災協定を締結いたしまして、災害時には、各社の給電車、電気自動車、電動車両等による避難所などへの電力供給、非常用電源として活用させていただくこととしております。

○高花委員 民間と防災協定を結んで電気自動車等を使うと。

今日、先ほどいしかわまさき委員から電気自動車のことがいろいろありました。ブラックアウトのときに、私の知り合いがもう既に電気自動車に乗っていて、炊飯器で御飯を炊いていいよって言われまして、でも、とてもできませんでしたけれども、電気自動車ってそういうこともできるのかと、もうびっくりいたしました。足りない分は、そういった防災協定を結んでいるところから対応できるということで安心いたしました。

令和6年、能登半島地震を踏まえて、旭川市ももっと真冬の宿泊型の防災訓練も必要だと思いまし、その際の女性専用のテントを用意するということも必要ですし、それが、市の職員だけじゃなく、みんなでそれが設置できて、いち早く、暖房も含めてできるような体制っていうのは、日頃からやっていないと無理だっていうこともありますので、この本市の避難所運営、まだまだ改善の余地があるのではないか、必要性、あるのじゃないかと。

先ほど申しました、どのように考えてますかって言ったら、に明記しておりますという答弁です。こういったことも含めて、今後の見直し方針について伺います。

○内村防災安全部長 まず最初に、委員から御指摘がありました防災会議の回数につきましては、年1回だよということではありません。必要に応じてということありますんで、今、本市でやっているのは、防災会議の改定に合わせまして、年1回程度、開いているということが現状であります。必要があれば複数回の開催というのは可能となっております。

それから、委員が先ほども言いました避難所の対策っていうのは進化しているよ、日々進化しているよということで、私どもで、できるだけそういった新しい対応に向けてということで、例えば、以前、旭川で備蓄食料といえば総務部が防災担当をしていたときに、乾パン、いわゆる缶に入っている乾パンだけだったんですね。で、これではちょっと心もとないなということで、たしか平成17年か18年だったと思うんですけども、市内の婦人防火クラブの方、150名程度集まつていただきて、その中で、今、旧花月会館で、アルファ化米っていうのが世の中にできてきたということで、実際に炊き出し訓練をして、乾パンと、それから、何ですか、今入っているアルファ化米、これを食べ比べてみてくださいて、災害時にはどっちがいいですかっていうと、100%の感

じでアルファ化米と言われまして、アルファ化米に変更させていただいたということがあります。

それから、テントの部分なんですけれども、たしか14～15年前は、避難所生活では段ボールの1メートルぐらいの高さの間仕切りで段ボールっていう時代がありました。これが、日本中でいろんなところで災害があって、特に西日本豪雨のときなんんですけども、そのときには、初めて、テントという形で、白いカーテンで覆われた部屋であるだとか、それからテントだとかっていうものが増えてきて、現在は、天井のないテントを使っているところもありますけれども、旭川市については、現在、テントを100張り置いてありますけれども、そちらについては天井がついているテントを使っています。

これは、女性への目線が気になるということがあって、これも、万全ではなくて、やっぱり、テントも継ぎはぎっていうか、なっていますから、意図的にやろうと思えば、スマートフォンを入れたりとか何だとかっていうことができるんですよね。こういったことを少しでも減らしていくために、例えばガムテープを用意して目張りをするだとか、そういうことを対策としては今考えております。

そういうことも含めて、避難所の運営の今後の見直しへということについては、一番最近で言いますと、能登半島の地震を踏まえて、国ほうで改正されました国の避難所ガイドラインに沿って本市の各種マニュアルの改定作業を行うほか、現在、来年度に向けて、本市の備蓄計画に基づき、女性ありますとか要配慮者などに配慮した備蓄品の整備と、発災当初からできるだけ可能な限り良好な避難所環境を目指せるように、質の向上を重点的に整備するよう見直しを検討しております。そうしまして、本市の災害対応力といいますか、の向上を進めてまいりたいなと考えております。

○高花委員 この新庁舎ができて、災害対策本部が出来上がる部屋もありますし、この研修会を受けたときに、言っておりました。アルファ化米、そしてまた、おにぎり、そしてパン、そういう配給はあるんだと、全部、炭水化物なんですよ。何が欲しいか、特に寒いとき。温かいもの、スープなんだそうです。熱電源も必要でしょうし、そういうお話を伺いました。そうだよなあ、食べるもののばかりが炭水化物だと、やはり、体にもよくない。そういう部分も、やっぱり、今後、検討項目の中に入れていきたいと思います。

防災安全部の質問は、これで終わらせていただきます。

前半の最後、選挙管理委員会に行きたいと思います。急ピッチでさせていただきます。

2款4項3目選挙執行費の中で、令和6年衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費、これは、事項別明細書では1億6千732万9千11円ということは分かっております。

そのうち、期日前投票に関連する費用について、決算額、伺います。

○蛭名選挙管理委員会事務局主幹 令和6年の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費のうち、期日前投票に係る費用は4千761万6千938円であります。

○高花委員 昨年の衆議院議員選挙のときから、この期日前投票所の時間、これが短縮されましたね。で、このことについて、既に一般質問だとか、質疑をされています。でも、どうしても納得いかないんですね。私たちも知りませんでした。それまでずっと午後8時までやっていたのが、午後5時15分になったという、この、なぜ短縮されたのか、まずは、短縮した内容、これについて伺いたいと思います。

○姥名選挙管理委員会事務局主幹 前回、令和3年の衆議院議員総選挙における期日前投票所の開設状況と、昨年、令和6年衆議院議員総選挙における状況を比較して申し上げますと、総合庁舎については、公示日翌日からの11日間、午前8時30分から午後8時まで行っており、従前と変更はございません。支所7か所については、開設期間は従来どおりですが、開設時間については、午前8時45分から、一部の支所を除き、午後8時までとしていたものを、終了時間を繰り上げ、午後5時15分までと短縮しました。商業施設4か所は、開設期間を公示日翌日からの11日間としていたものを、投票日前の8日間とし、3日間短縮したところです。各商業施設の開設時間は変更ございません。

○高花委員 ちょっと時間も迫ってきたので、短縮した理由については、これまで議会で人手不足だということを言ってきましたので、ここについては、そこは分かっておりますので、なぜ、じや、従事者の人員確保が難しいと思うのか、その集まらない理由というのはどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 全国的にも多くの業界で人手不足が課題となっておりまして、選挙事務においては、従事者の確保が困難であるということを理由とした投票所の統廃合や投票時間の繰上げが行われるケースが増加しているものと認識しております。

選挙事務従事者が集まらない理由としては、雇用期間や賃金などの雇用条件のほか、従前からの従事者が高齢化してきたこととか、仕事や働き方に対する多様化、価値観の変化など様々な要因があると考えております。

○高花委員 全国的な人手不足が問題で、投票所の統廃合もあると。でも、集まらない理由には、雇用期間、賃金、こういった部分が含まれているんじゃないかということでした。ある意味、単発的で、朝から晩までずっとっていう、そういった部分がきついのではないかと。また、従来やってきた方の高齢化、そういった部分があるということは分かりました。

昨年の衆議院議員選挙、どうしても急に解散して人を集めるのは大変なのは分かります。ところが、今回行われた市長選、そして、その前、7月の参議院議員選挙というのは前から行われるということが分かっていました。それでも、この期間といい、時間といい、短縮されたままで。

ということは、募集の時期に、募集の仕方が少し分かりにくいというか、やりたいと思わない内容的な募集の仕方ってことはないと思いますけれども、どのような募集の仕方をしてきたのか伺つて、また、その確保をしてきたのか、伺いたいと思います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 期日前投票所の事務従事者や投票立会人については、予定されている選挙の都度、あらかじめ希望者を募集し、登録しておくことで選挙に備えていたところでありますて、ホームページや広報誌、SNSなどに募集内容を掲載するほか、経験者には登録の意向を確認する文書を個別に送付するなどの対応も行っておりました。

令和6年についても、当初は予定された選挙はなかったものの、衆議院が解散することを想定し、4月から募集を始め、希望者の登録を行っていたところでございます。

○高花委員 分かりました。半年近く募集をしたということですね。

で、一つの国政選挙に必要な従事者、何人いて、この衆議院選挙のときは何人の人が集まってくださったのか、前もって伺いたいと思います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 昨年の衆議院議員総選挙につきましては、期日前投票を行う場

合、従前どおり開設する場合には約220人の従事者が必要でありまして、結果的に、このうち、登録者の中から確保できた人数は約60人程度ということでございました。

○高花委員 160人足りなかったということですね。ほとんど、そうしましたら、大変な作業であったとお察しいたします。

で、それでも私はやっぱり諦め切れなくて、投票率向上のために選挙管理委員会もこれまでいろんな努力をされてきているのは分かります。私は、選挙が終わるたびに、投票率の向上のためにというテーマで、一般質問だったり分科会だったり大綱質疑だったり、いろんな場で質疑をさせていただきました。例えば、18歳選挙権が始まるときには、大学で投票ができるようにしてはどうか、また、障害児の方が二十歳になったときに、初めて、選挙、その場でできないので、模擬投票をやってはどうか、また、高齢者の方、これまで真面目にずっと投票に行ってくださった方が、投票所が遠くなつて行けない、そういった方のために移動投票所をやってはどうか、これは会派でも要望させていただきましたけれども、そういったこと、選管も考えて考えて実施をしてきてくださっているところは評価していきたいと思っております。

この場で、人手が足りなくて、期日前投票所が時間短縮される、そこが意外で、私はどうしても納得いかないところがあります。

でも、人が集まらないんですから、幾ら工夫をしても、半年かけても、220人欲しいところ、60人しか集まらないこの事実。今後、どうしていくのか。政局がいつ、どうなるか、分からぬものもありますので、かつまた、2年後には地方統一選挙もございます。もう1年半後ぐらいですね。分かっている選挙がある、そこにもどうしようもないものがあるのか、それについて今後の見解を伺います。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 衆議院選挙を行うには、投票、開票全体で約1千600人の従事者が必要であり、そのうち約1千人が市の職員、約600人が会計年度任用職員や地域の皆様などに御協力いただきながら選挙を行ってきました。

特に、期日前投票所については、平成16年の制度創設以来、徐々に拡大し、現在は12か所になりましたが、それに伴い、人員も約220人に増加しました。平日のため、市職員の代わりに主に会計年度任用職員を充てていましたが、従事者の確保は年々苦しくなり、先ほども申し上げたとおりですが、あらゆるところにお願いをして、投票所開設の数日前にやっと従事者が確保できたというような状況が実は今まで多々ありました。人集めだけで職員が疲弊するようなありました。

このため、昨年の衆議院選挙から業務委託を導入しましたが、それに合わせて、円滑な運営のために開設可能となる期間や時間等も見直しました。正直なところ、市民の反応は気になりましたが、結果的には、期日前投票者数は増加し、市民にも定着してきたものと考えています。

昨今の人手不足の状況下においては、期日前投票所を今後も安定的に運営していくことの難しさを感じていますが、高花委員の御指摘や思いについてはとても理解できますし、選管としても投票率の向上を目指すところはぶれていませんので、市民の投票への影響に配慮しながら、周知啓発をはじめ、市民が投票しやすい環境づくりに試行錯誤しながら取り組んでまいります。

○高花委員 大変気持ちの籠もった局長からの答弁、ありがとうございました。

私は、一斉に、一律に20時まで延ばしたらどうですかということではありません。投票率が高

いところもあれば、もしかしたら、1人、2人増やすことで午後5時15分が19時までになったりとかできるところ、そういう柔軟性も必要ではないかなと思います。やはり、苦情があったかどうかは今ここでは聞かせんけれども、皆さん、驚いたと。やっぱり、夜じゃないと投票できない方は諦めてしまう方がいた。

今回の市長選の結果も思ったより低かった。あっとびっくりしました、これには、私も。もっと統一地方選は下がる可能性が出てくるんです。やっぱり、選管ができること、一律な考え方じゃなくてもいいですから、柔軟性を持って今後また検討していただきたいと指摘して、私の前半の質疑、終わります。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時29分

---

再開 午後4時30分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○佐藤委員 自民党・市民会議の佐藤でございます。

私は、北海道金魚すくい競技連盟というところの会長をやっておりまして、毎年7月に北海道大会、菅野副市長も一度お見えになっていただいて、来賓として、やっておりまして、今年で12回、護国神社でやっておりまして、これは、全国大会の予選会ということで、上位者が全国大会に出られるわけですけど、全国大会というのは、奈良県の大和郡山市というところ、ここは金魚の名産地なんです。そこで全国大会を開いているわけでございまして、全国から約2千名の方が、予選を通過した方が集まって、そこで金魚スクエアというところの会場でやるわけですが、ようやく、12回、去年、小中学生の部でようやく3位に滑り込み、今年の8月、大会、団体戦があるんですが、これ、北海道チームは3位や4位に、そして、小中学生の部で何とか6位に入賞できたということでございました。

実は、大和郡山市っていうのは、今回、自民党の総裁になられた高市早苗総裁の出身地でございまして、毎年、開会式には、高市議員というか、代議士の秘書の方が出ておられる。来年、もしかしたら、総理大臣で来るんじゃないかということを楽しみにしておりますけど、この金魚スクエアという、大きい、いわゆる体育館みたいなところですが、約25の水槽があって、そこで競技をするわけでございまして、この金魚スクエアっていうのが災害時には避難所になるということで、避難絡みの関係で、防災安全部に質疑をしていきたいと。

もういつ入るんだと言われるから、9款1項4目の、今、いろんな方が防災の関係を質問されていますが、防災施設等整備費についてお伺いしたい。

もう既に、備蓄品整備状況については事前に資料をいただいておりますので、その資料に基づきまして、この達成率が書いてあると思うんですが、これが60%未満のもの、この目標達成の時期についてはどのように考えているのか、まず、お伺いしたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 備蓄計画に基づき整備しております備蓄品のうち、達成率60%未満のものですが、毛布が56.9%、マットが51.5%、寝袋が47.6%となっております。

計画に定める備蓄品は、段階的に整備を進めておりますが、災害での教訓や社会情勢の変化を踏

まえ、必要に応じて計画の見直しも含めた検討を行いながら整備していくとしておりますことから、現時点においてこれらの目標達成時期を明示することは難しいものと考えております。

達成率の低い物資については、市民、事業者等に対し、自助、共助による防災対策を推進していくほか、不足する備蓄品については、国や都道府県からのプッシュ型の支援のほか、民間事業者との防災協定に基づく流通備蓄の調達なども含めて、円滑に調達できるよう体制づくりを進めているところでございます。

○佐藤委員 それでは、この表に示されている避難所運営用資機材についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、避難所の運営用資機材の保管場所、また保管状況について、現状、どうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 ストーブや発電機などの避難所運営用資機材の保管は、指定避難所である市内の小中学校や地区センターなどの空きスペースを借用しており、毎年購入している食料品の更新に合わせて保管状況を確認するなど、定期的な維持管理や点検を行っているところでございます。

○佐藤委員 そこで、ちょっと、今、高花委員からも質問があったんですが、暖房器具と発電機が全ての避難所に備蓄されているのか、そして、その燃料の保管状況についてはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 指定避難所のコークスストーブや石油ストーブなどの暖房器具や発電機の配置状況は、指定避難所 136か所のうち、暖房器具については 67か所、発電機については 66か所にそれぞれ配置してございますが、配置していない指定避難所につきましては、旧旭川第2小学校に備蓄している暖房器具や発電機を移送するほか、物資供給に係る防災協定に基づき、民間事業者から必要な機器を調達する体制を取ってございます。

次に、燃料の保管状況についてですが、石油ストーブや発電機の燃料は、消防法に定められた危険物でございまして、数量と管理に規制があるほか、長期保存ができないため、災害時は、旭川地方石油販売業協同組合などとの防災協定を活用いたしまして、民間事業者から優先的に供給していただけるよう協力関係を築いてございます。

○佐藤委員 北海道新聞で防災のアンケートを取っているんですね。それで、7月30日にカムチャツカで地震があって、そのときの影響について、それぞれ 82 の市町村にアンケートと結果が新聞に載っているんですけども、この避難所の暑さ対策が必要ということで 9割の市町村が回答しているわけですけど、本市の避難所の暑さ対策についてはどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○内村防災安全部長 避難所の暑さ対策についてですけれども、福祉避難所にも指定されております市内の小中学校の保健室、こちらについては、全ての学校でルームエアコンが整備されたほか、普通教室には簡易クーラーや遮熱カーテンが設置されているものと確認しております。また、令和6年度からは、普通教室や職員室にもルームエアコンの設置が進められているところでございます。

しかしながら、避難生活の主な場所となる体育館につきましては、現在、冷房設備が整備されていないことから、災害時には必要に応じて物資調達・輸送調達等支援システムや防災協定を活用し、避難生活の長期化に備えて扇風機や冷房器具を調達することとしております。

近年の記録的な猛暑が続く状況の中で、避難所の暑さ対策は一つの課題と認識しております。今後につきましては、体育館におけるスポットクーラーの活用など、可能な限り避難所における良好な生活環境が確保できるよう努めてまいります。

○佐藤委員 令和9年度には、全小中学校にルームエアコンが入るということでございますので、ぜひとも、スポットクーラーですか、これも、ぜひ避難所の暑さ対策に活用していただきたい。関係部署にはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、令和6年度の防災訓練や防災講習を実施したと思うんですが、その実績についてお示しください。

○紺田防災安全部防災課長 各団体や小中学校から依頼を受けて実施した防災講習は、51回、延べ3千196の方々に受講していただいております。

本市主催の訓練や講習につきましては、令和6年8月31日に東旭川地区で実践した市民参加型の総合防災訓練に119人の地域住民の方々に御参加いただいたほか、冬季の災害を想定した避難所における備蓄品の取扱いと避難所運営について習得することを目的として、隔年で実施しております冬季防災訓練を12月21日に東光スポーツ公園武道館で行いまして、市民、関係機関及び職員を含めて66の方に受講をいただきました。また、令和7年1月16日に総合庁舎で実施した防災講習会では、84人の市民の皆様に受講いただきました。

次に、職員を対象とした訓練につきましては、災害対策本部事務局訓練を3回実施してございまして、延べ130人が参加したほか、避難所開設運営訓練を8回実施し、延べ110人が参加してございます。また、地域防災計画での事務分掌に応じた部局ごとの個別訓練には、5部局、延べ20人が参加してございます。そのほか、新規採用職員研修のカリキュラムで、54人の新規採用職員に講習を実施しております。

○佐藤委員 今、報告がございましたが、この防災訓練や防災講習を実施した成果と、今後の防災訓練をどういうふうにやっていくかという考え方についてお示しをいただきたいと思います。

○内村防災安全部長 防災講習は、各団体の依頼により実施しております。昨今は、各地の災害発生状況による市民の防災意識の高まりにより、依頼件数、受講者が増加しております。講習内容は、本市ホームページに掲載しております旭川市避難マニュアル（市民用）に基づきまして、災害の基礎知識や災害への備えについての講話のほか、避難所で使用する段ボールベッドの組立て等を実施しております。

本市職員を対象とした訓練につきましては、人事異動による担当者の変更等を考慮し、毎年度、実施しております。災害対策本部訓練では、災害発生から終息までを想定した連絡調整や情報収集等、また、避難所開設運営訓練では、開設時の留意点や避難者受入れの流れ等の実習を行っております。

防災講習、職員訓練とともに、実際の災害対応や避難所生活の一部を体験することで受講者のイメージが膨らみまして、災害に備えるといった行動につながる成果が得られるものと考えております。市民参加型の総合防災訓練につきましては、昨年度まで郊外地区で実施しておりましたが、今年度は、商業施設で実施しまして、関係機関の協力の下、各種展示や体験等の多様なブースを設置しまして、市民をはじめとする多くの参加者に防災知識の普及ができたものと考えております。

今後につきましても、防災講習や防災訓練を通じまして、職員及び市民の防災意識の向上、ま

た、関係機関との連携を深めることに努めてまいります。

○佐藤委員 私も、先日、イオンモール旭川西で開かれた防災訓練のほうをちょっと見学させていただきました。本当に、家族連れで、いろんな体験、煙とか何か、それと、いろんな資機材を見るというようなことを、皆さん、やっておられました。

旭川は災害が少ないまちっていうのを売り物にしているようなんんですけど、しかし、これは、逆に取れば、もし災害が起こったときにはパニックになるわけですよね。だから、やはり、自分の命は自分で守るという、今、丁寧にやっていただいているけど、防災意識、これを、しっかりと、身につけるものは小さいときからそれを身につけてもらうということは大切なので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、防災安全部のほうの質問は終わりにいたします。

次に、消防本部のほうに、ドローンについてお伺いしたいというふうに思います。

まず、令和6年度決算について、9款1項1目の災害対応ドローン運用体制整備費の決算額と事業内容についてお伺いします。

○狩野消防本部警防課主幹 災害対応ドローン運用体制整備費の決算額でございますが、災害対応ドローンの操縦員を養成するための受講料や機体本体の保険加入に係る費用など、災害対応ドローンを運用するための必要な体制整備に要した費用で119万420円を執行してございます。

また、本事業につきましては、令和5年度から実施しており、管轄区域で発生する各種災害において、災害対応ドローンを活用し、上空から避難状況等に係る情報収集を行い、効率的かつ安全性の高い消防活動を実施することや、道内外で発生する大規模災害等において適切な消防応援活動を行うための体制整備を図ることを目的とした事業でございます。

○佐藤委員 今の答弁で、本事業が令和5年度から開始しているということでございますけれども、消防本部として今まで行ってきた経緯について、もう一度お伺いしたいと思います。

○狩野消防本部警防課主幹 災害対応ドローンにつきましては、令和2年度に総務省消防庁において緊急消防援助隊用の資機材として無償貸与整備事業に基づく意向調査が行われたことから、道北地区の代表消防機関である本市としても配置を要望し、令和5年5月に配備されてございます。また、そのほかにも、民間事業者様から複数の機体の寄贈をいただいておりましたことから、それぞれの機体を災害現場で活用するために、事業化への必要な準備を進め、令和5年度から事業を開始し、これまでに6人の操縦員を養成するとともに、令和6年9月から暫定的に運用を開始したところでございます。

○佐藤委員 今、総務省の消防庁から無償貸与されている機体と、民間事業者から寄贈を受けた機体について、現在、消防本部で何基の災害対応ドローンを保有したのか、また、それらはどのような機器性能を持っているのか、お示しください。

○狩野消防本部警防課主幹 現在の機体の保有数につきましては6基でございます。その内訳としては、総務省消防庁から無償貸与機体が1基、民間事業者様から寄贈いただきました機体が5基となっております。

性能としましては、最も性能のよい機体で最大飛行時間が42分間であることに加え、雨天時にも飛行可能な耐水性能を有しております。そのほか、全ての機種に共通する性能としましては、熱を感知する赤外線カメラのほか、地図作成機能、追従機能を有しております。

○佐藤委員 性能については確認をさせていただきました。

それで、この災害ドローンを運用することで消防活動にどのような効果が期待できるのか、また、これまで災害現場で活用した実績があればお示しをいただきたいと思います。

○狩野消防本部警防課主幹 災害対応ドローンの運用による消防活動への効果につきましては、火災や救助現場等において、上空から映像を取得することで、災害状況や、活動上、危険な場所など、早期に把握し、これにより迅速かつ的確な活動へと展開が可能となるとともに、河川等での水難事故や土砂災害などの大規模災害では、負傷者等の早期発見と救出、活動隊員の安全環境を確保することが可能となるものでございます。

また、これまでの災害活動で活用した実績につきましては、本年6月に市内河川で発生しました水難救助事案に2回出動しまして、検索活動を行っております。

○佐藤委員 現在、消防本部で構築しているこの災害ドローンの運用体制についてお伺いいたします。

○泉消防本部警防課長 現在の運用体制でございますが、令和5年度に定めた災害対応ドローンの運用要領に基づき、出動時には操作員として指名を受けた者のうちから、指揮者、操縦者、安全監視者の役割を割り当て、3人以上で小隊を編成することとしております。また、出動の基準につきましても、当該要領に基づいて、安全飛行管理者を警防課長とし、市内で発生した各種災害にドローンの活用が有効と判断した場合と、災害現場の最高指揮者からの要請があった場合に出動することとしております。

なお、運用時間帯につきましては、飛行条件を日の出から日没までと制限するなど、安全な飛行に努めて運用しているところでございます。

操縦員につきましては、これまで養成した6人のほか、自費にて受講した1人を加え、現在、7人を指名しており、毎日勤務職場に3人、交代制勤務職場に4人を配置しております。

○佐藤委員 今、運用体制については確認をさせていただきましたが、現在は、ちょっと暫定的っていうか、仮に3名、4名ということで運用しているということでございますけども、将来はどのような体制を目指しているのか、お伺いしたいと思います。

○河端消防長 消防本部としましては、今後も継続的に必要な操縦員を養成しまして、管轄区域で発生する火災、救助、自然災害などに対し、24時間365日、運用可能な体制を構築するとともに、道内外で発生した大規模災害などへの広域応援出動や緊急消防援助隊としての出動など、道北地区の代表消防機関である本市としての責務も果たす必要がありますことから、今後とも、操縦員のさらなる養成と技術の向上を図りながら、万全な運用体制の構築に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○佐藤委員 この災害ドローンというものの活用ですね。これは、人命救助、それと災害情報の早期入手、非常にこれは効果的だと思うんですね。今、ニーズがどんどん高まっていると思うんで、今後とも、今、新しい体制をつくるというのはなかなか難しいと思いますけども、予算面も含めて、積極的なドローンの活用を推進していただくことをお願いして、消防本部への質問を終わります。

○高橋ひでとし委員長 佐藤委員、午後5時まで、過ぎるかどうかということなんんですけど、大丈夫ですか。

午後5時を少しぐらい過ぎても、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 じゃ、そのまま続けます。

では、続けて、佐藤委員。

○佐藤委員 せっかくお待ちなので。

ちょっと私ごとの話をさせていただく。先日、私も、テレビ、大好きな昭和歌謡の番組がございまして、それを見ておりましたら、何と、私のふるさと、福島県伊達郡桑折町が番組で取り上げられたわけですね。びっくりしまして、何で取り上げられたかというと、歌碑、昭和の歌の碑ですね。この紹介なんですね。その歌碑っていうのは、舞鶴港にある歌碑だったんですが、2つ歌碑がある。一つは、二葉百合子さんが歌った、「母は来ました 今日も来た」っていう、リバイバルしました、あの「岸壁の母」っていう歌碑、もう一つが、これは「今日も暮れゆく 異国の丘に」という「異国の丘」という歌謡曲、この2つが舞鶴の港にある。シベリアから帰ってきた方々のあれですね。

実は、この「異国の丘」の歌碑はもう一つある、それが私の町でございました。作曲したのは吉田正さんという方なんですが、作詞したのが増田幸治という、伊達郡桑折町、私の町の出身で、それが桑折町の駅前にあるっていうんですね。慌てて、私、妹に、委員長も知っていると思いますが、駅前で割烹料理のおかみをやっているうちの妹に電話したんですね。そうしたら、「おい、歌碑、あるのか」って言ったら、「ある」って言うんですよね。知らなかつたんです、私。

詳しい話はもう割愛をいたしますけども、その、やはり、歌碑、「異国の丘」っていう、シベリア抑留という歴史の史実を裏づけるこの歌碑っていうものの存在と、先人たちの偉業を伝えるこの郷土史というのは、やっぱり、必要だと思うんですよね。

それで、変わりまして、総務部に旭川市史デジタルアーカイブ推進費についてお伺いをしたいと思います。

事業の概要と決算額をまずお示しいただきたいと思います。

○金総務部次長 旭川市史デジタルアーカイブ推進費につきましては、従前の市史編さん事業から手法を転換し、旭川の歴史に親しみやすい環境を整備するため、年表や写真、地図などをデジタル化し、インターネット上で公開するもので、決算額は662万3千594円となっております。

その内訳といいたしましては、ウェブサイト制作の委託料として599万490円、学識経験者や市民等の意見を伺うために設置する検討会の運営費として9万704円、事業構築の情報収集を目的に行う先進自治体への調査費として54万2千400円となっております。

なお、委託料の2分の1は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を充当しております。

○佐藤委員 このデジタルアーカイブの具体的な内容や特徴についてお示しをいただきたいと思います。

○金総務部次長 デジタルアーカイブの内容としましては、現在は、新旭川市史全8巻の内容を基に昭和20年までの情報を掲載しており、デジタル化により容易にキーワード検索が可能となった年表のほか、細部まで高精細で閲覧できる写真を458点、地図を59点、データベース化し、分野ごとに探しやすくまとめました。さらに、これまで発刊してきた市史や関連書籍39冊をデジタル化し、国立国会図書館が開発した先進的な技術を活用して、キーワード検索で該当ページを直接

探せるようにしております。

また、史料を活用して、現代のマップ上に大正15年の地図を重ね、透明度を調整することでその変化を感じられる機能や、市内3か所でドローン撮影した3Dパノラマ画像に写真や地図等の歴史情報のリンクを配置するなど、デジタルならではの技術を生かし、視覚的、直感的に歴史に親しめるコンテンツを備えております。

○佐藤委員 現在は、まだ、昭和20年、戦前までの内容ですけども、様々な情報とか機能が掲載されているということですけれども、このアーカイブの制作は事業者に委託しているということですが、市と事業者の役割分担はどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○金総務部次長 制作の役割分担といたしましては、市は、歴史情報や史料を整理、収集、選定するほか、ウェブサイト全体の構成について、事業者に対し、指示、調整を行っており、事業者は、学術的な使用目的に応えられる仕様のアーカイブシステムの整備と、これを基盤としたウェブサイトを構築するほか、市から提供、指示のあった歴史情報や史料をデジタル化、データベース化しております。

○佐藤委員 ウェブサイトの利用状況ですね、まだつくられたばかりですけども。あと、利用者の声ですね。反響もありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○金総務部次長 ウェブサイトの利用状況は、本年、令和7年3月25日の公開から9月末までにトップページへのアクセス回数で1万3千回を確認しているところで、今後、段階的に内容を追加、更新していくことに伴いまして、さらなる利用者の増を目指しているところでございます。

利用者からの意見といたしましては、検討会の参加者からは、歴史情報が見やすくなった、調べやすくなつたといった感想のほか、写真、地図の拡大機能や書籍の検索機能の有用性などについて評価をいただいております。また、図書館や学校などの現場でも一部で利用を進めていただいているといった報告を受けており、利用者からはおおむね好意的な反応があったと伺っております。

○佐藤委員 最後に、事業が始まったばかりですけれども、今のところの成果をどういうふうに捉えているのか、また、今後どのようなアーカイブ事業を展開していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○和田総務部長 ウェブサイトの構築によりまして、誰もが、いつでも、どこでも旭川市の歴史に親しめる環境を整備できたものと考えております。また、ウェブサイトの制作と同時に進めてきた検討会において様々な立場や年代の参加者から貴重な御意見をいただいたことで、今後の編集に向けて幅広い視点を取り入れた編集方針をまとめることもできたと考えてございます。

今後につきましては、その策定した編集方針に基づき、引き続き、検討会や市民の意見を参考にしながら、今年度から令和9年度までの3年間を重点的に編集期間と位置づけまして、現代までの年表や史料等の基本の歴史情報を段階的に追加、更新していくほか、学校の授業や高齢者のレクリエーションなど、研究目的だけではない、様々な世代や場面で親しみやすく活用されるようなコンテンツを拡充いたしまして、歴史を後世へ継承するとともに、地域の魅力を広く発信できるようなデジタルアーカイブ事業を着実に展開してまいりたいと考えております。

○佐藤委員 私の好きな昭和歌謡もぜひアーカイブに載せていただくことを希望して、私の質疑を終わります。

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会 午後5時00分